

青 森 県 地 域 防 災 計 画

— 風水害等災害対策編 —

(令和 6 年 3 月修正)

青 森 県 防 災 会 議

目 次

第 1 章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 各機関の実施責任	3
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第6節 県の概況	12
第7節 青森県の災害	21
第8節 災害の想定	25

第 2 章 防災組織

第1節 県防災会議	26
第2節 配備態勢	28
第3節 県災害対策本部	29
第4節 県災害対策本部に準じた組織	34
第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織	36

第 3 章 災害予防計画

第1節 調査研究	37
第2節 業務継続性の確保	39
第3節 防災業務施設・設備等の整備	40
第4節 青森県防災情報ネットワーク	44
第5節 防災事業	46
第6節 自主防災組織等の確立	54
第7節 防災教育及び防災思想の普及	56
第8節 企業防災の促進	59
第9節 防災訓練	61
第10節 避難対策	64
第11節 災害備蓄対策	69
第12節 要配慮者安全確保対策	71
第13節 防災ボランティア活動対策	75
第14節 災害廃棄物対策	77
第15節 文教対策	78
第16節 警備対策	81
第17節 交通施設対策	82
第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	85
第19節 水害予防対策	91
第20節 風害予防対策	95

第21節 土砂災害予防対策	97
第22節 火災予防対策	101
第23節 複合災害対策	104

第4章 災害応急対策計画

第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達	105
第2節 情報収集及び被害等報告	123
第3節 通信連絡	130
第4節 災害広報・情報提供	136
第5節 自衛隊災害派遣要請	139
第6節 広域応援	144
第7節 航空機運用	147
第8節 避難	152
第9節 消防	161
第10節 水防	162
第11節 救出	164
第12節 食料供給	166
第13節 給水	170
第14節 応急住宅供給	172
第15節 遺体の搜索、処理、埋火葬	175
第16節 障害物除去	178
第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	181
第18節 医療、助産及び保健	184
第19節 被災動物対策	190
第20節 輸送対策	191
第21節 労務供給	195
第22節 防災ボランティア受入・支援対策	197
第23節 防疫	200
第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	202
第25節 被災宅地の危険度判定	205
第26節 金融機関対策	206
第27節 文教対策	207
第28節 警備対策	211
第29節 交通対策	212
第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	217
第31節 石油燃料供給対策	223

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

第1節 雪害対策	224
第2節 海上災害対策	238

第3節 航空災害対策	250
第4節 鉄道災害対策	257
第5節 道路災害対策	261
第6節 危険物等災害対策	265
第7節 大規模な火事災害対策	274
第8節 大規模な林野火災対策	278
第6章 災害復旧対策計画	
第1節 公共施設災害復旧	286
第2節 民生安定のための金融対策	290
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	291

第1章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、風水害等の災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための県民運動の展開を図るものとする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)に定める特別防災区域に係る防災については、同法第 31 条の規定に基づく青森県石油コンビナート等防災計画による。

第 2 節 計画の性格

この計画は、風水害等の災害に係る県の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。
なお、地震・津波防災計画、火山防災計画及び原子力防災計画は別編とする。

- 1 国の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 市町村が作成する地域防災計画の指針となるものである。
- 3 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、青森県の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、その実施細目等については、さらに防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。
- 4 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の各章をもって構成する。

第1章 総則

青森県地域防災計画(風水害等災害対策編)作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、風水害等の災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。

第2章 防災組織

防災対策の実施に万全を期するため、県及び防災関係機関の防災組織及び体制について定めるものである。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定めるものである。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、事故災害に係る県及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、県及び防災関係機関が講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責務を有する基礎的地方公共団体として、当該市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害等の災害に対する防災力の向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

(資 料)

○ 指定行政機関等を指定する告示

(資料編1-4-1)

第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 県

(1) 県

- ア 県防災会議に関すること
- イ 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
- ウ 防災に関する組織の整備に関すること
- エ 防災に関する調査、研究に関すること
- オ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- カ 治山、砂防、河川等の防災事業に関すること
- キ 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- ク 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること
- ケ 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること
- コ 災害に関する広報に関すること
- サ 避難指示等に関すること
- シ 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助及びそれに準じる救助に関すること
- ス 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること
- セ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること
- ソ 災害時の交通規制及び緊急輸送に関すること
- タ 金融機関の緊急措置に関すること
- チ 災害対策に関する隣接道県等の相互応援協力に関すること
- ツ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- テ 県防災ヘリコプターの運航に関すること
- ト 県ドクターヘリに関すること
- ナ その他災害対策に必要な措置に関すること

(2) 県教育委員会

- ア 防災教育に関すること
- イ 文教施設の保全に関すること
- ウ 災害時における応急の教育に関すること
- エ その他災害対策に必要な措置に関すること

(3) 県警察

- ア 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること
- イ 災害時の警備に関すること
- ウ 災害広報に関すること
- エ 被災者の救助、救出に関すること
- オ 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関すること

- カ 災害時の交通規制に関すること
- キ 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること
- ク 避難等に関すること
- ケ その他災害対策に必要な措置に関すること

2 市町村

(1) 市町村

- ア 市町村防災会議に関すること
- イ 防災に関する組織の整備に関すること
- ウ 防災に関する調査、研究に関すること
- エ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- オ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること
- カ 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- キ 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること
- ク 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の安全確保に関すること
- ケ 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること
- コ 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること
- サ 水防活動、消防活動に関すること
- シ 災害に関する広報に関すること
- ス 避難指示等に関すること
- セ 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること
- ソ 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること
- タ 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること
- チ 罹災証明の発行に関すること
- ツ 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること
- テ その他災害対策に必要な措置に関すること

(2) 市町村教育委員会

- ア 防災教育に関すること
- イ 文教施設の保全に関すること
- ウ 災害時における応急の教育に関すること
- エ その他災害対策に必要な措置に関すること

3 指定地方行政機関

(1) 東北管区警察局

- ア 災害状況の把握と報告連絡に関すること
- イ 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること
- ウ 関係職員の派遣に関すること
- エ 関係機関との連絡調整に関すること

(2) 東北総合通信局

- ア 非常通信協議会の育成、指導に関する事
- イ 非常通信訓練に関する事
- ウ 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関する事
- エ 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事

(3) 東北財務局（青森財務事務所）

- ア 金融機関等の緊急措置に関する事
- イ 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のための災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通に関する事
- ウ 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関する事
- エ 地方公共団体から応急措置の用に供するために申請のあった普通財産の無償貸付に関する事

(4) 東北厚生局

- ア 災害時における管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- イ 災害時における関係職員の派遣に関する事
- ウ 関係機関との連絡調整に関する事

(5) 青森労働局

- ア 被災者に対する職業のあっせんに関する事
- イ 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関する事
- ウ 被災者に対する労働災害補償に関する事

(6) 東北農政局

- ア 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事
- イ 農地、農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関する事
- ウ 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事
- エ 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関する事
- オ 土地改良機械の緊急貸付けに関する事
- カ 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関する事
- キ 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関する事

(7) 東北森林管理局

- ア 森林、治山による災害防止に関する事
- イ 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事
- ウ 林野火災防止対策等に関する事
- エ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
- オ 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関する事

(8) 東北経済産業局

- ア 工業用水道の応急・復旧対策
- イ 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
- ウ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援

(9) 関東東北産業保安監督部東北支部

- ア 危険物・電気施設、ガス施設及び火薬類施設の保安対策に関すること
- イ 鉱山における人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全、鉱害の防止及び保安確保の監督指導に関すること

(10) 東北地方整備局（青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所、青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所）

- ア 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること
- イ 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること
- ウ 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
- エ 海上災害の予防対策等に関すること
- オ 公共土木施設（直轄）の整備に関すること
- カ 直轄河川の水防警報及び洪水予報（青森地方气象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること
- キ 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること
- ク その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること

(11) 東北運輸局（青森運輸支局）

- ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること
- イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること

(12) 東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）

- ア 航空機事故防止のための教育・訓練に関すること
- イ 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること
- ウ 遭難航空機の捜索に関すること
- エ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
- オ 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること
- カ 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること
- キ 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること

(13) 東北地方測量部

- ア 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること
- イ 復旧測量等の実施に関すること

(14) 仙台湾気象台（青森地方気象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(15) 第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）

- ア 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関すること
- イ 海難救助、海上消防、港則法に基づく船舶等に対する避難勧告等及び警戒区域の設定並びに

救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること

ウ 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関すること

(16) 東北地方環境事務所

ア 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること

イ 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること

ウ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること

エ 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること

オ 家庭動物の救護活動状況の把握・関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること

(17) 東北防衛局

ア 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

イ 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること

ウ 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡に関すること

4 自衛隊（陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地方隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊）

ア 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること

イ 災害時における応急復旧の支援に関すること

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客（北海道旅客、日本貨物）鉄道株式会社

ア 鉄道事業の整備及び管理に関すること

イ 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること

ウ その他災害対策に関すること

(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（東北支社青森支店）、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

ア 気象警報等の関係機関への伝達に関すること

イ 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること

ウ 災害対策機器等による通信の確保に関すること

エ 電気通信設備の早期復旧に関すること

オ 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること

(3) 日本銀行（青森支店）

災害時における通貨及び金融対策に関すること

(4) 日本郵便株式会社（青森中央郵便局）

災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること

(5) 独立行政法人国立病院機構本部（北海道東北ブロック事務所）

ア 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること

イ 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援に関すること

ウ 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること

エ 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること

(6) 日本赤十字社（青森県支部）

ア 災害時における医療対策に関すること

イ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること

ウ 義援金品の募集及び配分に関すること

(7) 日本放送協会（青森放送局）

ア 放送施設の整備及び管理に関すること

イ 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること

(8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（青森研究開発センター）

原子力施設の防災に関すること

(9) 東北電力株式会社（青森支店）、東北電力ネットワーク株式会社（青森支社）

ア 電力施設の整備及び管理に関すること

イ 災害時における電力供給に関すること

(10) 日本通運株式会社（青森支店）、福山通運株式会社（北東北福山通運青森支店）、佐川急便株式会社（北東北支店青森営業所）、ヤマト運輸株式会社（東北支社青森主管支店）、西濃運輸株式会社（青森支店）

災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること

(11) 東日本高速道路株式会社（東北支社青森・八戸・十和田管理事務所）

東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること

6 指定地方公共機関

(1) 公益社団法人青森県医師会

災害時における医療救護に関すること

(2) ガス供給機関（青森ガス株式会社、八戸ガス株式会社、弘前ガス株式会社、五所川原ガス株式会社、十和田ガス株式会社、黒石ガス株式会社、一般社団法人青森県エルピーガス協会）

ア ガス供給施設の整備及び管理に関すること

イ 災害時におけるガス供給施設の安全確保に関すること

(3) 輸送機関（弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、公益社団法人青森県バス協会、弘南バス株式会社、下北交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、岩手県北自動車株式会社、公益社団法人青森県トラック協会）

ア 輸送施設の整備及び管理に関すること

イ 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること

(4) 放送機関（青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森）

ア 放送施設の整備及び管理に関すること

イ 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送及び防災知識の普及に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること
- イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
- エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
- オ 農産物の需給調整に関すること

(2) 森林組合

- ア 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること
- イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること

(3) 漁業協同組合

- ア 組合員の被災状況調査及びその応急対策の協力に関すること
- イ 漁船、共同利用施設の災害応急対策等に関すること
- ウ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
- エ 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること

(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体

- ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
- イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
- ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

(5) 病院等経営者

- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員等に対する防災教育・訓練に関すること
- ウ 災害時における病人等の受入れに関すること
- エ 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること

(6) 社会福祉施設経営者

- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員等に対する防災教育・訓練に関すること
- ウ 災害時における入所者の保護に関すること

(7) 金融機関

被災事業者に対する資金の融資に関すること

(8) 道の駅運営管理者

- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員に対する防災教育・訓練に関すること

(9) 学校法人

- ア 防災教育に関すること
- イ 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること
- ウ 災害時における応急の教育に関すること

(10) その他NPO・ボランティア等の各種団体

市町村が実施する応急対策についての協力に関すること

(11) 危険物施設の管理者

災害時における危険物の保安に関すること

(12) 多数の者が出入りする事業所等（百貨店・工場等）

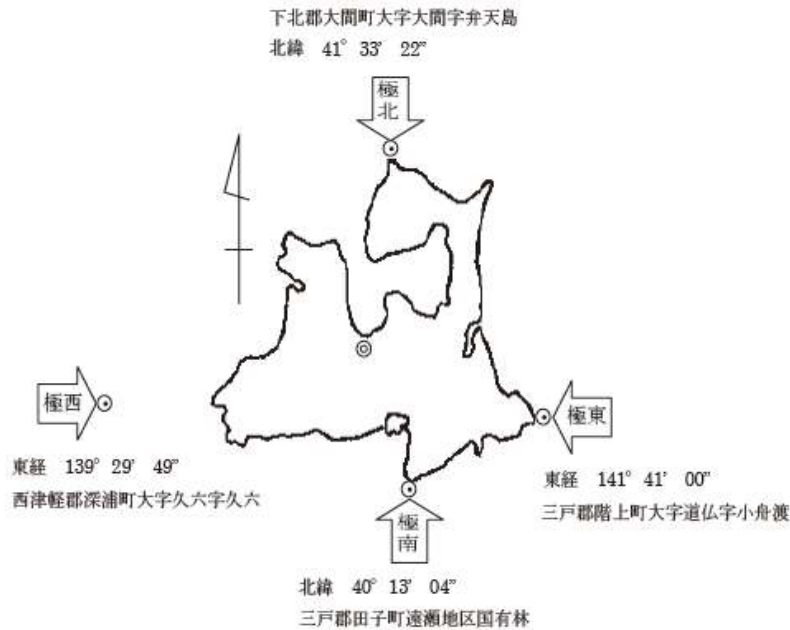
- ア 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
- イ 従業員等に対する防災教育・訓練に関すること
- ウ 来場者等に対する避難誘導に関すること

第6節 県の概況

1 位置

本県は、本州の最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡と三方海に囲まれ、南は秋田、岩手両県に接している。

これを経緯度でみると、東経 139 度 29 分 49 秒(深浦町久六島)から 141 度 41 分 00 秒(階上町大字道仏)まで、北緯は 40 度 13 分 04 秒(田子町夏坂)から 41 度 33 分 22 秒(大間町弁天島)の区域にあり、東西約 155 km、南北約 140 km にわたる範囲である。



2 地勢

本県の地勢は、山地、丘陵地、低地の3地形に区分され、地形、地域区分では、中央山地、西部山地、津軽半島脊梁山地、下北半島山地、東部丘陵地、津軽平野、青森平野からなる。

(1) 中央山地

奥羽地方の脊梁をなす奥羽山脈は、県内中央部の山地を形成し南北に走っている。那須火山帯に属する八甲田火山群及び十和田火山群は、この山地に位置している。八甲田火山群は、八甲田大岳、乗鞍岳等の諸火山が密集し、その南に十和田火山群がある。そして十和田火山群の中央に十和田湖がある。

(2) 西部山地

この山地は、出羽山地の北の延長部に当たり、県境においても 1,000m 内外の標高を示し、一部は西津軽郡の山地となり大戸瀬に至っている。また他の一部は中津軽郡から南津軽郡にわたる県境の山地を形成している。これらの山地や周辺の丘陵地を縫って、追良瀬川、赤石川、中村川及び岩木川等が流れ、溪谷を刻んでいる。鳥海火山帯に属する岩木山は、この山地の東北部にあり、その東方には津軽平野が広がっている。

(3) 津軽半島脊梁山地

この山地は、津軽半島を南北に走り、大倉岳、袴腰岳、四ッ滝山が重畳しており、その東西及び南の三翼には丘陵地が発達している。

(4) 下北半島山地

下北半島の西側の主要部には山岳が重畳し、奥羽山脈最北端部をなしている。この山地には那須火山帯に属する恐山火山と燧岳があり、この山地の東半部を占めている。西半部では、大作山、荒沢岳、袴腰山、目滝山等が南北に連なり、山岳地を形成している。これらの山岳地は、この半島の西岸において津軽海峡に臨み急崖をなしている。下北半島の山地と尻屋岬との中間には田名部低地があり、南北に細長い半島頸部とを結んでいる。

(5) 東部丘陵地

下北半島の頸部より十和田、八戸に及ぶ中央山地より東部の地域は、広大な丘陵地であり、その間の低地に小川原湖等の湖沼がある。馬淵川、五戸川、奥入瀬川等はこの丘陵地を東流している。

(6) 津軽平野

中央山地、西部山地及び津軽半島脊梁山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野をなしている。岩木川河口に十三湖を擁し、下流一帯は泥炭地を形成している。津軽平野の北部の西縁には、通称七里長浜の砂丘地帯があり、単調な海岸線をなしている。

(7) 青森平野

青森市を中心としたこの平野は、津軽半島脊梁山地と中央山地の北端である夏泊山地との間にあり、荒川、駒込川等の形成した扇状地群とその前縁の海岸低地からなっている。

青森県地勢図



3 地 質

本県の地質は基盤となる先第三系、中心となる新第三系そして表層の第四系の地層と、種々の火山岩等によって構成されている。

先第三系基盤岩類は、県内最古の小泊岬層そして尻屋岬層群などのように、従来は時代未詳として扱われていたものが近年、微化石等により時代が明らかになってきた。主な構成岩種は粘板岩、石炭岩、チャート、輝緑凝灰岩などである。これらは、小泊半島権現崎、弘前南方座頭石、青森市東岳、夏泊半島立石、下北半島福浦、同尻屋崎及び八戸南方の県境部に島状に分布を示している。

新第三系には、中新統及び鮮新統の地層があり、これらは本県の骨組みとして、県内一円に広く分布している。この時期は東北地方日本海側を特徴づけるグリーンタフ活動の産物が多く、緑色凝灰岩及び石油母層の頁岩で代表される。これらに加え、砂岩、泥岩なども堆積しているが、いわゆる黒鉱の胚胎層となっている。また、貝化石を産出することで鮮新統の大釈迦層及び近川層などは著名である。

第四系は洪積統及び沖積統からなる。前者は氷河時代の堆積物で、弘前台地、三本木原台地などを形成し、本県の海岸部に海岸段丘を連続的に形成した。特に西海岸の鰯ヶ沢から深浦にかけての海岸段丘は全国的に名高いものである。沖積統のものは、津軽、青森及び上北などの各平野、また河川の谷底平野及び海岸、潟湖の周辺に堆積している。一部では津軽半島屏風山、下北半島猿ヶ森のように砂丘を形成しているところもある。第四系の堆積物はいずれも未固結の礫、砂及び粘土からなる。なお、段丘上には岩木山火山、十和田火山等の火山灰などがかなり広範囲に堆積し、下位の地層を覆っている。

火山岩類は古生代～中生代にかけての花崗岩と新第三紀火山岩類及び新期火山岩類からなる。花崗岩類は白神山地周辺から弘前南方にかけての地域、青森市東岳、下北半島福浦及び尻屋崎、八戸市南方階上岳等で侵入岩体として分布するので、比較的小規模である。これらは、花崗岩～閃緑岩類で、赤石川中流の菱喰花崗岩類は絶対年代測定で、7千万年前後の中生代白亜紀のものであることを示している。また、これらに伴って、一部で非常に小規模な変成岩及び変成鉱物が含まれている。

青森県地質図



第三紀火山岩類は、流紋岩、石英安山岩及び安山岩と集塊岩からなる。深成岩類よりは大きく分布している。深浦、相馬、今別、小坪川、易国間、脇野沢、泊及び名久井地域に発達している。これらは新第三紀中新世のグリーンタフ時代の初期から末期にかけてと、鮮新世に活動した火山の産物であると思われる。

新期火山岩類は、那須火山帯に属する八甲田山、十和田火山、燧岳及び恐山と、鳥海火山帯の岩木山火山を中心に分布している。これらの火山は主に安山岩質溶岩と碎屑物及び火山灰を噴出している。

4 主な河川、湖沼、山岳等

本県の主な河川、湖沼、山岳は次のとおりである。

(1) 河 川

本県の河川総数は、岩木川、馬淵川及び高瀬川の一級水系 133 河川、堤川、奥入瀬川及び新井田川等の二級水系 157 河川、計 290 河川であり、その総指定延長は、2,086.5 kmに及んでいる。

このうち改修を要する延長は、直轄管理区間で 180.8 km(堤防延長)、県管理区間で 1,216.5 kmとなっている。

名 称	流路延長 (km)	水 源 地	下 流 端
馬 淵 川	142.4	岩 手 県	八戸市
岩 木 川	101.6	西 目 屋 村	五所川原市
新 井 田 川	78.1	岩 手 県	八戸市
奥 入 瀬 川	70.7	十 和 田 市	おいらせ町
高 瀬 川	63.7	七 戸 町	六ヶ所村
五 戸 川	50.7	新 郷 村	八戸市
中 村 川	44.9	弘 前 市	鱒ヶ沢町
赤 石 川	44.6	鱒 ヶ 沢 町	鱒ヶ沢町
浅 瀬 石 川	44.8	平 川 市	藤崎町で平川へ合流
平 川	40.6	平 川 市	藤崎町で岩木川へ合流
熊 原 川	37.0	田 子 町	三戸町で馬淵川へ合流
坪 川	35.9	七 戸 町	七戸町で高瀬川へ合流
浅 水 川	35.0	三 戸 町	八戸市で馬淵川へ合流
十 川	35.0	黒 石 市	五所川原市で岩木川へ合流
追 良 瀬 川	33.7	深 浦 町	深浦町
堤 川	32.6	青 森 市	青森市

(資 料)

○ 河川海岸図

(資料編1-6-1)

(2) 湖 沼

名 称	面積 (km ²)	周囲 (km)	所 属 又 は 関 係 市 町 村
小 川 原 湖	62.12	67.4	東北町
十 和 田 湖	61.11	48.1	十和田市〔青森〕、小坂町〔秋田〕
十 三 湖	17.82	31.4	五所川原市
鷹 架 沼	5.43	18.4	六ヶ所村
尾 駁 沼	3.32	12.5	〃
宇 曽 利 山 湖	2.68	—	むつ市
市 柳 沼	1.75	6.2	六ヶ所村
姉 沼	1.57	7.1	東北町
田 面 木 沼	1.16	8.3	六ヶ所村
田 光 沼	1.25	5.3	つがる市

(3) 山 岳

名 称	標高 (m)	所 在 市 町 村
岩 木 山	1,624.6	弘前市
八甲田山 (大岳)	1,584.5	青森市・十和田市
向 白 神 岳	1,250.0	深浦町
白 神 岳	1,235.0	〃
南 沢 岳	1,199.0	黒石市
逆 川 岳	1,183.6	青森市
戸来岳 (三ツ岳)	1,159.4	新郷村・十和田市
尾 太 岳	1,083.5	西目屋村
十 和 田 山	1,053.9	十和田市
十和田 (御鼻部山)	1,010.8	十和田市・平川市
恐 山 (釜 臥 山)	878.2	むつ市

5 海 岸

本県の海岸線は、津軽沿岸、陸奥湾沿岸、下北八戸沿岸の3沿岸からなり、その延長は、794.9kmであり、全国第13位の長さを有している。

(1) 津軽沿岸

津軽沿岸は、外ヶ浜町根岸を起点として竜飛崎を経て秋田県界に至る区間である。この区間は、陸奥湾、津軽海峡及び日本海に面しており、変化に富んだ海岸線を有している。外ヶ浜町根岸から十三湖までの区間は岩礁海岸が主体となっているが、一部に砂浜も見られる。その南側の十三湖から鰯ヶ沢町までの区間は、通称七里長浜と呼ばれる縦列砂丘地帯で、海浜幅 80m程度の砂丘の背後に丘陵地(標高 40mから 50m)が並行し、長年の侵食作用で崖海岸を形成している。また、鰯ヶ沢町から秋田県界までは、岩礁海岸が連続しており、風光明媚な地域であるが、激しい冬期風浪のため越波による被害が多発している地域である。

(2) 陸奥湾沿岸

陸奥湾沿岸は、むつ市北海岬を起点として陸奥湾を一周し、外ヶ浜町根岸に至る区間である。当沿岸では、古くから沿岸漁業が発達し、ほとんどの地域に漁村落がある。湾内の西側沿岸の海岸線は礫、玉石地帯となっており、南側沿岸は、陸奥湾に突き出た夏泊半島を境に、西側は岩礁海岸、東側は砂浜海岸に分かれている。湾内東側は、七里長浜と同じような崖海岸を形成しており、冬期風浪時の侵食災害が多発している地域である。北部沿岸は、砂利海岸がほとんどである。

(3) 下北八戸沿岸

下北八戸沿岸は、岩手県界を起点とし、尻屋崎と大間崎を経てむつ市北海岬に至る区間であり、太平洋側と津軽海峡側に大別される。太平洋側沿岸のうち、岩手県界から八戸市鮫角までの区間では、太平洋の荒波のうち寄せる巨岩や砂浜があり、雄大な風景が見られる。その北側は尻屋崎まで長大な砂浜海岸が続いている。太平洋沿岸一体は、津波や高潮の常襲地帯で、過去において甚大な被害を繰り返し受けた地域であり、また、太平洋の波浪等の影響で侵食が著しくなっているところである。津軽海峡に面した地域は、漁港が点在し背後地はほとんどなく、その背後には海岸防災林があり、海岸線はなめらかである。

(資 料)

○ 河川海岸図

(資料編1-6-1)

6 港湾及び漁港

本県が管理する港湾は、重要港湾が青森、八戸、むつ小川原港の3港、地方港湾が大湊、小湊、野辺地、川内、大間、尻屋岬、深浦、休屋、子ノ口、津軽、仏ヶ浦港の11港、合わせて14港となっている。このうち尻屋岬、深浦の2港は避難港となっている。

また、本県が管理する漁港は42港であり、このうち佐井、白糠、小泊の3港は避難港となっている。

(資 料)

○ 港湾図

(資料編1-6-2)

○ 港湾の現況

(資料編1-6-3)

7 道 路

本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速自動車国道や一般国道の自動車専用道路をはじめ、国管理の国道4号、7号、45号、101号(一部)、104号(一部)と、県管理の国道101号(一部)、102号、103号、104号(一部)、279号、280号、282号、338号、339号、340号、394号、454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び一般県道185路線がネットワークを形成している。

なお、県内の国・県道の実延長は令和3年(2021年)3月31日現在3,967.7kmで、うち改良済延長3,034.5km(改良率:76.4%)、舗装済延長2,840.7km(舗装率:71.6%)となっている。

(資 料)

○ 道路図

(資料編1-6-4)

8 気 象

本県は、本州の最北端に位置し地形海域が複雑なため気象も地域的に大きな違いとなって現れてくる。

東北地方の中央を南北に走る奥羽山脈は、その北端部が八甲田山系となって県内を二分し、西側に津軽地方、東側に三八、上北地方を形成している。上北地方から北側に下北半島がまさかり状となって突き出し陸奥湾を抱いている。そして三方海に面する本県は、日本海側に沿って、対馬暖流が北上し、これが津軽海峡に分流する。また、千島付近からの親潮寒流は、太平洋側に沿って南下する。

このような地形的分布と三海域に囲まれた県内は、寒候期と暖候期で著しく気象現象の地域差が現れる。寒候期には北西の季節風を直接受ける津軽地方と陸奥湾の影響を受ける下北並びに上北地方ではともに日本海側の天気特性となって風雪の日が多くなる。一方、三八地方は、八甲田山系が障壁となって太平洋側の天気特性を表し乾燥した晴天の日が多い。そして暖候期には梅雨期間を中心として千島海域からの冷湿な北東気流(ヤマセ)の流入することが多く、下北、上北、三八地方では低温・多湿の日が多くなる。

すなわち、八甲田山系によって津軽と三八地方はそれぞれ日本海側と太平洋側の天気特性となるが、下北と上北地方は大きな山地の影響が出て寒候期には日本海側の特性を表し、暖候期には太平洋側の特性となる。

9 人口及び世帯

令和2年国勢調査による本県の人口は、1,237,984 人で平成 27 年(2015 年)に比べ 70,281 人(約 5.4%)の減少となった。

男女別では、男 583,402 人、女 654,582 人で女 100 人に対して男 89.1 人となっている。また、世帯数は 511,526 世帯で、1～2人世帯が増加していることから1世帯当たり人員は 2.34 人と減少している。

この人口を地域別でみると市部人口は、平成 27 年(2015 年)に比較して 4.7%減少して 965,568 人となったが、県全体に占める比率は 78.0%へ高まった。一方郡部の人口は、平成 27 年(2015 年)より 7.6%減少して 272,416 人で、県全体に占める比率も 22.0%となった。

人口を年齢別に見ると、15 歳未満の年少人口が 129,112 人、15～64 歳の生産年齢人口が 676,167 人、65 歳以上の老年人口が 412,943 人で構成比はそれぞれ 10.6%、55.5%、33.9%となっている。これを平成 27 年(2015 年)の構成比と比べると、年少人口は 0.8 ポイント低下、生産年齢人口は 2.9 ポイント低下、老年人口は 3.8 ポイント上昇している。

○総人口、世帯数等の推移

(単位:人、世帯)

区分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	総世帯数	1世帯当たり人員
平17	1,436,657	679,077	757,580	89.6	510,779	2.75
平22	1,373,339	646,141	727,198	88.9	513,385	2.61
平27	1,308,265	614,694	693,571	88.6	510,945	2.48
令 2	1,237,984	583,402	654,582	89.1	511,526	2.34

注)1 世帯当たり人員は総世帯数から施設等の世帯を除いて算出

○年齢別人口及び構成比の推移

(単位:千人、%)

区分	平17年	平22年	平27年	令 2 年	構成比			
					平17年	平22年	平27年	令 2 年
総人口	1,437	1,373	1,308	1,238	—	—	—	—
15歳未満	199	172	148	129	13.9	12.6	11.4	10.6
15～64歳	911	844	758	676	63.4	61.7	58.4	55.5
65歳以上	327	353	391	413	22.7	25.8	30.1	33.9

注 1)総人口には年齢不詳を含む

注 2)年齢別人口構成比は年齢不詳を除いて算出

10 土地利用状況

本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等 33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。

土地利用状況は、この地形を反映して森林が 6,323k m²(65.5%(うち国有林 62.3%))を占め、次いで農用地が 1,496k m²(15.5%)を占めている。農用地のうち田は 792k m²と農用地全体の 52.9%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。

○県土の利用形態別構成(令和3年(2021年)10月1日現在)

区 分	青 森 県		全国構成比(%)
	面 積 (km ²)	構 成 比 (%)	
1)農 地	1, 4 9 6	1 5. 5	1 1. 6
2)森 林	6, 3 2 3	6 5. 5	6 6. 2
3)原 野 等	1 1 0	1. 1	0. 8
4)水 面・河 川・水 路	3 4 9	3. 6	3. 6
5)道 路	2 9 6	3. 1	3. 8
6)宅 地	3 4 3	3. 6	5. 2
住 宅 地	2 0 4	2. 1	3. 2
工 業 用 地	2 2	0. 2	0. 4
そ の 他 の 宅 地	1 1 7	1. 2	1. 6
7)そ の 他	7 2 9	7. 6	8. 8
合 計	9, 6 4 6	1 0 0, 0	1 0 0, 0

11 産業及び産業構造の変化

本県の15歳以上の総就業人口は、令和2年国勢調査によると602,391人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の68.6%(分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.0%(同))、第一次産業(11.4%(同))となっている。

その内容は、卸売・小売業が92,813人で最も多く、就業者総数の15.4%を占めている。次いで医療・福祉が86,923人(14.4%)、製造業が60,581人(10.1%)、農業、林業が60,306人(10.0%)、建設業が57,116人(9.5%)などとなっている。

なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少し、第三次産業は上昇している。

○産業別就業人口

(単位:人、%)

区 分		平成22年		平成27年		令和2年	
			構成比		構成比		構成比
就 業 者	総 数	639,584	100.0	625,970	100.0	602,391	100.0
	第1次産業	81,042	13.0	75,300	12.4	67,001	11.4
	第2次産業	127,978	20.6	124,032	20.4	118,134	20.0
	第3次産業	413,318	66.4	407,585	67.2	404,441	68.6

注1)総数には分類不能の産業を含む

注2)産業3部門別構成比は総数から分類不能の産業を除いて算出

第7節 青森県の災害

1 春（3月中旬～6月上旬）

2月下旬からシベリア高気圧の勢力が弱まり、3月に入って中国大陸から移動性高気圧が通るようになる。この頃から気温の上昇も大きくなるが、ときどき冬型の気圧配置に戻り、季節風が吹いて寒い日もある。この頃、日本海で急速に発達した低気圧が北日本を通過し大火、風害、海難を起こすことがある。

4月に入ると、冬の季節風の吹き出しが弱まり、移動性高気圧と低気圧が周期的に通過し、天気も周期的に変化する。

移動性高気圧に覆われると夜間の放射冷却が強まり、東北地方では霜が降りて被害を受けることが多い。

青森県における晩霜は、ほぼ5月上旬までであるが、太平洋側では6月上旬でも霜が発生することがある。

5月中旬頃から天気の周期性がはっきりしなくなる。高気圧が帯状になって日本付近に停滞し、晴天が続くようになる。

(1) 強 風

強風は、寒冷前線や低気圧の通過によって吹く場合が多く、家屋の損傷、倒木、海難をもたらす。春の強風は、西ないし南西の風向が多く、一般に風速が 18m/s 以上になると被害が急増する。また、陸上に比べ海上では風が強い。

(2) 火 災

4月、5月は大陸からの乾燥した移動性高気圧に覆われ、1年間で最も空気が乾燥する時期であり、林の火災が発生する。最小湿度が40%以下、実効湿度が65%位以下になると火災が多くなっている。

低気圧が青森県の北を通過すると、気温の急上昇に伴い空気が乾燥し、火災が発生しやすい。

(3) 融雪洪水

融雪洪水は、多雪地帯で気温が急上昇する場合に発生する。また、低気圧の接近、又はその影響を受け、降雨が加わると広範囲な洪水となるほか、平均気温が5℃以上の日が2～3日継続するとその発生する割合が大きい。

低気圧が青森県の北を通過すると、気温が急上昇し、雪解け水による融雪洪水が発生しやすい。

なお、日平均気温1℃による融雪量は、降水量に換算すると4.5mm /日に相当する。

(4) 晩 霜

春の夜間よく晴れて、風のないときに霜が降りやすい。このような気象状態は、移動性高気圧が大陸から東進して、当地方を覆う場合に多い。また、大陸方面やオホーツク海方面から、高気圧がゆるやかに張りだしている場合にも起こるおそれがある。

通常、気温が2℃以下になると霜が降り、-1℃以下では強い霜となって被害が拡大する。県内の終霜日は、概ね4月下旬から5月上旬であるが、上北・三八地方はオホーツク海高気圧に覆われて、6月でも降霜の記録がある。

2 夏（6月中旬～9月上旬）

6月中旬になると梅雨型の気圧配置となってオホーツク海から吹走するヤマセの影響を受け、冷涼

な曇天の日が多くなる。そのため、農作物の成育に障害を与える。しかし、津軽地方の中・南部は、八甲田山系によりヤマセがさえぎられ、農作物への悪影響が弱められる。

海上や沿岸では濃霧が発生し、視程障害による海難事故が発生しやすい。

梅雨末期は集中豪雨で災害をもたらすことが多い。青森県の平年の梅雨期間は6月14日ごろから7月28日ごろである。

盛夏になると太平洋高気圧に覆われ、暑い晴天が続くが、ときには上空に寒気が流入して発雷し、落雷や降ひょうによる被害を被る。

しかし、盛夏になっても太平洋高気圧が弱く、オホーツク海高気圧の支配下にあることがある。

このような年には北海道、東北地方では冷害となる。8月下旬になると、北方から前線が南下し、天気がぐずつき、暑さも和らぐ。9月に入るとさらに前線が南下し、台風の影響をうけて降水量が多くなる。

(1) 濃 霧

晩春から梅雨明け前後にかけて、八戸沖から津軽海峡方面にかけての海上やその沿岸、陸奥湾やその沿岸に濃霧が発生する。霧は、朝晩濃くなるが、東風が卓越すると日中でも消散せず、陸上にも流入することがある。県内沿岸では、特に尻屋崎付近で濃霧が著しく、海難発生頻度が高い。

(2) 低 温

低温による冷害は、オホーツク海高気圧が長時間にわたって停滞し、ヤマセによる低温と日照不足によるもの及びシベリア大陸からの寒冷気塊の流入によるものがある。前者を第1種型冷夏、後者を第2種型冷夏と呼んでいる。

第1種型冷夏の場合は、津軽半島北部から下北、三八、上北地方にかけて影響が大きく、この地方の最高気温が10℃程度のときでも、津軽地方の内陸では最高気温が20℃を超え、その差は顕著である。

オホーツク海高気圧の勢力が強いほど、また長引くほど冷夏が著しくなる。ヤマセの出現率は6月が50%で最も多く、次いで7月、8月の順となっている。

第2種型冷夏の場合は、シベリア大陸から寒冷気塊が繰り返し流入するものであるから、県内全般に低温となる。

(3) 大 雨

前線や低気圧が通過する際には、大気の状態が不安定となり、特に津軽地方の山沿いや三八地方の県境付近では、雷を伴った大雨が降り、河川が増水し洪水となることがある。また、前線が南下するような場合には、津軽半島北部や下北に強い雨を降らせることがある。

県内の1時間降水量の最大記録は、約90mmとなっている。

(4) 雷・降ひょう

雷には、熱雷と界雷とがある。盛夏では、内陸部で熱雷が発生する。太平洋高気圧から送られる高温・多湿の潜在不安定な空気が、内陸の下層から熱せられて上昇気流により積乱雲が生じ、これから雷雨が発生する。

界雷は前線によって発生するが、集中的な大雨は、熱雷と界雷が重なって降る事例が多い。雷に伴う降ひょうは、6月が最多で、9月にも多く発生し、農作物に被害を与える。

3 秋（9月中旬～11月中旬）

秋の台風経路は、季節が進むにつれて、次第に東にかたより始め、10月の台風の多くは直接日本に上陸することはない、日本の東方洋上を北東進する。統計によると、台風は毎年平均約26個発生し、

日本に上陸するのは平均約3個である。台風による被害は複雑多岐にわたる。

秋の天気の変り変わりは春の逆と考えてよく、秋の初期には高気圧が带状となって停滞しやすく、日本各地は晴天日が多くなり、霜も観測されるようになる。後半は、日本海で発達した低気圧が通過したのち寒気が流入して、八甲田山、岩木山などに冠雪し、11月上旬になると平地でも初雪がみられる。

(1) 台 風

夏から秋にかけての風水害は、台風の通過による場合が多く、特に9月が多い。夏の台風は、進路が複雑で進行速度も遅いことが多いが、秋の台風は北上するにつれて加速し、その移動速度は時速 100km に達することもある。また、秋の台風経路は、季節が進むにつれて、次第に東にかたより始め、10月の台風の多くは直接日本に上陸することではなく、日本の東方洋上を北東進する。

台風による被害は複雑多岐にわたる。台風が、太平洋側沿岸に接近しながら北上する場合は、三八・上北及び下北地方では、特に東よりの風が強くなる。台風の中心が関東の南海上にある頃から、本県では雨が降り始め、海上ではうねりが高まってくる。また、台風が北上するにしたがい風が強くなり、太平洋側では降水量が多くなる。

台風が日本海側を北上する場合は、台風接近時の南風と台風が通過した後の西風の強いことが特徴である。台風が西部沿岸を通る場合は、津軽と三八地方の山沿いに強い雨を降らせるが、日本海中部以北を通る場合は強風が主で、県内全般に高温となり、津軽西部ではフェーン現象が起こる。台風が県内を縦断する場合は暴風雨となることが多い。

また、秋の台風は、中心が通過した後吹き返しの風(強い西風)が長引く。

近年の本県における台風の被害として平成3年(1991年)9月28日の台風第19号、平成16(2004年)年9月8日の台風第18号による被害があげられる。

なお、平年値(平成3年～令和2年(1991～2020)年の平均)では、台風は毎年約25個発生し、そのうち日本に上陸するのは約3個である。

(2) 初 霜

県内の初霜は10月中旬から下旬にかけて観測されるが、むつでは9月30日の記録もある。

4 冬(11月下旬～3月上旬)

春が徐々にやってくるのにくらべ、秋は急速に深まり、北日本ではいち早く冬に入る。12月に入ると北西の季節風の吹き出しの回数も増し、本格的な冬を迎える。

冬の天気の特徴は、津軽、下北、上北地方で雪の降る日が多く、八甲田山系の風下に当たる三八地方を中心とした太平洋側では晴れる日が続く。

12月後半になると強い寒気が流入して、風雪や大雪の日が数日続くようになる。厳冬期の1月、2月は、水道や路面の凍結するところも多くなる。

また、地吹雪等で視程が悪くなるので、交通機関は特に注意が必要である。

さらに、なだれも発生するので注意が必要である。

2月末頃から大陸の高気圧が後退し始め、南又は東よりの風が吹くようになって、日本海側でも晴れる日が多くなって来る。また、東シナ海低気圧が日本の太平洋側沿岸沿いに北上する際、寒気を引き込んで太平洋側に大雪を降らせ、交通障害や着雪被害をもたらす。海上では大時化となる。

(1) 大雪・風雪

低気圧がオホーツク海方面で停滞し、発達する場合に冬型の気圧配置が強まって、津軽地方を中心に風雪の日が続く。上空約 5,000mに-40℃程度の寒気団が居座るようになると日本海側の降

雪は多くなり、太平洋側では小雪の降ることもあるが、晴天の日が続く。

(2) 着 雪

気温が0℃前後の場合に、低気圧の影響で湿った大雪が降ると、電線や樹木に着雪し、断線や倒木等の被害が発生する。

県内では主として、太平洋側を低気圧が北上する場合、東よりの強い風が吹き、三八、上北及び下北地方の沿岸では湿った大雪が降りやすく、着雪による被害が発生しやすい。

着雪被害の程度は、気温を基準にすると、概ね2℃から－2℃の場合が顕著で、－3℃以下になると軽微になってくる。

(3) なだれ

専門的にはかなり細かく分類されているが、一般に表層なだれと全層なだれに大別される。

なだれが最もよく起きる斜面の傾斜は、35～45 度で、55 度以上の斜面は、雪が少し積もるとすぐ落ちるので「なだれ」にはならない。また、25 度以下の緩やかな斜面も「なだれ」は少ない。

5 その他

(1) 高 潮

高潮は、台風や発達した低気圧が接近して通過する際、海面が高くなる現象であり、海水が陸地に、あるいは河口付近では逆流し、浸水して被害を与える。気圧と海面上昇の関係は1cm/hPa であるが、風向きによる波の吹き寄せ、又は湾口の形状等の要因が重なり、海面がさらに上昇することもある。

(2) 塩 害

強風による波浪の成長とともに、海水がしぶきとなって陸上に飛来し、電線等、あるいは農作物に付着し被害を与える。太平洋側では、東よりの風が吹く場合に被害が発生する。

(3) 家屋火災

火災は、低温で火気を使用する機会の多い空気が乾燥した冬季から春季にかけて多発しており、居住建物の火災が、高い比率を占めている。

火災による死者は居住建物で多く発生しており、高齢者、乳幼児が大半を占めている。

(4) 海上流出油事故災害

平成9年(1997年)12月に、マレーシア船籍の貨物船「メラティマス号」が荒天のため百石町(現おいらせ町)奥入瀬川河口付近に座礁し、流出した燃料油が大量に沿岸に漂着した。

令和3年(2021年)8月に、パナマ船籍の貨物船「クリムゾン・ポラリス号」が八戸港付近に座礁し、流出した燃料油や積み荷のウッドチップが沿岸に漂着した。

(資 料)

- | | |
|-----------------|------------|
| ○ 気象 | (資料編1－7－1) |
| ○ 過去5年間の主な災害 | (資料編1－7－2) |
| ○ 本県に被害のあった主な台風 | (資料編1－7－3) |
| ○ 過去5年間の火災 | (資料編1－7－4) |

第8節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等社会的条件並びに過去における各種の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 高潮による災害
- 3 集中豪雨等異常降雨による災害
- 4 豪雪による災害
- 5 海上、航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- 6 その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防災組織

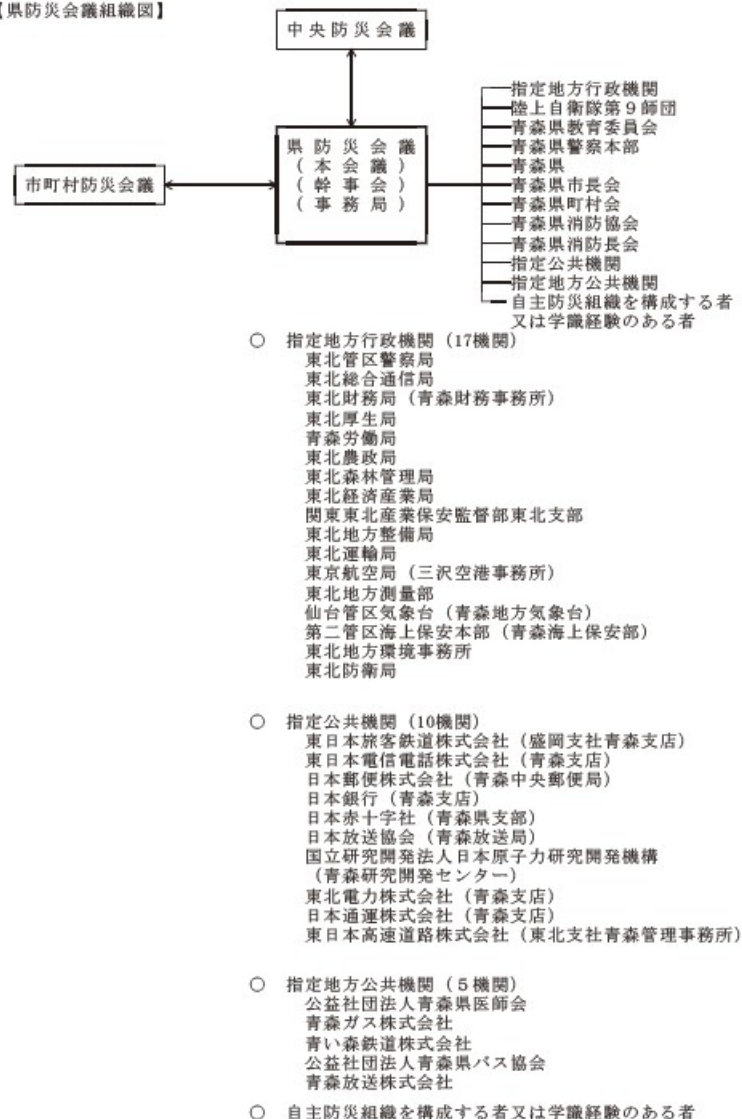
総合的な防災対策の実施に万全を期するため、県及び防災関係機関における防災組織、体制、所要要員の配備動員等は以下のとおりとする。

第1節 県防災会議

県防災会議は、県の地域内に係る防災に関し、指定地方行政機関、県、市町村等防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、県地域防災計画(風水害等災害対策編)を作成し、その実施を推進するとともに、防災に関する重要事項の審議、関係機関相互の連絡調整並びに市町村防災会議に対し、勧告等を行う。

1 県防災会議は、会長である知事と次に掲げる機関の長またはその指名する職員等(委員)をもって組織する

【県防災会議組織図】



2 県防災会議に部会、幹事会、事務局を置く

(1) 部会

本会議に係る事項が専門的な調査等を要する場合、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

(2) 幹事会

本会議に付議すべき事項等について検討させるため、委員の属する機関の職員のうちから会長が任命した幹事により構成する。

(3) 事務局

防災会議の事務を処理するため、県危機管理局防災危機管理課員をもって充てる。

(資 料)

- | | |
|-------------------------|------------|
| ○ 青森県附属機関に関する条例 | (資料編2-1-1) |
| ○ 青森県防災会議運営要綱 | (資料編2-1-3) |
| ○ 青森県防災会議委員・幹事等 | (資料編2-1-4) |
| ○ 青森県防災会議幹事会の議長となる者及び順位 | (資料編2-1-5) |

第2節 配備態勢

県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

態勢	準備態勢			非常態勢
略号	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報 ・震度4の地震が観測された場合 ・知事が指示したとき	・次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報（概ね1m以上） ⑥暴風雪警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続く予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 ・前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等） ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 ・十和田において噴火警戒レベル1の時に、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山、八甲田山又は十和田において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合
設置する組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部（危機管理局長が決定）	災害対策本部 配備基準に該当する地方支部（知事が決定）
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長 危機管理局長	知事 知事
態勢責任者	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長	災害警戒本部長（危機管理局長） 災害警戒本部地方支部長（地域県民局地域連携部長）	本部長（知事） 支部長（県民局長）

※下段は地方支部が設置される場合

第3節 県災害対策本部

県の地域内において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに、災害予防対策及び災害応急対策(以下「災害対策」という。)を実施する。

なお、防災関係機関において、災害対策本部等を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

県の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、予防措置及び応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、知事は県災害対策本部を設置し、県防災会議と緊密な連絡のもとに、災害対策を実施するものとする。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成及び実施、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整を図るものとする。

なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「青森県保健医療調整本部」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康医療福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。

また、消防応援活動調整本部、国の「非常災害現地対策本部」等が設置されたときは、これらの本部等と連携を図る。

1 組 織

(1) 県災害対策本部において、次の者をもって構成する本部会議を必要に応じ開催する。

本 部 長		知 事
副 本 部 長		副 知 事
統 括 本 部 員		統 括 調 整 部 長 (危 機 管 理 局 長)
本 部	総 務 部	長
	財 務 部	長
	総 合 政 策 部	長
	こ ど も 家 庭 部	長
	交 通 ・ 地 域 社 会 部	長
	環 境 エ ネ ル ギ 一 部	長
	健 康 医 療 福 祉 部	長
	経 済 産 業 部	長
	観 光 交 流 推 進 部	長
	農 林 水 産 部	長
	県 土 整 備 部	長
	国 ス ポ ・ 障 ス ポ 局	長
	出 納 局	長

	教 警	育 察	本 部	長 長
--	--------	--------	--------	--------

※災害対策本部長に事故があるときは災害対策副本部長がその職務を代理する。

(2) 県災害対策本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、右欄の者をその部長として充てる。

部 名	職 名
統 括 調 整 部	危 機 管 理 局 長
総 務 部	総 務 部 長
財 務 部	財 務 部 長
総 合 政 策 部	総 合 政 策 部 長
こ だ も 家 庭 部	こ だ も 家 庭 部 長
交 通 ・ 地 域 社 会 部	交 通 ・ 地 域 社 会 部 長
環 境 エ ネ ル ギ ー 部	環 境 エ ネ ル ギ ー 部 長
健 康 医 療 福 祉 部	健 康 医 療 福 祉 部 長
経 済 産 業 部	経 済 産 業 部 長
観 光 交 流 推 進 部	観 光 交 流 推 進 部 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長
県 土 整 備 部	県 土 整 備 部 長
危 機 管 理 部	危 機 管 理 局 長
国 ス ポ ・ 障 ス ポ 部	国 ス ポ ・ 障 ス ポ 局 長
出 納 部	出 納 局 長
教 育 部	教 育 長
警 察 部	警 察 本 部 長

(3) 県災害対策本部の部に班を置き、各部局の課長をその班長として充てる。

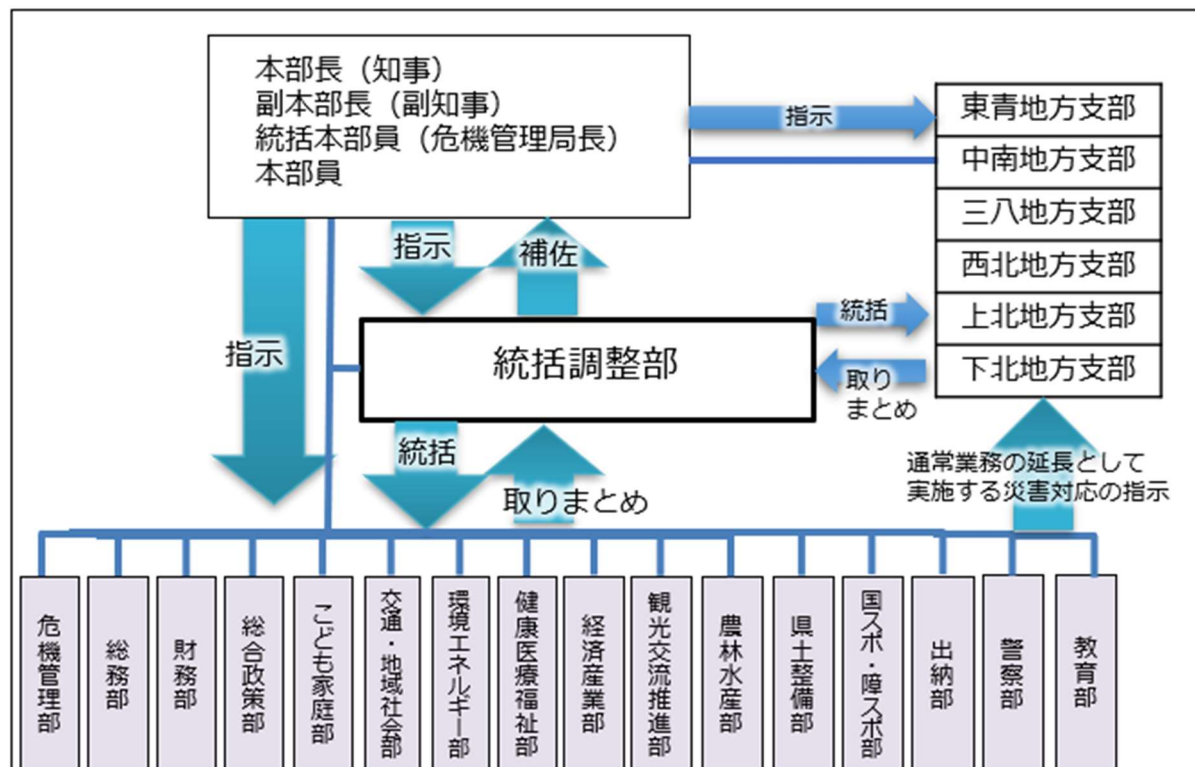
(4) 統括調整部に災害対策対応全般を統制するため、統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班、原子力班を置き、災害対策本部に常駐する。各班の業務は別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル(共通編、統括調整部編)」による。

(5) 統括調整部に各部の災害情報連絡員を置き、各部局等主管課(危機管理局を除く。)及び会計管理課の長がその所属の職員のうちから災害情報連絡員を指名するものとする。

(6) 県災害対策本部に、地域県民局の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、地域県民局長をその支部長として充てる。

(7) 災害が局地的である場合等には、必要に応じ現地災害対策本部を置き、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。

青森県災害対策本部の組織図(概要)



2 運 営

(1) 体 制

ア 本部会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する本部会議を必要に応じて開催し、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

イ 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議で決定した方針に基づき災害対策業務を実施する。また、各部ごとにあらかじめ災害対策本部運営マニュアル(以下「各部のマニュアル」という。)を定め、必要に応じて見直すこととする。

ウ 班

班は、部の災害対策業務を迅速かつ的確に実施する。また、各部のマニュアルを踏まえ、必要に応じて各班ごとにあらかじめ対応マニュアルを定め、必要に応じて見直すこととする。

エ 航空機の運用調整

防災関係機関所属の航空機の安全運航と効率的な運用に資することを目的として、災害対策本部内に対策班航空機運用調整チームを置く。

オ 災害情報連絡員等

災害情報連絡員は、部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底する。

(ア) 各部の災害情報連絡員

部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底する。

(イ) 市町村に派遣する情報連絡員(リエゾン)

気象の特別警報が発表された場合等に、関係する市町村の被害状況等を把握するため、本部長は、支部及び県災害対策本部から情報連絡員(リエゾン)を関係市町村災害対策本部等に派遣する。リエゾン派遣の基準、役割については、別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル」によることとし、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

カ 支部

支部は、災害現地における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて所管区域の市町村と緊密に連絡し、災害対策業務を実施する。

キ 支部連絡会議

支部長は、本部長の命を受けた災害対策業務を円滑かつ的確に実施するため、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議を開催し、災害対策業務について連絡調整を図る。

ク 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害現地において災害対策業務を効果的に実施する。

現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから知事が指名する。

現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(2) 防災関係機関等との連携

ア 大規模災害等における国、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期(概ね発災後 72 時間)の消火、救出、救助、救護活動を迅速かつ的確に行うため、国、防災関係機関等(DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等)は相互に連携するものとし、別に定める「青森県大規模災害時救助活動連携マニュアル」により、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

イ 国、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

県災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、国土交通省、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社などのライフライン事業者等の国、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、県災害対策本部会議に参画するものとする。

ウ 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の2に基づき、消防応援活動調整本部(本部長は知事、副本部長は消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長)を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。なお、詳細は「青森県緊急消防援助隊受援計画」による。

エ 国の現地対策本部等との連携

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

3 設置、廃止及び通知、公表

県災害対策本部は、次の基準により設置し、又は廃止する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中非常態勢の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 県災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表をするとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示するものとする。

通 知 及 び 公 表 先	主な伝達方法	備 考
各本部員及び班長、庁内一般	庁内放送、電話	
支部（災害地域を管轄する支部）	電話、青森県防災情報ネットワーク	
市町村（災害発生地）	電話、青森県防災情報ネットワーク	
防災会議委員	電話	県内所在の機関のみ
総務省消防庁、必要に応じその他関係省庁	電話、無線	無線は消防庁
東京事務所	電話	
報道機関	電話、プレスリリース	
住民一般	報道機関経由、ホームページ	

イ 県災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

ウ 県災害対策本部地方支部を設置、廃止したときの通知、公表については、県災害対策本部に準じる。

4 県職員の動員

県災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、各部局においては、それぞれの部局内の職員の動員の方法等を各部のマニュアルにあらかじめ定めておくものとする。

(資 料)

- 青森県災害対策本部条例 (資料編2-3-1)
- 青森県災害対策本部に関する規則 (資料編2-3-2)
- 青森県災害対策本部の班に関する規程 (資料編2-3-3)
- 青森県教育庁の災害対策に関する事務の分担 (資料編2-3-4)
- 青森県警察本部の災害対策に関する事務の分担 (資料編2-3-5)
- 日赤県支部救護本部組織 (資料編2-3-7)
- 気象予警報等の種類別伝達先 (資料編4-1-1)

第4節 県災害対策本部に準じた組織

県災害対策本部が設置される前及び県災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

1 県災害警戒本部（警戒態勢2号－2）

(1) 体制

ア 危機管理局長を本部長、危機管理局次長を副本部長、各部局の主管課長等で構成する県災害警戒本部を設置する。

イ 県災害警戒本部に事務局を置き、事務局長は防災危機管理課長とする。

ウ 県災害警戒本部の事務局は、県災害対策本部の統括調整部の編成に準じる。ただし、配備する職員の範囲は災害の状況に応じて随時定める。

(2) 運営

県災害対策本部の運営に準じる。

(3) 支部

災害の状況に応じて、地域県民局地域連携部長を地方支部長とする県災害警戒本部地方支部を設置する。支部の設置は、危機管理局長が決定する。

なお、地方支部の運営については、県災害対策本部地方支部の運営に準じる。

(4) 設置、廃止及び通知、公表

県災害警戒本部は、次の基準により設置し、又は廃止する。

ア 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中警戒体制(2号－2)の項に定めるとおり。

イ 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

ウ 設置及び廃止時の通知、公表

(ア) 県災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

(イ) 県災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

エ 県災害警戒本部地方支部の設置、廃止の通知、公表については県災害警戒本部に準じる。

(5) 県職員の動員

県災害警戒本部が設置された場合は、危機管理局の指定職員及び各部のマニュアルに基づく関係課長、関係する各部の災害情報連絡員が登庁して対処する。

2 県災害情報連絡室（警戒態勢2号－1）

(1) 体制

ア 防災危機管理課長を室長とし、各部の災害情報連絡員で構成する県災害情報連絡室を設置する。

イ 県災害情報連絡室の勤務体制は各課の執務室を基本とする。

(2) 運営

災害情報等の収集・共有、応急対策を実施する。

(3) 設置、廃止及び通知、公表

県災害情報連絡室は、次の基準により設置し、又は廃止する。

ア 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中警戒体制(2号―1)の項に定めるとおり。

イ 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(4) 県職員の動員

防災危機管理課及び消防保安課の一部職員、各部のマニュアルに基づき関係課の職員が登庁して対処する。

(資 料)

- | | |
|-------------------------|------------|
| ○ 青森県災害対策本部条例 | (資料編2-3-1) |
| ○ 青森県災害対策本部に関する規則 | (資料編2-3-2) |
| ○ 青森県災害対策本部の班に関する規程 | (資料編2-3-3) |
| ○ 青森県教育庁の災害対策に関する事務の分担 | (資料編2-3-4) |
| ○ 青森県警察本部の災害対策に関する事務の分担 | (資料編2-3-5) |
| ○ 水防組織 | (資料編2-3-6) |
| ○ 日赤県支部救護本部組織 | (資料編2-3-7) |

第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織

市町村及び防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1 市町村

(1) 災害対策組織

市町村における災害応急対策のための組織については、それぞれの市町村地域防災計画による。

なお、市町村地域防災計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 災害対策本部の組織、編成

イ 災害対策本部の各部、各班の所掌事務

(2) 職員の配備基準及び動員

市町村の職員の配備基準及び動員については、それぞれの市町村地域防災計画による。

なお、市町村地域防災計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 配備基準

イ 動員の方法

ウ 各部、班別の動員可能者数

2 防災関係機関

(1) 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

(2) 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生、又は災害の拡大を未然に防止するため、県及び防災関係機関等が講じる予防的な施策、措置等は以下のとおりとする。雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、「青森県国土強靱化地域計画」を指針とし、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進する。その際、大規模地震後の水害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第1節 調査研究

1 方針

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

風水害等の災害を未然に防止し、軽減するため、地域の特性を正確に把握しつつ、国との連携を図り、風水害等の災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、県、市町村等防災関係機関の防災対策に資するものとする。

2 実施機関

県(各部局)

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 風水害等の災害に関する基礎的研究

県内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた本県の自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象の観測を行うとともに、本県の風水害等の災害の履歴を調査分析する。

(2) 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、風水害等の災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

(3) 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

(4) 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市町村は一体となって最適な避難経路、指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路、指定避難所等を確保するため、必要な対策やその優先度について必要の都度修正を行う。さらに、市町村と連携しながら県民へ周知することや、計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

第2節 業務継続性の確保

1 方針

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

2 実施機関

県

市町村

防災関係機関

3 実施内容

県、市町村及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行う。

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

県は、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国（経済産業省）や電気事業者等が主体的、積極的に調整する。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

1 方針

風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減のため、防災業務施設及び設備等の整備を図るものとする。

2 実施機関

各機関

3 実施内容

(1) 気象等観測施設・設備等

気象、水象等観測施設、設備等の設置者及び管理者は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備を整備、点検するとともに、観測体制の維持・強化を図る。

(資 料)

- | | |
|-----------|------------|
| ○ 雨量等観測所 | (資料編3-3-1) |
| ○ 水位観測所 | (資料編3-3-2) |
| ○ 潮位観測所 | (資料編3-3-3) |
| ○ 冬期気象観測点 | (資料編3-3-4) |

(2) 消防施設・設備等

消防施設・設備等の設置者及び管理者は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を図る。特に危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(資 料)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ○ 消防本部の消防力 | (資料編3-3-6) |
| ○ 市町村の消防力 | (資料編3-3-7) |
| ○ 石油コンビナート等防災資機材の保有状況 | (資料編3-3-8) |
| ○ 化学消火薬剤の保有状況 | (資料編3-3-9) |
| ○ 林野火災用消防資機材の保有状況 | (資料編3-3-10) |
| ○ 林野火災用空中消火資機材の保有状況 | (資料編3-3-11) |

(3) 通信施設・設備等

県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全 LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務

のデジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

県、市町村等の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等のネットワークの構築に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

県、市町村及びライフライン事業者は、Ｌアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を図る。

なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水・防水対策の措置等を講じる。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(資 料)

- 通信施設・設備等 (資料編3-3-12)
- 通信事業者の支店の所在地 (資料編3-3-13)

(4) 水防施設・設備

水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動組織を確立し、重要水防箇所、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(資 料)

- 水防資機材の保有状況 (資料編3-3-14)
- 水防資材の調達 (資料編3-3-15)
- 水防用土採取 (資料編3-3-16)

(5) 海上災害対策施設・設備等

県、市町村等の防災関係機関は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

(資 料)

- 流出油防除資機材の保有状況 (資料編5-2-1)
- 海上火災等対策用船舶の状況 (資料編5-2-2)

(6) 救助資機材等

消防機関等は、人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材を整備、点検する。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(資 料)

- 救助用資機材の保有状況 (資料編3-3-17)

(7) 広域防災拠点等

県は、大規模災害時に防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送施設(一次物資拠点)等の救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点の確保に努める。

なお、広域防災拠点の確保には、主に県有施設又は市町村有施設等を活用することとし、市町村有施設等の活用にあたっては、県は市町村等との間で予め協定を締結する(広域防災拠点施設については、「青森県広域防災拠点リスト」を参照)。

また、市町村は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や救援物資搬送施設(二次物資拠点)の保管等の活動拠点の確保を図る。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

また、国(国土交通省)、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅、防災ステーション等を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

(資 料)

- 大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定 (資料編3-3-18)
- 青森県広域防災拠点リスト (資料編3-3-19)

(8) その他施設・資機材等

国、県(県土整備部)、市町村等の防災関係機関は、被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県及び市町村は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避

難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。

国(国土交通省)、県(県土整備部)及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

国(国土交通省)、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第４節 青森県防災情報ネットワーク

１ 方 針

災害時における一般通信の輻輳に影響されない、県独自の通信網を確保することにより、予防対策に役立てるとともに、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

２ 実施機関

県（各部局）
市町村
県警察
防災関係機関

３ 実施内容

（１）青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

ア 専用電話

（ア）端末局間のIP電話

（イ）自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

イ 文書データ伝送用端末

端末局間の文書データ伝送

（２）青森県総合防災情報システムの活用

県は市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策に有効に機能するよう充実を図る。

ア 各種防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

イ 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データ、属性情報を連携させたGISを活用し、以下の情報を管理する。

a 被害情報、措置情報

b 指定避難所情報

c 県防災ヘリコプター運航要請情報

ウ 防災情報の共有化

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により県民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びＬアラート等により、住民及び報道機関へ伝達する。

(3) 市町村の災害対策機能等の充実

県、市町村及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、一体となって災害応急対策を実施する必要があることから、市町村は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

(資 料)

○ 通信施設・設備等

(資料編3-3-12)

第5節 防災事業

流域治水の考えの下、地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、風水害等の災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、以下のとおり防災事業を推進する。

1 治山対策事業

(1) 方 針

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業を環境や景観へも配慮しながら推進する。

(2) 主な実施機関

東北森林管理局
県(農林水産部)

(3) 実施内容

ア 保安施設事業

溪流や山腹斜面を安定させるため、ハード対策(治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林造成等による荒廃地、荒廃危険地等の整備)とソフト対策(山地災害危険区域に係る監視体制の強化、情報提供等)を一体的に実施する。さらに、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止及び保安林の機能の維持強化に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

イ 地すべり防止事業

林野庁所管の地すべり防止区域について、現に下流に被害を与え又は与えるおそれがあり、流域保全上重要な箇所について、地下水排除工などの地すべり対策工を実施する。

(4) 関連調整事項

- ア 重要流域の荒廃地の現況を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。
- イ 山地地帯において治山行政と土木行政との総合的調整について考慮する。
- ウ 保安林の制度と運営について、砂防地区と森林法の保安林地区の競合や国土利用の効率化及び国土保全の調整について考慮する。
- エ 道路に直接被害を与え、又は与えるおそれのある山地における崩壊の復旧・予防についても考慮する。
- オ 民有林公共治山事業の採択基準以下である小規模荒廃地についても考慮する。

2 土砂災害対策事業

(1) 方 針

土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(2) 主な実施機関

県(県土整備部)

(3) 実施内容

ア 砂防事業

土砂の生産、流出を防止又は制御し、安全な河川環境を維持するとともに、土石流等により発生する土砂災害の未然防止を図るため各種の砂防事業を推進する。

なお、丘陵地の開発に伴う砂防指定地内の行為に対する管理を強化し、地域の開発に対応した各種防災事業を推進する。

(ア) 荒廃の著しい水源地域からの土砂流出の防止及び下流地域の土砂・洪水氾濫等の災害防止を目的とする砂防堰堤、溪流保全工事等砂防設備の整備事業

(イ) 土石流危険溪流等において発生する土石流の予防及び被害の軽減を目的とする砂防堰堤等砂防設備の整備事業

(ウ) 土石流等による災害の発生した溪流における再度の災害発生防止を目的とする緊急整備事業

(エ) 土砂・流木による被害の危険性が高い河川上流部の溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型堰堤等の整備を推進するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

降雨、融雪、地震等により発生するがけ崩れに対処するため、がけの高さ5m以上、勾配 30 度以上、人家5戸以上の箇所は、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについては、次の事業を実施する。

(ア) 緊急に対策を必要とする箇所を中心とした急傾斜地崩壊防止施設の計画的な整備事業

(イ) 豪雨等により、新たに崩壊が生じた急傾斜地における崩壊の拡大及び再度の災害発生防止を目的とする急傾斜地崩壊防止施設の緊急整備事業

ウ 地すべり対策事業

降雨、融雪、地震等により発生する地すべりに対処するため、地すべり地域の面積が5ヘクタール若しくは市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては用途地域)にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩壊土砂が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所又は鉄道、道路、その他公共施設、10 戸以上の人家、ため池、用排水施設、農道、林道、農地等に被害のおそれがある箇所については、「地すべり防止区域」に指定し、地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備事業を実施する。

(ア) 人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあり、かつ緊急に対策を必要とする区域、及び地域保全上の影響が特に大きい区域に重点をおいた地すべり防止施設の計画的な整備事業

(イ) 新たに発生した地すべり災害について、再度の災害発生防止のための緊急整備事業

エ 盛土による土砂災害防止対策事業

危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適

切な助言や支援を行うものとする。

(4) 関連調整事項

ア 砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている防災事業については、相互間の総合調整について考慮する。

イ 土砂災害対策については、各種工事の推進を図るとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)による警戒区域等の指定により、土砂災害のおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等、総合的な土砂災害対策を効果的に推進するよう考慮する。

3 河川防災対策事業

(1) 方針

洪水、高潮等による災害を防止するため、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、築堤、河道掘削、遊水地、放水路等の整備を推進するとともに出水時の堤防等施設の監視体制の確保に努めるものとする。

なお、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(2) 主な実施機関

東北地方整備局(青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所)

県(県土整備部)

市町村

(3) 実施内容

ア 河川総合開発

水資源の効率的利用とその有機的連携を保ちながら、水源から河口まで水系一貫した総合的治水対策を実施するものとし、その一環として、多目的ダム、治水ダムを建設する。

イ 河川改修等

洪水、高潮による災害の防御又は被害の軽減を図るとともに、河川の適切な利用及び流水の正常な機能を維持するため、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制を施行し、河積の拡大、河道の安定を図る。なお、内水被害の著しい地区では、内水排除河川としての整備もあわせて実施する。この河川改修とあわせて洪水調節を行うため、上流にダムを建設する。

ウ 総合治水対策

近年における都市化の進展とこれに伴う流域内の開発等による都市河川の治水安全度の低下に対応するため、防災調節池事業、土地の高度な有効利用をも考慮した多目的遊水池事業等により治水施設の整備を積極的に推進するとともに、流域の持つ保水、流水機能の確保及び災害の発生のおそれがある地域での安全な土地利用の誘導等により都市における総合的な治水対策を推進する。

また、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努める。

オ 河川維持修繕

河川を常時巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、

その原因を究明し、洪水に際しての被害を最小限に止めるよう堤防の維持、護岸、水利、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

(4) 関連調整事項

- ア 水源より河口にいたる水系全流域における重要水防箇所の現況を把握するとともに、慢性的、持続的な破壊作用(ダムの堆砂、河床変動等)等についても考慮する。
- イ ダムの建設及び操作等利水施設の設置及び運営に当たっては、治水について十分考慮する。
- ウ 砂防事業、治水事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- エ 都市の下水道事業、農業排水などの排水改良事業との調整について考慮する。
- オ 河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
- カ 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

4 海岸防災対策事業

(1) 方針

海岸の侵食、浸水、津波、高潮、波浪による災害を防止するため、海岸保全施設の整備を既往最大規模等の高潮(波浪を含む。)に対応できる規模で推進する。

その際、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等により、地形的条件等を考慮しつつ実施するものとする。

なお、各事業を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(2) 主な実施機関

県(農林水産部、県土整備部)

(3) 実施内容

ア 高潮対策事業

津波、高潮、波浪等による被害の発生を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設、又は既存施設の補強改良等を実施する。

イ 侵食対策事業

侵食による被害の発生するおそれのある海岸の侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

(4) 関連調整事項

- ア 海岸保全事業は、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)及び農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれているので、これら相互間の総合調整について考慮する。
- イ 後背地が狭あいである沿岸海域の埋立てによらなければ公共用地の確保が困難な場所では、公共用地の計画的な造成を配慮した海岸保全事業を実施する。
- ウ 観光レクリエーションの将来需要の動向を配慮した海浜利用と調和のとれた海岸保全事業を実施するよう考慮する。

5 農地防災対策事業

(1) 方針

農用地及び農業用施設の災害を防止するため、防災ダム事業、湛水防除事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業等を環境や景観へも配慮しながら推進する。

(2) 主な実施機関

東北農政局
県(農林水産部)
市町村
土地改良区

(3) 実施内容

ア 防災ダム事業

降雨、融雪時の河川の増水等による洪水被害を防止するため、洪水調節用のダムの新設、改修事業を実施する。

イ 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の新設、改修事業を実施する。

ウ ため池等整備事業

- (ア) 農業用ため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設、改修事業を実施する。
- (イ) 自然的・社会的状況への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修及び農業用ため池(災害防止用のダムを含む)の新設、改修事業を実施する。
- (ウ) 土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、堰堤、水路等の新設、改修事業を実施する。
- (エ) 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、補強対策、耐震化、統廃合等を推進するものとする。
- (オ) 地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システムにより、速やかな情報共有を図るものとする。

エ 地すべり対策事業

降雨、融雪等により発生する地すべりに対処するため、地下水、地表水の排除施設及び擁壁等の防止施設の整備を図る。

(4) 関連調整事項

- ア 老朽ため池、地すべりの危険箇所の現況を把握し、改修工事施行の基礎資料とする。
- イ 農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整について考慮する。

6 都市防災対策事業

(1) 方針

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、都市の防災化を推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点の整備、市街地の整備等を推進する。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

(2) 実施機関

国

県(県土整備部)

市町村

土地区画整理組合

市街地再開発組合

(3) 実施内容

ア 地域地区の設定、指定

(ア) 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

(イ) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

(ウ) 災害危険区域の指定

県及び市町村は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(エ) 貯留機能保全区域の指定

知事は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

(オ) 浸水被害防止区域の指定

知事は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

イ 都市基盤施設の整備

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設事業を推進する。

(ア) 街路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

(イ) 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯等の都市防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

(ウ) 都市下水路事業

雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。

(エ) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠

の新設又は改修事業を実施する。

(オ) ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進する。

ウ 防災拠点施設整備事業

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

エ 市街地の整備

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

(ア) 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を実施する。

(イ) 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を実施する。

(ウ) 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を実施する。

オ 建築物不燃化対策

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(ア) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(イ) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

カ 風水害に対する建築物の安全性の確保

地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努める。

キ 空家等対策

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるとともに、そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導等を行うよう努める。

(資 料)

○ 防災ヘリコプター場外離着陸場

(資料編4－20－12)

7 危険地域からの移転対策事業

(1) 方 針

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの住宅の移転に対し助成を行い、その促進を図る。

(2) 主な実施機関

県(県土整備部)

市町村

(3) 実施内容

ア 集団移転促進事業

豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不
適当な区域にある住居の集団的移転を促進する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転を促進す
る。

第6節 自主防災組織等の確立

1 方針

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う自主防災組織等の育成、強化を図り、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

2 実施機関

県(危機管理局)

市町村

自主防災組織等

3 実施内容

(1) 県

市町村等が行う自主防災組織の育成、強化の取組を支援するとともに、関係機関と自主防災組織等との連携強化を推進する。

(2) 市町村

住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

ア 育成強化の方法

(ア) 地域住民等の自主防災組織

自主防災組織は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という連帯感に基づき、自主的に組織することを本旨とし、災害時に被害を防止し、又は軽減するため、実際に防災活動を行う実働部隊として組織されることが望ましいことから、その育成、強化については、次により行う。

- a 地域(町内会等の単位)の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓発活動(必要な資料の提供、研修会の開催等)を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。
- b 既存の町内会や自治会等の組織を生かした自主防災組織の育成を図る。
- c 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び要配慮者を保護するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- d 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の取組状況の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、女性の参画の促進に努める。
- e 平時においては、食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時には指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。
- f 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(イ) 事業所の自衛消防組織

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実強化するとともに、特に法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を推進する。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

ア 平時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 活動地域内の防災巡視の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材の備蓄及び管理
- (カ) 要配慮者の把握
- (キ) 地区防災計画の作成

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火活動
- (イ) 災害危険箇所等の巡視
- (ウ) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
- (エ) 救出救護の実施及び協力
- (オ) 集団避難の実施
- (カ) 指定避難所の開設・運営
- (キ) 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

(4) 事業所

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

ア 平時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材の備蓄及び管理

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火活動
- (イ) 救出救護の実施及び協力
- (ウ) その他

(資 料)

○ 自主防災組織の現況

(資料編3－6－1)

第7節 防災教育及び防災思想の普及

1 方針

防災に携わる職員の資質を高め、また、住民の風水害等の災害に対する認識を深めるため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底と住民に対する防災思想の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

2 実施機関

県(各部局)
市町村
県教育委員会
防災関係機関

3 実施内容

(1) 防災業務担当職員に対する防災教育

ア 防災関係機関は、それぞれ防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等あらゆる機会を利用し、防災教育の徹底を図る。

イ 防災教育は、概ね次に掲げる事項について実施する。

- (ア) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (イ) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (ウ) 災害を体験した者との懇談会
- (エ) 災害記録による災害教訓等の習得

(2) 住民に対する防災思想の普及

ア 国、県、市町村等防災関係機関は、人的被害を軽減する方策は、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。

- ・警戒レベルとそれに伴う避難指示等の意味と内容の説明
- ・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避難の妨げになることなどの啓発活動
- ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育

なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、県全体としての防災意識の向上を推進する。

なお、普及啓発の方法及び内容は次による。

(ア) 普及方法

- a 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間等を通じて防災思想の普及を図る。
- b 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ、又は新聞で行う。
- c 防災に関するホームページ・パンフレット・ポスター・ハンドブック「あおもりおまもり手帳」等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- d 防災に関する講演会等を開催する。

(イ) 普及内容

- a 気象、水象、地象に関すること
- b 気象予報・警報等に関すること
- c 災害時における心得
- d 災害予防に関すること
- e 災害危険箇所に関すること

イ 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。

ウ 県(消防保安課)は、青森県防災教育センター(消防学校内)の設備、展示物、災害に関する映像等のさらなる活用を図る。

エ 県及び市町村は、国、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。

(ア) 浸水想定区域、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを施設等の管理者へ提供する。

(イ) 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

(ウ) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水、食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(エ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

(オ) 高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

(カ) 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(キ) 市町村の地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

(ク) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(ケ) 国(国土交通省等)、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

オ 青森地方気象台は、県及び市町村その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の住民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

(3) 災害教訓の伝承

国、県、市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(資 料)

○ 防災DVDの貸出しについて

(資料編3-7-1)

第8節 企業防災の促進

1 方針

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、企業防災に向けた取組に努める。

2 実施機関

県内事業者

県（各部局）

市町村

防災関係機関

商工会、商工会議所

商工業関係団体

3 実施内容

(1) 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めることが望ましい。

県、市町村等防災関係機関は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援するものとする。

市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2) 防災意識の高揚

県、市町村及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

(3) 避難確保・浸水防止計画

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所

有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画」という。)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であつて、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(4) 防災訓練等への参加

県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(5) 従業員の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。

第9節 防災訓練

1 方針

風水害等の災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

2 実施機関

県(各部局)

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 個別防災訓練の実施

県、市町村等防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、地域の災害リスクに基づいた個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練や、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

ア 通信訓練

イ 情報収集伝達訓練

ウ 非常招集訓練

エ 災害対策本部設置・運営訓練

オ 避難・避難誘導訓練

カ 消火訓練

キ 救助・救出訓練

ク 救急・救護訓練

ケ 水防訓練

コ 指定避難所開設・運営訓練

サ 給水・炊き出し訓練

シ 航空機運用調整訓練

ス 広域医療搬送訓練

セ その他各機関独自の訓練

(2) 総合防災訓練の実施

県及び市町村は、毎年、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等の多様な主体の参画を得ながら、青森県総合防災情報システムを活用した総合防災訓練を実施する。この際、自主防災組織や要配慮者を含めた住

民参加のもとでの夜間避難訓練、災害時応援協定締結業者等との通信連絡途絶時の連絡調整訓練、大規模災害を想定した広域避難訓練等、実災害を想定した様々な条件設定に加え、感染症が流行している状況の設定など、実態に即した訓練項目の実施に努める。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

ア 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した防災訓練は、次のとおり実施する。

(ア) 実施時期

原則として山火事防止運動強調期間(4月10日～6月10日)内とする。

(イ) 訓練内容

- a 情報収集伝達訓練
- b 現場指揮本部設置訓練
- c 航空偵察訓練
- d 空中消火訓練
- e 地上消火訓練
- f 避難・避難誘導訓練
- g その他災害想定に応じた必要な訓練

イ 風水害想定

風水害を想定した防災訓練は、次のとおり実施する。また、訓練の実施に当たっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

(ア) 実施時期

原則として出水期、又は台風シーズン前とする。

(イ) 訓練内容

- a 災害広報訓練
- b 通信訓練
- c 情報収集伝達訓練
- d 災害対策本部設置・運営訓練
- e 交通規制訓練
- f 避難・避難誘導訓練
- g 水防訓練
- h 土砂災害防御訓練
- i 救助・救出訓練
- j 救急・救護訓練
- k 応急復旧訓練
- l 給水・炊き出し訓練
- m 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- n 指定避難所開設・運営訓練

- o 要配慮者の安全確保訓練
- p ボランティアの受入れ・活動訓練
- q 航空機運用調整訓練
- r 広域医療搬送訓練
- s その他災害想定に応じた必要な訓練

(3) 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、県や市町村の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、県及び市町村は、地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第 10 節 避難対策

1 方 針

風水害等の災害時において住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市町村は一体となって最適な避難路や指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路や指定避難所等を確保する。

2 主な実施機関

県(各部局)

県教育委員会

県警察

市町村

市町村教育委員会

3 実施内容

市町村は、風水害等の災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定避難所等を指定しておく。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができる。

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、平常時から、指定避難所の場所、受入人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。

ア 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)が避難できるような場所を選定すること

イ 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること

ウ 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること

エ 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること

オ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者（障害者、医療的ケアを必要とする者等）のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましいこと

カ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること

キ 福祉避難所として指定避難所を指定する際には、あらかじめ受入対象者を特定して公示し、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないようにすること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

ク 感染症発生時等、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入れが困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること

また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

(3) 臨時ヘリポートの確保

指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(4) 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女双方及び性的マイノリティの視点に留意し、それぞれのニーズの違い等に配慮するとともに、家庭動物の同行避難に留意するものとする。特に、性暴力や DV 等の対象となりやすい女性及び子供等や、周囲の理解不足により偏見にさらされやすい性的マイノリティにとって安全・安心な避難所となるよう、施設・設備の配置等に十分配慮するものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ア 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。

イ 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品、マット、簡易ベッド(段ボールベッドを含む)、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ウ 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、体温計、パーティション、運営スタッフ用の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。

市町村は、指定避難所における感染症対策について、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトの設定等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。県は、これらの取組に関して必要な支援を行うよう努める。

(5) 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより地域住民等に周知を図り、災害時の速やかな避難に資する対策を講じる。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

(6) 避難路の選定

ア 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること

イ 避難のため必要な広さを有する道路とすること

(7) 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(8) 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

ア 指定避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(ア) 指定避難所等の名称

(イ) 指定避難所等の所在位置

(ウ) 避難地区分け

(エ) その他必要な事項

イ 避難のための心得の周知徹底

地域住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に、(イ)避難時の心得については、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

(ア) 避難準備の知識

(イ) 避難時の心得

避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(ウ) 避難後の心得

ウ 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(9) 市町村の避難計画の策定

市町村は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 避難指示等を発令する対象区域(町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位)、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動要支援者の状況

ウ 指定避難所等への経路及び誘導方法

エ 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制

オ 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給措置

(エ) 被服、生活必需品の支給措置

(オ) 負傷者に対する応急救護措置

(カ) その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

キ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難者受入中の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知

(エ) 避難者からの各種相談の受付

(オ) その他必要な事項

ク 災害時における広報

ケ 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難場所の開錠・開放について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

コ ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(10) 被災者支援の仕組みの整備

県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(11) 広域一時滞在に係る手順等の策定

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

(12) その他

県及び市町村は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。

県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、災害発生のおそれがある場合、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、自宅療養者等に対して必要な情報を提供するよう努めるものとする。

○ 指定避難所及び指定緊急避難場所の現況

(資料編3-10-1)

第 11 節 災害備蓄対策

1 方 針

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

県及び市町村は、公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、県民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努める。

2 実施機関

県

市町村

3 実施内容

(1) 自助・共助による備蓄

県民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

ア 家庭における備蓄

県民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

イ 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

ウ 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ブルーシート・土のう袋・感染症対策用品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

ア 市町村における備蓄

県民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。

また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

イ 県における備蓄

市町村の備蓄を補完するため、被災者の避難生活に必要な物資及び避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

ウ 災害備蓄の詳細については別に定める災害備蓄指針によるものとする。

- エ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録等にもめる。
- オ 平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。

第12節 要配慮者安全確保対策

1 方針

風水害等の災害に備えて地域住民の中でも特に障害者、傷病者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人（在日外国人のほか、訪日外国人旅行者を含む）等の要配慮者を保護するため、要配慮者の支援体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び運用、個別避難計画の作成及び運用、要配慮者利用施設の安全性の確保等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 実施機関

県（各部局）

市町村

防災関係機関

要配慮者利用施設管理者

3 実施内容

(1) 要配慮者の支援体制の整備等

ア 要配慮者に関する防災知識の普及

県、市町村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

イ 高齢者の避難行動への理解促進

県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 要配慮者の支援方策の検討

県、市町村等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

エ 要配慮者に対する広域的な福祉支援ネットワークの構築

県及び青森県社会福祉協議会等関係団体（青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体）は、災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを構築し、要配慮者支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）のチーム員の養成を行うものとする。

オ 指定避難所における連絡体制等の整備

市町村は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

カ 応急仮設住宅供給における配慮

市町村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、

障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

キ 防災訓練における要配慮者への配慮

防災関係機関は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の構築につながるよう努める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び運用

ア 名簿の作成

市町村は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。また、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

イ 関係機関への名簿の提供

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 名簿の定期的な更新及び適切な管理

市町村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 個別避難計画の作成及び運用

ア 計画の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

国（気象庁）は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

イ 計画の定期的な更新及び適切な管理

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、電子媒体や紙媒体などの複数の媒体で準備しておくことを検討する。その際、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 被災者支援業務の迅速化・効率化

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 関係機関への計画の提供

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

オ 計画に係る各種体制の整備

市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

カ 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

キ 地区防災計画との整合

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ク 市町村への取組支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設の安全性の確保等

ア 安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

イ 計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

ウ 連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の

整備を進める。

エ 平時からの連携

要配慮者利用施設の管理者は、平時から市町村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。

オ 防災訓練の実施、指導等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

カ 自治体による定期的な確認

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第 13 節 防災ボランティア活動対策

1 方 針

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

2 実施機関

県(各部局)

県教育委員会

市町村

市町村教育委員会

県社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会

日本赤十字社青森県支部

3 実施内容

(1) 関係機関の連携・協力

県、市町村及び社会福祉協議会等関係機関は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、災害時の防災ボランティアとの連携について検討する。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。

(2) 防災ボランティアの育成

県及び市町村は、県教育委員会及び市町村教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会等関係機関と連携を図り、NPO・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

(3) 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市町村、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 防災訓練等への参加

県及び市町村は、県教育委員会及び市町村教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入れ等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市町村、市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部はその他地元で活動するNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

(5) ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、市町村及び市

町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

(6) 防災ボランティア活動の環境整備

国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。

市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

国、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

国、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第 14 節 災害廃棄物対策

1 方 針

風水害等の災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整備等を図るものとする。

2 実施機関

東北地方環境事務所

県(環境エネルギー部)

市町村

3 実施内容

- (1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (2) 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、地方自治法に基づき、市町村から災害廃棄物処理に関する事務を委託された場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (3) 国(環境省等)、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。
- (4) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (5) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第 15 節 文教対策

1 方 針

幼児・児童・生徒(以下「児童生徒等」という。)及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校、その他の教育機関(以下「学校等」という。)の土地・建物、その他の工作物(以下「文教施設」という。)及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

2 実施機関

県(こども家庭部)

市町村

県教育委員会

市町村教育委員会

国立・私立各学校管理者

3 実施内容

(1) 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画(学校安全計画等)を策定し、その周知徹底を図る。

(2) 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳(小・中学校)での安全に関する学習、特別活動の学級(ホームルーム)活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や配慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

ア 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

イ 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市町村が行う防災訓

練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

ウ 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

(3) 防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

ア 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成し、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

イ 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

ウ 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

(4) 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

ア 通学路の安全確保

(ア) 通学路については、警察署、消防機関及び地元関係者等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

(ウ) 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

イ 登下校等の安全指導

(ア) 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

(5) 文教施設の不燃堅ろう構造化等の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化等を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

(6) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

(7) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い

適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

(8) 文化財の災害予防

県内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市町村教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

(資 料)

- | | |
|----------|-------------|
| ○ 国指定文化財 | (資料編3-14-1) |
| ○ 県指定文化財 | (資料編3-14-2) |

第 16 節 警備対策

1 方 針

風水害等の災害時における公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制の確立、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

2 実施機関

県警察

3 実施内容

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難路、指定避難所の受入可能人数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教育と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、市町村、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 警察災害派遣隊の整備

県警察は、即応部隊及び一般部隊で構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

(5) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(6) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連絡を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(7) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(8) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報を行うなど住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第 17 節 交通施設対策

1 方 針

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、海、空における各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

2 道 路

(1) 実施機関

東北地方整備局(青森河川国道事務所)

東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)

県(県土整備部)

市町村

県道路公社

県警察

(2) 実施内容

ア 道路・橋梁防災対策

国道・県道等幹線道路の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国(経済産業省、総務省)が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図る。

イ 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。

ウ 信号機滅灯対策

県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

エ 協定の締結

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

3 鉄 道

(1) 実施機関

東日本旅客鉄道株式会社
北海道旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
弘南鉄道株式会社
津軽鉄道株式会社
青い森鉄道株式会社
県(交通・地域社会部)

(2) 実施内容

ア 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施するほか、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。

イ 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設を整備する。

ウ 情報連絡設備の整備

各種情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、通信設備を整備する。

エ 応急復旧体制及び資機材の整備

発災後の早期復旧を図るため、次の体制及び資機材を整備する。

- (ア) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (イ) 消火及び救護体制
- (ウ) 復旧用資機材の配置及び整備

4 空 港

(1) 実施機関

東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)
県(県土整備部)

(2) 実施内容

航空機事故等による災害を防止するため、また、災害時において、物資及び人員の輸送を確保するため、空港・航空保安施設等を整備する。

5 港湾・漁港

(1) 実施機関

東北地方整備局(青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所)
県(農林水産部、県土整備部)
市町村

(2) 実施内容

ア 港湾改修

船舶の大型化、高速化に対処するため、泊地の拡張、航路の拡幅、増深を図るとともに、災害時における物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設を整備する。

また、台風、高潮災害時における被害を防止するため、防災施設を整備するとともに、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

国(国土交通省)及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

国(国土交通省)及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

イ 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び荒天時の波浪等による被害の解消のため、泊地、けい船岸を整備する。

ウ その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、県下に拠点地区を設けて収容する。

エ 協定の締結

発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、災害時の機能維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるように考慮する。

(資 料)

○ 道路危険箇所

(資料編3-16-1)

第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

1 方針

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

2 電力施設

(1) 実施機関

東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社

(2) 実施内容

ア 電力設備の災害予防措置

次の災害予防措置を講ずる。

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の設備、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ等を実施する。

(イ) 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

また、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

(エ) 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備の設置は極力避ける。

イ 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

(ア) 観測、予報施設及び設備

(イ) 通信連絡施設及び設備

(ウ) 水防、消防に関する施設及び設備

(エ) その他災害復旧用施設及び設備

ウ 災害対策用資機材等の確保及び整備

(ア) 資機材等の確保

支店及び各事業所は災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

(イ) 資機材等の輸送

支店及び各事業所は、次により資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇等の輸送力を確保する。

a 車両

支店は、あらかじめ車両の出動協力について運送会社と契約を締結しておくとともに、連絡体制を整備しておく。

b 舟艇

舟艇の必要が予想される事業所は、あらかじめ雇舟に必要な体制を整備しておく。

(ウ) 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(エ) 資機材等の仮置場

資機材等の仮置場については、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、市町村及び県の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

エ 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

オ 広報活動

(ア) 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

(イ) PRの方法

公衆感電事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配付し認識を深める。

(ウ) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

(資 料)

○ 電力施設

(資料編3-17-1)

○ 電力災害資機材の保有状況

(資料編3-17-2)

3 ガス施設

(1) 実施機関

都市ガス事業者

青森ガス株式会社

八戸ガス株式会社

弘前ガス株式会社

十和田ガス株式会社
五所川原ガス株式会社
黒石ガス株式会社
エルピーガス事業者

(2) 実施内容

ア ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

(ア) 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

(イ) 緊急操作設備の強化

a 製造設備及びガスホルダーには、災害時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

b 中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

(ウ) LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

イ 応急復旧体制の整備

(ア) ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

(イ) 関係消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

(ウ) 応急復旧動員体制(工事会社を含む。)の整備

(エ) 応急復旧用資機材の整備

(オ) 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

(カ) 保安無線通信設備の整備・拡充

ウ 広報活動

平素から需要家に対し、次の事項について周知を図る。

(ア) ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置

(イ) ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

(資 料)

- 都市ガス製造施設 (資料編3-17-3)
- ガス漏えい災害用資機材の保有状況 (資料編3-17-4)

4 上下水道施設

(1) 上水道施設

ア 実施機関

水道事業者

水道用水供給事業者

イ 実施内容

(ア) 施設の防災対策の強化

災害を未然に防ぐため、施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(イ) 防災用施設・資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(ウ) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

(2) 下水道施設

ア 実施機関

下水道事業者

イ 実施内容

(ア) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(イ) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(ウ) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(資 料)

- | | |
|-----------------|-------------|
| ○ 浄水場等施設 | (資料編3-17-5) |
| ○ 水道防災用資機材の保有状況 | (資料編3-17-6) |
| ○ 下水道施設の現況及び計画 | (資料編3-17-7) |

5 電気通信設備

(1) 実施機関

東日本電信電話株式会社青森支店
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社

(2) 実施内容

ア 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このた

め次の電気通信設備等の防災設計を実施する。

- (ア) 豪雨、洪水、高潮のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (イ) 豪雪又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐雪又は耐火構造化を行う。
- (ウ) 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、関係機関が連携を拡大する。
- (エ) 通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

イ 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の確保を図る。

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 大都市において、とう道(共同溝を含む)網を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

ウ 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

エ 大規模災害時の通信確保対策

- (ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースの整備、定期的な訓練等を通じた平常時から連携体制の構築を図る。
- (イ) 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- (ウ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう、利用者等に対して周知するよう努める。
- (エ) 災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、重要通信を確保する。

(資 料)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ○ 通信事業者の支店の所在地 | (資料編3-3-13) |
| ○ 電気通信災害用資機材の保有状況 | (資料編3-17-8) |

6 放送施設

(1) 実施機関

日本放送協会青森放送局
青森放送株式会社
株式会社青森テレビ
青森朝日放送株式会社
株式会社エフエム青森

(2) 実施内容

ア 放送施設の防災対策及び二重化

被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電氣的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

イ 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更などを含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

ウ 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第 19 節 水害予防対策

1 方 針

水害を防止し、又は拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象、水象、地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制、水防資機材の整備、水防体制の整備等を図るものとする。

2 主な実施機関

東北地方整備局(青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、岩木川ダム統合管理事務所)

青森地方気象台

県(農林水産部、県土整備部)

市町村

3 実施内容

(1) 各種防災事業の総合的かつ計画的実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

ア 治山対策事業 (第3章第5節1)

イ 土砂災害対策事業(// 2)

ウ 河川防災対策事業(// 3)

エ 海岸防災対策事業(// 4)

オ 農地防災対策事業(// 5)

カ 都市防災対策事業(// 6)

(2) 河川の維持管理

ア 河川巡視の実施

河川巡視員及び河川、海岸及び砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

イ 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

(ア) 構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための強化措置を講じる。

また、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

(イ) 維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

a 洪水を調節する施設

b 洪水を分量させる施設

c 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調節施設

(ウ) その他

県及び市町村は、出水時に円滑な水防活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し必要な措置を講じる。

ウ 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

(ア) 流水及び河川区域内の土地の占用

(イ) 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

(ウ) 河川における竹木等の流送

エ 水防拠点等

国、県及び市町村は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

(3) 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

(4) 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模水害減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(5) 住民への情報伝達体制の整備

市町村は、災害に関係する気象警報（特別警報を含む。）・注意報及び気象情報等、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示等発令基準を明確化するとともに、情報伝達体制を確立し、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

国（気象庁）及び県は、住民の主体的な避難行動を促すため、避難指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。

(6) 水防資機材の整備

ア 水防管理団体は、水防倉庫を設置するとともに、資機材を備蓄しておく。

イ 県は、これらの水防活動を援助するために県有水防倉庫や地域県民局地域整備部倉庫に予備資機材を確保する。

なお、緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者や建設業者の連絡先、保有量等を把握しておく。

(7) 水防計画の作成

知事及び指定水防管理団体の管理者は、次の事項に留意し水防計画を作成する。

- ア 水防活動組織の確立
- イ 河川施設の管理
- ウ 水防施設及び水防資機材の整備
- エ 気象、水象の観測及び警報等の活用
- オ 重要水防箇所等
- カ その他水害を予防するための措置

(8) 浸水想定区域等

- ア 県(県土整備部)は、国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査やハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。
- イ 国(国土交通省)、県(県土整備部)は、水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- ウ 県(県土整備部)及び市町村は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県にあっては関係市町村の長に通知する。
- エ 県(県土整備部)は、高潮特別警報水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供しよう努めるものとする。
- オ 市町村は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」)の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- カ 市町村は、浸水想定区域に地下街等又は高齢者、障害者等、要配慮者が利用する施設があるときは、市町村地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地を定め、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- キ 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その

他の必要な措置を講じなければならない。

ク 県(県土整備部)、市町村は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

ケ 市町村は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

コ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(9) 高潮防災対策の推進

国、県及び市町村は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

(10) 防災重点ため池の緊急時における避難体制

市町村は、その区域内に存する防災重点ため池の緊急時における連絡体制や避難場所及び避難経路、その他災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努める。

(資 料)

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ○ 水防資機材の保有状況 | (資料編3-3-14) |
| ○ 水防資材の調達 | (資料編3-3-15) |
| ○ 水防用土採取 | (資料編3-3-16) |
| ○ 水防注意箇所(海岸保全区域、ため池を含む。) | (資料編3-18-1) |

第 20 節 風害予防対策

1 方 針

風害を防止し、又は拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建造物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化を図るものとする。

2 主な実施機関

県(総務部、農林水産部、危機管理局)

県警察

市町村

東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社

東日本電信電話株式会社青森支店

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

報道機関

道路管理者

3 実施内容

(1) 住民への情報伝達体制の整備

ア 市町村は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政無線等の整備を図る。

イ 電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて、あるいは必要に応じ県、市町村の協力を得て適切に住民に提供できる体制の強化に努める。

(2) 防災知識の普及

県、市町村等防災関係機関は、第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

ア 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること

イ 農産物等の防風対策に関すること

ウ 被害を受けた農作物に対する応急措置に関すること

(3) 道路交通の安全確保

道路管理者及び県警察は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

(4) 建造物等災害予防

防災関係機関は、風害防止のため以下の予防対策を実施する。

ア 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性の確保を図る。

イ 住宅等建築物の防災性を確保するため、建築基準法等の厳守を指導する。

ウ 強風による落下物の防止対策を図る。

エ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

(5) 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化

東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社、東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化する。

第 21 節 土砂災害予防対策

1 方 針

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、又は拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、住民への情報伝達体制等の整備、避難体制の整備等を図るものとする。

2 主な実施機関

東北地方整備局(青森河川国道事務所)
東北森林管理局
青森地方気象台
県(農林水産部、県土整備部、危機管理局)
市町村

3 実施内容

(1) 各種防災事業の総合的かつ計画的実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- ア 治山対策事業 (第3章第5節1)
- イ 土砂災害対策事業 (" 2)
- ウ 農地防災対策事業 (" 5)

(2) 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知徹底

国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害警戒区域等の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他防災関係機関に提供する。

市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達及び避難指示等の発令基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。また、その補足情報として土砂災害の危険度をホームページ等で提供する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。なお、当該情報は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当するものである。

市町村は、県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。

また、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう広報誌等への掲載など、地域住民への周知に努める。

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等(警戒レベルを含む)を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等が発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

市町村は、避難指示【警戒レベル4】の発令の際には、指定避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等が発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。

(4) 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民への避難指示等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

(5) 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供システム等を整備し、また、これらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市町村は、避難指示等又はそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

(6) 住民への情報伝達体制等の整備

市町村は、災害に関係する予報・警報等、避難指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害警戒区域等周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、住民から市町村等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

(7) 危険区域内における行為制限の周知徹底

県及び市町村は、連携を密にして、危険区域内の居住者等に対して、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう指導の徹底を図る。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- イ ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- ウ のり切、切土、掘削又は盛土
- エ 立木の伐採、損傷
- オ 木材の滑下又は地引による搬出

カ 土石の採取又は集積、樹根の採掘

キ 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

(8) 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

国及び県は、土砂災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するため、次の措置を講じる。

ア 土砂災害警戒区域等及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限

イ 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進

ウ 宅地造成に伴い土砂災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進

エ 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記ア、イ、ウの法指定諸制度との整合性の確保

オ 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底

(9) 土砂災害防止法による施策

ア 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれのある土地の利用その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

イ 土砂災害警戒区域の指定

(ア) 県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予報・警報等の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。

(イ) 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

(ウ) 市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ウ 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

(ア) 住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

(資 料)

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ○ 山腹崩壊危険地区 | (資料編3-20-1) |
| ○ 崩壊土砂流出危険地区 | (資料編3-20-2) |
| ○ 小規模山地崩壊危険地区 | (資料編3-20-3) |
| ○ 海岸侵食危険地 | (資料編3-20-4) |
| ○ 土石流危険溪流 | (資料編3-20-5) |
| ○ 急傾斜地崩壊危険箇所 | (資料編3-20-6) |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域指定区域 | (資料編3-20-7) |
| ○ 地すべり危険地区及び危険箇所 | (資料編3-20-8) |
| ○ 地すべり防止区域指定箇所 | (資料編3-20-9) |
| ○ 砂防指定地 | (資料編3-20-10) |
| ○ 土砂災害警戒区域等 | (資料編3-20-11) |
| ○ 青森県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定 | (資料編3-20-12) |

第 22 節 火災予防対策

1 方 針

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及、消防体制の充実強化等を図るものとする。

2 主な実施機関

青森地方気象台

県(県土整備部、危機管理局)

市町村

県教育委員会

市町村教育委員会

3 実施内容

(1) 建築物の防火対策の推進

ア 建築物の不燃化

(ア) 県は、市街地の大火の防止策として、耐火、簡易耐火構造の不燃化建築物への建替え等を促進するため、防火地域、準防火地域指定地域の拡大を推進する。

(イ) 公共建築物は、原則として耐火建築とし、その他の建築物についても県及び市町村は、不燃及び耐火建築の推進を指導する。

イ 防火管理体制の確立

市町村(消防機関)は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

ウ 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

市町村(消防機関)は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

エ 予防査察指導の強化

市町村(消防機関)は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに消防法令に違反しているものに対しては、改善の指導、勧告を行い、悪質なものは改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に市町村火災予防条例等の周知徹底を図る。

オ 消防設備士講習の徹底

県は、消防設備士に対し、消防用設備等の技術の進歩に対応させるため、定期的に講習を実施し消防設備士の資質の向上を図る。

(2) 防火思想の普及

ア 一般家庭に対する指導

(ア) 市町村(消防機関)は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いに

ついて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

(イ) 県及び市町村(消防機関)は、火災予防運動及び建築物防災運動等の火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

イ 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、県及び市町村(消防機関)は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

ウ 民間防火組織の育成指導

県及び市町村(消防機関)は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

(ア) 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、婦人(女性)防火クラブを育成指導する。

(イ) 少年少女に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

(ウ) 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

(3) 消防体制の充実、強化

ア 消防計画の作成

市町村(消防機関)は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

イ 消防力の整備、充実

市町村(消防機関)は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(4) 火災予防措置の徹底

青森地方気象台は火災の起こりやすい気象状態となることが予想された場合に火災気象通報を行う。通報基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の発表及び伝達」による。

市町村(消防機関)は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する。

ア 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の発表及び伝達」による。

イ 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底させる。

- (ア) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (イ) 煙火を消費しないこと
- (ウ) 屋外において火遊び、又はたき火をしないこと
- (エ) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- (オ) 残火(たばこの吸いがらを含む。)、取灰又は火粉を始末すること
- (カ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと
- (キ) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市町村長が指定した区域内で喫煙をしないこと

(5) 文化財に対する火災予防対策

県教育委員会及び市町村教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

(資 料)

- | | |
|------------|-------------|
| ○ 過去5年間の火災 | (資料編1-7-4) |
| ○ 消防本部の消防力 | (資料編3-3-6) |
| ○ 市町村の消防力 | (資料編3-3-7) |
| ○ 高層建築物 | (資料編3-21-1) |
| ○ 国指定文化財 | (資料編3-14-1) |
| ○ 県指定文化財 | (資料編3-14-2) |

第 23 節 複合災害対策

1 方 針

地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実させるものとする。

2 主な実施機関

県

市町村

防災関係機関

3 実施内容

- (1) 県、市町村及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2) 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。
- (3) 原子力災害が複合的に発生した場合の対応は「原子力災害対策編」に定めるところによる。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、県及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等は以下のとおりとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、県は、被災が予想される市町村長との連携を密にするものとする。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第 1 節 気象予報・警報等の発表及び伝達

防災活動に万全を期するため、以下のとおり災害発生に関係ある気象予報・警報等の発表及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

1 実施責任者

(1) 気象予報・警報等の発表

青森地方気象台

(2) 気象予報・警報等の伝達

青森地方気象台

県(各部局)

市町村

防災関係機関

2 実施内容

(1) 気象予報・警報等の発表

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれることから、避難指示等の発令基準に活用する

各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに明示されて、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。(別図1)に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

(ア) 特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。

種□□類。	概□□要。
特別警報。	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。
警報。	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。
注意報。	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要及び具体的な発表基準は資料編(4-1-4、4-1-6)のとおりである。

ウ 水防活動の利用に適合する注意報・警報

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の種類及び概要は資料編(4-1-4)のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

エ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分析の実況(解析雨量)と 6 時間先までの予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

オ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北・三八上北など)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

別図1 青森県の警報・注意報発表区域図

府 県 予報区	一次 細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域の名称
青森県	津軽	東青津軽	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
		北五津軽	五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町
		西津軽	つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町
		中南津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
	下北	下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	三八 上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
		上北	十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

*「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。

これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。



カ 青森県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する青森県気象情報」が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する青森県気象情報」が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの青森県気象情報が発表される場合がある。

キ 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ク 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地

上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

青森県の雨量による発表基準は、1 時間 90 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

ケ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(津軽、下北、三八上北など)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

コ 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川については、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方气象台、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川については、青森県と青森地方气象台から共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 気象予報・警報等の伝達

ア 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、第二管区海上保安本部、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報及び警報に限る。

イ 県(防災危機管理課)は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。

ウ 東日本電信電話株式会社は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。

エ 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風(雪)警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船舶、航空機の巡回等により、港則法に基づく避難勧告等の措置を講じる。

オ 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

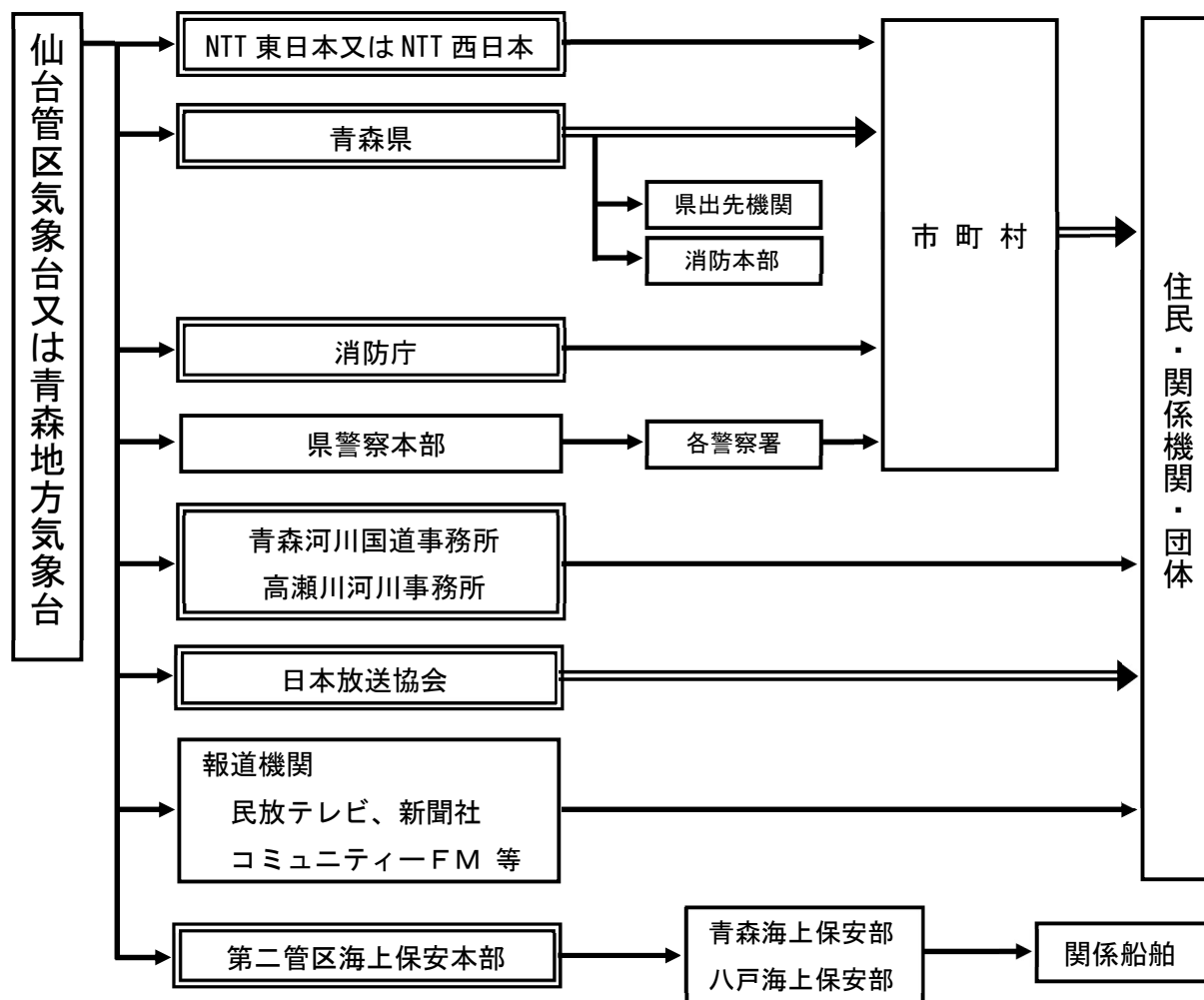
カ 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

キ その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。

ク 市町村は、必要に応じ、直ちに住民及び関係する公私の団体に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線(戸別受信機を含む。)及び広報車等により住民へ周知する。

ケ 国、県、市町村は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

気象予報・警報等・情報伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(3) 岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

東北地方整備局青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所と青森地方気象台は、次により岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報を共同発表するものとする。

洪水予報の種類等と発表基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

イ 洪水予報の予報区域及び水位の予報に関する基準観測所

予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所
岩木川	岩木川	岩木川	左岸 青森県弘前市大字鳥井野字川村 8 番地先から 右岸 青森県弘前市大字下湯口字青柳 1 7 7 番地先 から海まで	上岩木橋 幡龍橋、 五所川原、 繁田
		旧大蜂川	青森県弘前市大字小友字田野 6 5 8 番 地先の県道橋下流端 から岩木川合流点まで	幡龍橋
平川下流	岩木川	平 川	青森県弘前市大字撫牛子字橋本 6 3 5 番 地先の JR 奥羽本線平川第 1 鉄橋 から岩木川合流点まで	百田
		土淵川	青森県弘前市大字大久保字宮本 2 7 7 番 地先の国道橋下流端 から平川合流点まで	百田
馬淵川下流	馬淵川	馬淵川	青森県八戸市大字櫛引字下川原 2 番の 5 地先の櫛引橋 から海まで	櫛引橋
高瀬川 (小川原湖)	高瀬川	高瀬川	左岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 3 4 7 番の 2 地先から 海まで 右岸 青森県上北郡東北町大字上野字北谷地 1 0 6 番地先から 海まで	小川原湖

ウ 洪水予報の伝達系統図は資料編のとおりである。

(4) 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の発表及び伝達

ア 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報を共同発表するものとする。

洪水予報の種類等と発表基準

種類	標題	発表基準
「洪水警報(発表)」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に到達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

イ 洪水予報を行う河川及びその区域

管 内	水系名	河川名	洪水予報	左右岸の別	区 間
東青	堤 川	堤 川	大 野	左岸	青森市大字高田字川瀬190番地先の金高橋上流端から青森市大字ハツ役字芦谷295番地先の問屋橋上流端まで
				右岸	青森市大字金浜字船岡340番地先の金高橋上流端から青森市問屋町2丁目4番地地先の問屋橋上流端まで
			新 妙 見 橋	左岸	青森市大字ハツ役字芦谷295番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで
				右岸	青森市問屋町2丁目4番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで
			筒 井	左岸	横内川合流点から駒込川合流点まで
				右岸	横内川合流点から駒込川合流点まで
			甲 田 橋	左岸	駒込川合流点から海まで
				右岸	駒込川合流点から海まで
		駒込川	駒 込 川 橋	左岸	青森市大字筒井字桜川 22 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで
				右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで
中南	岩木川	平 川 上 流	大 鰐	左岸	南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木56番地8番地内の福島橋下流端から三ツ目内川合流点まで
				右岸	南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田68番地2地先の福島橋下流端から三ツ目内川合流点まで
			石 川	左岸	三ツ目内川の合流点から弘前市大字石川地先まで
				右岸	三ツ目内川の合流点から弘前市大字石川地先まで
			豊 平 橋	左岸	弘前市大字石川地先から弘前市大字撫牛字子橋本635番地先のJR平川第一橋梁上流端まで
				右岸	弘前市大字石川地先から南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳21番地6地先のJR平川第一橋梁上流端まで
三八	馬淵川	馬淵川 中 流	馬 淵 南 部	左岸	三戸郡三戸町大字梅内字築田川原152番地1地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端まで
				右岸	三戸郡三戸町大字泉山字久手52番地2地先の梅泉橋上流端から三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端まで
			剣 吉	左岸	三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平70番1地内の高瀬橋下流端から八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端まで
				右岸	三戸郡南部町大字高瀬字上川原19番1地内の高瀬橋下流端から三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端まで
			櫛引橋 上流	左岸	八戸市大字上野字上明戸地内の法師岡橋下流端から八戸市大字櫛引字下河原2番地5地先の櫛引橋下流端まで
				右岸	三戸郡南部町大字法師岡字田向104番地地内の法師岡橋下流端から八戸市大字八幡字下陣屋46番地地先の櫛引橋下流端まで
西北	岩木川	十 川	五 林 平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町27番地先の岩木川合流点まで
				右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番12地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで

ウ 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の伝達系統図は資料編のとおりである。

(5) 水位到達情報の周知及び伝達

ア 水位到達情報の周知

国土交通大臣又は知事は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また避難判断水位を下回ったときは水防管理者(市町村)に通知すると共に報道機関の協力を得て一般に周知する。

イ 水位到達情報等の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報(水防法に基づく氾濫危険情報を含む)を発表した場合の伝達系統図は資料編のとおりである。

(6) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(ア) 水防警報の発表(国土交通省)

東北地方整備局(青森河川国道事務所・高瀬川河川事務所)は、国土交通大臣が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれのある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

ａ 水防警報の種類

種 類	内 容	発 表 基 準
(待 機)	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準 備	水防資器材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ・時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

ｂ 水防警報を行う河川及びその区域

水系名	河 川 名	左右岸の別	区 域	
岩木川	岩 木 川 幹 川	左 岸	青森県弘前市大字烏井野字川村 8 番地先	から海まで
		右 岸	〃 弘前市大字下湯口字青柳（上岩木橋） 177 番地先	
	岩 木 川 支 川 旧 大 峰 川	左 岸	青森県弘前市大字小友字宇田野 658 番地先	県道橋下流端から 幹川合流点まで
		右 岸		
	岩 木 川 支 川 平 川	左 岸	青森県弘前市大字撫牛子字橋本 635 番地先	J R 奥羽本線 平川第一鉄橋から 幹川合流点まで
		右 岸	青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字松下 65 番地先	
岩木川小支川 土 淵 川	左 岸	青森県弘前市大字大久保字宮本 277 番地先	国道橋下流端から 平川合流点まで	
	右 岸			
	岩木川小支川 浅 瀬 石 川	左 岸	青森県南津軽郡田舎館村大字大根子字 大川原田 4 の 2 地先	朝日橋下流端から 平川合流点まで
		右 岸	〃 〃	

注1 岩木川昭和 38.10.16 建設省告示第 2624 号

2 馬淵川昭和 43.11.14 建設省告示第 3401 号

3 高瀬川平成 17. 8. 1 国土交通省告示第 730 号

(イ) 水防警報の発表(青森県)

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

ａ 水防警報の種類

種 類	内 容	発 表 基 準
(待 機) ※	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準 備	水防資器材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況より特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防報(待機)は発表しないこととする。

ｂ 水防警報を行う河川及びその区域は資料編のとおりである。

(ウ) 水防指令の発令

水防本部長(知事)又は支部長(地域県民局地域整備部長)は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第 1 指令 (待機指令)	水防体制の小数(1班)の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第 2 指令 (準備指令)	水防体制の約半数(2～3班)をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第 3 指令 (出動指令)	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長びく時は、水防長は適宜交代させるものとする。
解 除	第 4 指令 (解除指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

イ 水防警報及び水防指令の伝達

水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

(ア) 水防警報伝達系統図(国土交通省)は資料編のとおりである。

(イ) 水防警報伝達系統図(青森県)は資料編のとおりである。

(ウ) 水防指令伝達系統図(青森県)は資料編のとおりである。

(7) ダム放流に関する連絡

ダム放流に関する連絡系統等は、水防計画書に別途定める。

(8) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

(※ただし、鶴田町及び板柳町は発表対象から除く。)

イ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生す

るおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

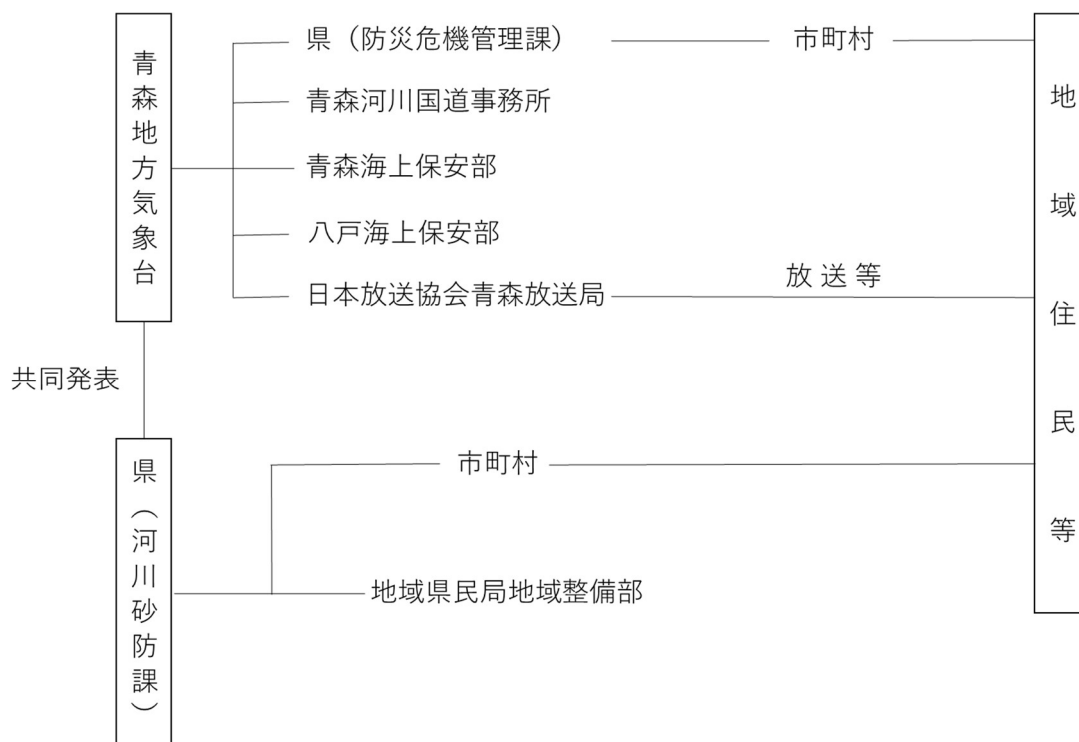
(ア) 発表

大雨警報(土砂災害)発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した基準に達した場合

(イ) 解除

実況値が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

伝達系統図



(9) 火災警報の発令及び伝達

ア 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに青森地方気象台が青森県知事に対して通報し、青森県を通じて市町村(消防機関)に伝達される。通報基準は以下のとおりである。

青森地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、雨又は雪をとまなう場合は通報しないこともある。

イ 火災警報の発令

市町村(消防機関)は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

(10) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

(ア) 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等

(イ) 水象に関する事項

a 異常潮位

高潮、周期的な海水の動揺、その他潮位に異常を認めたとき

b 異常波浪

異常な高さを示す波浪、うねり

イ 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(イ) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

(ウ) 市町村長の通報

通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

a 青森地方気象台

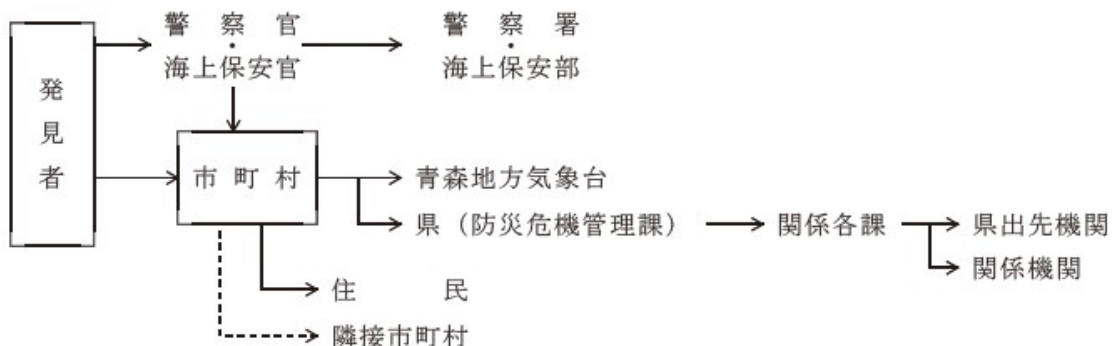
b 県(防災危機管理課)

(エ) 県の措置

通報を受けた県(防災危機管理課)は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



(資料)

○ 気象予警報等の種類別伝達先

(資料編4-1-1)

○ 防災関係機関連絡先

(資料編4-1-2)

○ 特別警報・警報・注意報の種類と概要	(資料編4-1-3)
○ 水防活動用警報・注意報一覧	(資料編4-1-4)
○ 特別警報・警報・注意報の具体的な発表基準	(資料編4-1-5)
○ 警報・注意報基準一覧表の解説	(資料編4-1-6)
○ 岩木川及び平川下流洪水予報伝達系統図	(資料編4-1-7)
○ 馬淵川下流洪水予報伝達系統図	(資料編4-1-8)
○ 高瀬川洪水予報伝達系統図	(資料編4-1-9)
○ 堤川・駒込川洪水予報伝達系統図(青森県)	(資料編4-1-10)
○ 平川上流洪水予報伝達系統図(青森県)	(資料編4-1-11)
○ 馬淵川中流洪水予報伝達系統図(青森県)	(資料編4-1-12)
○ 十川洪水予報伝達系統図(青森県)	(資料編4-1-13)
○ 浅瀬石川避難判断水位到達情報伝達系統図	(資料編4-1-14)
○ 県指定水位周知河川における避難判断水位到達情報伝達系統図	(資料編4-1-16)
○ 水防警報を行う河川及びその区域	(資料編4-1-17)
○ 岩木川水防警報伝達系統図(岩木川、平川、浅瀬石川、旧大蜂川、土淵川)	(資料編4-1-18)
○ 馬淵川水防警報伝達系統図(馬淵川)	(資料編4-1-19)
○ 高瀬川水防警報伝達系統図(高瀬川)	(資料編4-1-20)
○ 水防警報伝達系統図(青森県)	(資料編4-1-21)
○ 水防指令伝達系統図(青森県)	(資料編4-1-22)

第2節 情報収集及び被害等報告

迅速かつ適切な応急対策を実施するため、以下のとおり情報収集を行うものとする。

1 実施責任者

県(各部局)

市町村

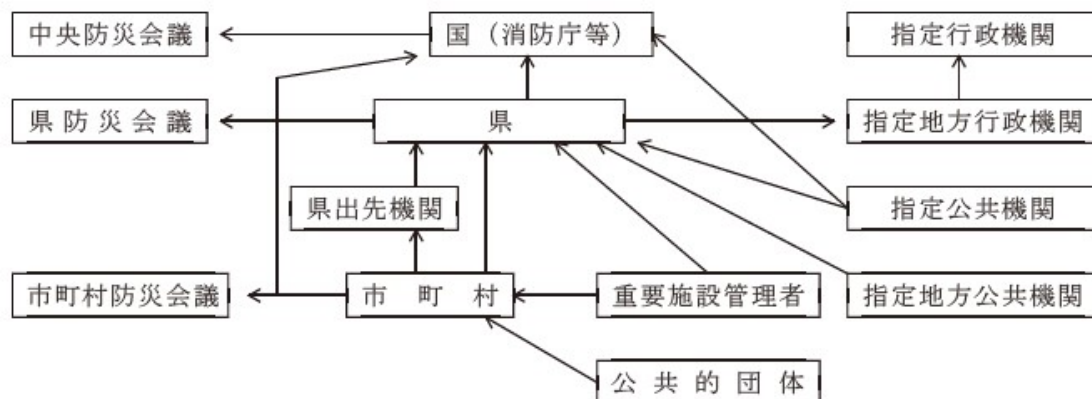
防災関係機関

2 実施内容

(1) 情報収集、伝達

各機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

総括的な災害情報収集系統図



ア 災害が発生するおそれがある段階

(ア) 市町村の措置

市町村は、速やかに市町村職員及び地区情報調査連絡員により災害情報の収集に努め、その結果を県(防災危機管理課)に報告する。

(イ) 県の措置

県(防災危機管理課)は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、県関係部局及び関係機関に報告する。

イ 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(ア) 市町村の措置

a 市町村(消防機関)は 119 番通報が殺到する状況等の情報を県(防災危機管理課)及び国(消防庁)に報告する。

b 市町村は、災害が発生した場合、又は拡大するおそれがある場合、次の状況を把握し、県(県に報告ができない場合は消防庁)に青森県総合防災情報システム等により逐次報告する。

(a) 人命危険の有無及び人的被害(行方不明者の数を含む。)の発生状況

- (b) 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- (c) 避難の必要の有無又は避難の状況
- (d) 住民の動向
- (e) その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- (f) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。
- (g) 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (イ) 県の措置

県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、119番通報が殺到する状況等を含め災害の全般的な状況について消防庁に逐次報告(下記表)するとともに、

区 分		平日(9:30~18:15) *応急対策室	左記以外 *宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	90-43422	90-49102
	F A X	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	[8-] 048-500-90-43422	[8-] 048-500-90-49102
	F A X	[8-] 048-500-90-49033	[8-] 048-500-90-49036

表1 県各部署の災害情報収集手順

部	調 査 事 項	報 告 (調 査) 系 統
危機管理局	災害即報(119番通報が殺到する状況等、災害の全般的な状況) ガス供給停止状況 原子力施設の被害	
財務部	県庁舎、公舎の被害(知事部局)	財政課 ← 財産管理課
総合政策部	電話の不通状況	
こども家庭部	私立学校の被害	こどもみらい課 ← 県民活躍推進課 ← 私立学校
交通・地域社会部	交通機関の被害	
環境エネルギー部	廃棄物処理施設の被害 停電状況	

部	調 査 事 項	報 告 (調 査) 系 統
健康医療福祉部	人、住家の被害、救助実施状況 医療施設の被害 防疫の実施状況、生活衛生施設の被害 社会福祉施設の被害	健康医療福祉政策課 - 地域県民局地域健康福祉部/福祉こども総室 ← 市町村 - 医療業務課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村 - 保健衛生課 ← 地域県民局地域健康福祉部保健総室 ← 市町村、事務組合 - 地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室 ← 市町村(民間、公立施設) - 施設所管課 ← 県立施設(委託施設含む。)
経済産業部	商工業施設の被害	経済産業政策課 ← 市町村 - 商工会議所 - 商工会
観光交流推進部	観光施設の被害 交通機関の被害	観光政策課 ← 市町村(民間、公立施設) 誘客交流課 ← 各交通機関(航空機に限る)
農林水産部	水稻被害 りんご・特産果樹等被害 畑作・野菜・花き・桑樹被害 畜産関係被害 農業関係共同利用施設被害及び 農業関係非共同利用施設被害 農業協同組合等の在庫品被害 農地・農業用施設被害 林業関係被害 水産業関係被害 漁港施設関係被害	農林水産政策課 - 農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - りんご果樹課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 農産園芸課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 畜産課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 食ブランド・流通推進課 - 団体経営改善課 - 構造政策課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 農産園芸課 - りんご果樹課 - 畜産課 - 団体経営改善課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 農村整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 林政課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 水産振興課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村 - 漁港漁場整備課 ← 地域県民局地域農林水産部 ← 市町村
県土整備部	河川、海岸、道路、橋梁、砂防設備、 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊 防止施設、水道・下水道被害、水 防活動実施状況 港湾空港施設被害 都市計画施設(公園緑地)被害 公営住宅被害 道路不通状況、除(排)雪状況 公営企業施設被害	監理課 - 整備企画課 - 河川砂防課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村、事務組合 - 道路課 ← 東北地方整備局青森河川国道事務所 - 都市計画課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 - 港湾空港課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 - 港管理事務所 - 空港管理事務所 - 東北地方整備局 - 青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所 - 都市計画課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 - 建築住宅課 ← 市町村 - 道路課 ← 地域県民局地域整備部 ← 市町村 - 八戸工業用水道管理事務所
教育庁	文教施設被害状況 (私立学校を除く)	教育政策課 ← 教育事務所 ← 市町村教育委員会 県立学校、教育機関
警察本部	災害全般の被害状況 (110番通報が殺到する状況等を含む。)	警備第二課 ← 警察署 ← 交番、駐在所 市町村

人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁に報告する。

人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。なお、県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

また、市町村において行政機能の低下や通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断される場合には、県は、調査のため職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるほか、県、県警察本部、自衛隊のヘリコプターにより、次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察を実施あるいは要請し、被害の把握に努める。

県は、被災市町村の情報収集のため県職員が被災地に赴く場合に、どのような情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成するよう努める。

- a 災害発生場所、延焼の状況
- b 道路被害状況(道路交通機能確保状況)
- c 建築物の被害状況(概括)
- d 公共機関及び施設の被害状況
- e 住民の動静、その他

なお、この上空偵察結果は、必要に応じ関係市町村に連絡する。

(ウ) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、自己の所管する事項に係る、その被害状況を関係機関に報告する。

ウ 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

(ア) 市町村の措置

市町村は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式(資料編)により、災害状況を逐次県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には被害報告様式(資料編)により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- a 被害の状況
- b 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- c 指定避難所の開設状況
- d 避難生活の状況
- e 救護所の設置及び活動状況
- f 傷病者の受入状況
- g 観光客等の状況
- h 応急給水の状況
- i その他
- (a) 当該市町村外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

(b) 当該市町村外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

(c) その他

なお、その際の被害報告区分は、次のとおりとする。

区 分		確 認 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の倒壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	その住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建築物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他 の 被 害	田 の 流 失、 埋	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のために耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑 の 流 失、 埋 没 及 び 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のため施設されたもの又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設とする。 急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

区 分		確 認 基 準
その他の被害	電 話	災害により電話不通となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断滅水している戸数のうち最も多く断滅水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等の被害とする。

(注)

- ① 戸数を報告する。又は棟数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ② 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じたことにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ③ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(イ) 県の措置

県は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめるとともに、県の各部局は、上記イの(イ)により被害の状況を把握し、その内容について表2被害報告一覧表(資料編)により被害内容等について主管官庁等に報告する。

(ウ) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、所管に係る被害の状況を関係機関に詳報する。

(2) 報告の方法及び要領

ア 方法

(ア) 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行うものとする。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

(イ) 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

(ウ) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

イ 要領

(ア) 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

(イ) 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

(ウ) 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

(エ) 県への報告を行うに当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

3 応援協力関係

(1) 県は、市町村から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。

(2) 防災関係機関は、市町村及び県から被害状況の調査について応援の要請があったときは、これに協力する。

4 その他

各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、市町村、県出先機関等において、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。

(資 料)

○ 防災関係機関連絡先 (資料編4-1-2)

○ 被害報告様式 (資料編4-2-1)

○ 災害写真の作成要綱 (資料編4-2-2)

○ ヘリコプターテレビ画像伝送システムの運営及び管理に関する覚書
(資料編4-2-3)

第3節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

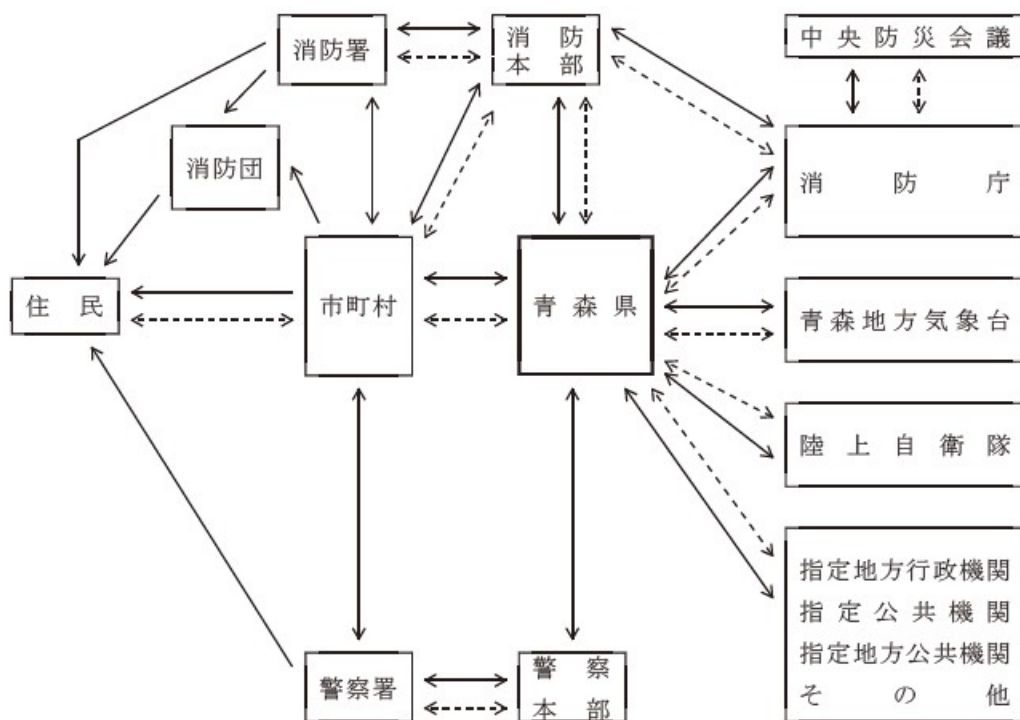
1 実施責任者

県(各部局)
市町村
防災関係機関

2 実施内容

(1) 通信連絡系統

災害時の通信連絡は、次の系統により行う。



凡 例

有線又は口頭	——
無線	-----

(2) 通信連絡手段

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

ア 県は、青森県防災情報ネットワークを基幹として、電気通信設備の利用、災害時優先電話の利用、非常通信の利用等の各種の通信連絡手段により、市町村、県出先機関、警察、消防等の防災関係機関と情報連絡を行う。国、他の都道府県との情報連絡は、消防防災無線や中央防災無線(緊急連絡用回線)等を利用して行う。

イ 市町村は、次により情報連絡を行う。

(ア) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

(イ) 保有する防災行政無線(戸別受信機を含む。)又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。

(ウ) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署、消防署等の協力を得て情報連絡を行う。

(エ) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により、情報連絡を行う。

ウ 青森県警察本部は、警察無線、警察電話及び各種の通信手段を活用して、管下警察署及び各防災関係機関並びに国(警察庁)と情報連絡を行う。

エ その他の防災関係機関は、それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

(3) 連絡方法

ア 県

(ア) 異常時における連絡方法

a 県災害対策本部が設置されるまでの間、県の通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては危機管理局防災危機管理課が担当し、夜間、休日等の勤務時間外においては、夜間・休日常駐員が受信し、その内容が緊急を要する場合は、防災危機管理課長(課長不在の場合は危機管理対策グループマネージャー)に連絡し、その指示を受け県関係部局に連絡する。

b 各部局は、情報の収集、伝達に当たらせるため、通信連絡責任者を選任する。

(イ) 災害時における連絡方法

県災害対策本部が設置された場合は、第2章第3節「県災害対策本部」の組織運営による。

イ 市町村及び防災関係機関

(ア) 市町村及び防災関係機関は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。

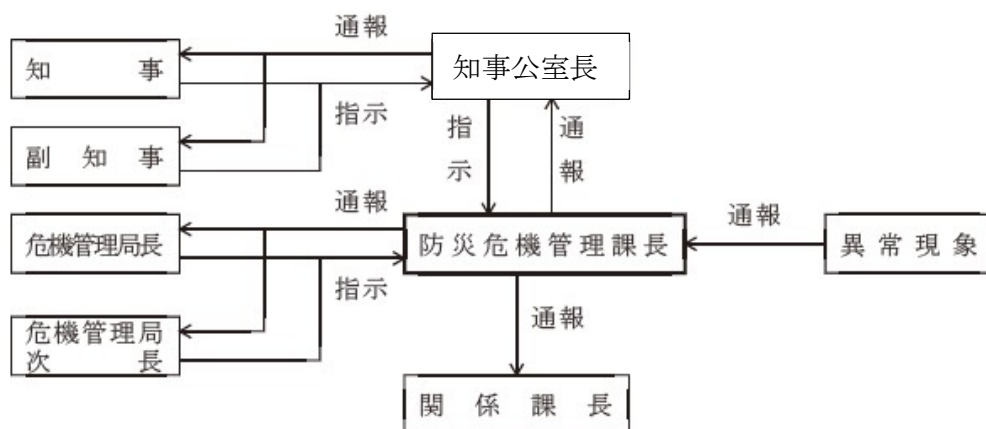
(イ) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。

なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県に報告または通報しておく。

連絡系統図

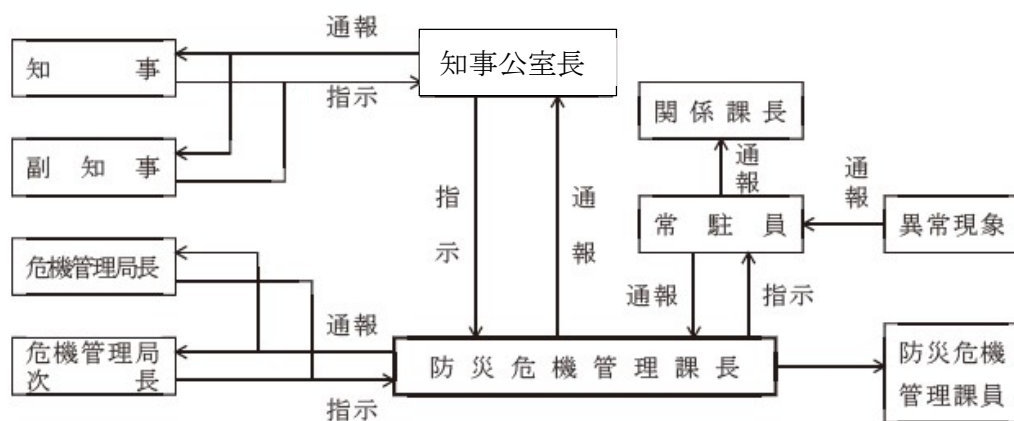
○ 勤務時間内

勤務時間内における連絡は、次により行うものとする。



○ 勤務時間外

勤務時間外における連絡は、次により行うものとする。



(4) 通信連絡

ア 青森県防災情報ネットワーク

光回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(ア) 個別通信

音声・文書データの通信を行う。

(1) 一斉指令

全県一斉、気象全局一斉など、市町村、防災関係機関等に対し、文書データ伝送により一斉指令通信を行う。

(7) 映像伝送

統制局から県合同庁舎、市町村、消防本部に映像の伝送を行う。

イ 電気通信設備(電話・電報)の優先利用

(ア) 災害時優先電話

a 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救援活動を行うときに支障を来さないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。

b 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

(イ) 非常・緊急扱い電報

災害時において、通信設備が壊れ、又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

次の内容及び機関が利用できる。

区分	通 信 の 内 容	機 関 等
非 常 電 報	1. 気象、水象、地象、若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	1. 水防機関相互間 2. 消防機関相互間 3. 水防機関と消防機関相互間
	3. 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	1. 消防機関相互間 2. 災害救助機関相互間 3. 消防機関と災害救助機関相互間
	4. 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	1. 警察機関(海上保安庁の機関を含む)相互間 2. 防衛機関相互間 3. 警察機関と防衛機関相互間
	8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊 急 電 報	1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故及び水道、ガス等の住民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他これに準じると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1. 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く。) 2. ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3. 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 4. 緊急事態の発生の実態を知った者と1から3の機関との間
	2. 天災、地変その他の災害に際して災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

ウ 専用電話の利用

電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信設備を利用して通信連絡を行う。

なお、利用に当たっては、あらかじめ協議して手続きを定める。

- (ア) 警察電話
- (イ) 海上保安電話
- (ウ) 気象通信
- (エ) 鉄道電話
- (オ) 電気事業電話

エ 非常無線電話の利用

(ア) 災害時において、各防災関係機関は、それぞれの有線通信系が不通となった場合、又は諸種の理由によってこれを利用することが著しく困難な場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用して通信連絡を行う。

- a 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象事務、鉄道事務、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う機関の保有する無線
- b 放送局の保有する無線
- c 非常通信協議会構成員の保有する無線
- d 前号以外で無線局を有する機関の無線

(イ) 上記(ア)に掲げる通信手続き等は、次による。

- a 電報形式とし、電報発信紙又は適宜の用紙に片仮名又は普通の文書ではっきり書くこと
- b 電報は何通でも依頼できるが、1通の電報文は本文 200 字以内とすること
- c あて先は、住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号をはっきり記載すること
- d 本文の末尾に発信人名を記載すること
- e 用紙の余白の冒頭に「非常」と必ず記載するとともに、余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載すること

(ウ) 発信依頼方法

最寄りの無線局に、非常電報を持参して依頼する。

なお、災害発生のおそれのある場合は、あらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておく。

(エ) 発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害時の通信の確保に協力する。

オ その他無線通信設備の利用

次に掲げる防災関係機関等の無線通信設備を利用して、通信連絡を行う。

なお、利用に当たっては、あらかじめ協議して手続きを定める。

- (ア) 消防救急無線
- (イ) 警察無線
- (ウ) 東北電力無線
- (エ) 国土交通省無線
- (オ) 東日本電信電話株式会社無線
- (カ) 海上保安部無線
- (キ) 防災相互通信用無線

(ク) タクシー無線

カ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は、使送により通信連絡を行う。

(資 料)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ○ 通信施設・設備等 | (資料編3-3-12) |
| ○ 通信事業者の支店の所在地 | (資料編3-3-13) |
| ○ 青森県防災情報ネットワーク通信取扱要綱 | (資料編4-3-1) |
| ○ 青森県Lアラート運用要領 | (資料編4-3-2) |

第4節 災害広報・情報提供

風水害等の災害時において、応急対策の実施状況その他の災害情報を住民等に対し迅速かつ的確に周知し、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、県外からの避難者や在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、以下のとおり災害広報を行うものとする。

1 実施責任者

県(総務部、危機管理局)

市町村

防災関係機関

2 実施内容

県、市町村等防災関係機関は、災害が発生した場合、互いに連携して広報活動を実施する。

なお、緊急時に係る広報内容は、防災関係機関相互において事前に調整し定めてある「広報文」による。

(1) 県の広報活動

ア 広報内容

災害の規模、態様に応じて、次の事項について広報する。

(ア) 災害対策本部の設置に関する事項

(イ) 災害の概況

(ウ) 県及び各防災関係機関の応急措置に関する事項

(エ) 道路、河川等の公共施設の被害状況

(オ) 道路交通等に関する事項

(カ) 二次災害を含む被害の防止に関する事項

(キ) 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

(ク) その他必要な事項

イ 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にした上で、災害の規模、態様に応じて利用できる方法を効果的に用いる。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

(ア) 報道機関による広報

記者会見、記者レクチャー、資料提供を行い、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し協力を要請し、広報する。

なお、災害が長期化する場合は、必要に応じて毎日定時に記者会見やプレスリリース等を行う。

(イ) 航空機等による広報

必要に応じて航空機等を活用して広報する。

(ウ) その他適当な方法による広報

臨時広報紙等の配付、掲示のほか、インターネットのホームページや電子メール、アマチュア

無線の活用などあらゆる方法により広報する。

(2) 市町村の広報活動

ア 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項について広報する。

- (ア) 災害対策本部の設置に関する事項
- (イ) 災害の概況
- (ウ) 市町村及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
- (エ) 避難指示等の発令状況
- (オ) 電気、ガス、水道等供給の状況
- (カ) 防疫に関する事項
- (キ) 火災状況
- (ク) 指定避難所、医療救護所の開設状況
- (ケ) 給食、給水の実施状況
- (コ) 道路、河川等の公共施設の被害状況
- (サ) 道路交通等に関する事項
- (シ) 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- (ス) 一般的な住民生活に関する情報
- (セ) 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- (ソ) その他必要な事項

イ 広報の方法

市町村は、利用できる方法を効果的に用いて広報する。

- (ア) 防災行政無線(同報無線)、有線放送等の設備による広報
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) 報道機関による広報
- (エ) 広報紙の掲示、配付
- (オ) 指定避難所への職員の派遣
- (カ) その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用など

(3) その他の防災関係機関の広報活動

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

その他の防災関係機関は、県、市町村の広報内容、方法に準じ、広報活動を実施する。

なお、報道機関にあつては、次の有効、適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア 災害関係の情報

イ 災害関係番組

ウ 災害対策のための解説、キャンペーン番組

エ 関係機関の告知事項

(4) 避難住民への情報提供

県は、市町村と協力し、避難住民に対する情報ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

・情報伝達手段…指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌(紙)、インターネット等

3 応援協力関係

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合は、これに積極的に協力する。

4 その他

- (1) 県及び市町村等の防災関係機関は、被災地において広報広聴活動を実施する上で、必要に応じ、臨時的に住民相談所を開設するものとする。
- (2) 市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
- (3) 県及び市町村等の防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県及び市町村等の防災関係機関は、国と連携して在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

(資 料)

- | | |
|---|------------|
| ○ 災害時における放送要請に関する協定(NHK) | (資料編4-4-1) |
| ○ 災害時における放送要請に関する協定(RAB) | (資料編4-4-2) |
| ○ 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書(ATV) | (資料編4-4-3) |
| ○ 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書(ABA) | (資料編4-4-4) |
| ○ 災害の発生に係る放送の要請に関する協定書(AFB) | (資料編4-4-5) |
| ○ 災害時等における報道要請に関する協定(新聞社等) | |
| (朝日新聞社青森支局、河北新報社青森総局、共同通信社青森支局、産経新聞社青森支局、時事通信社青森支局、デーリー東北新聞社、東奥日報社、日本経済新聞社青森支局、毎日新聞社青森支局、陸奥新報社、読売新聞社青森支局) | |
| | (資料編4-4-6) |

第5節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

(1) 災害派遣要請権者

知事(災害全般)

第二管区海上保安本部長(海上における災害)

東京航空局三沢空港事務所長(航空機事故による災害)

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第9師団長

海上自衛隊大湊地方総監

海上自衛隊第2航空群司令

航空自衛隊北部航空方面隊司令官

2 実施内容

(1) 災害派遣の要件

自衛隊は、次の場合救援のため部隊等を派遣する。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者から要請があった場合

イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合

ウ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

災害派遣命令者(指定部隊の長)が、知事等の要請を待つことなく災害派遣を行う場合の判断基準は以下のとおりとする。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(エ) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、災害派遣命令者(指定部隊の長)は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣後に、知事等から要請があった場合には、この時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

(2) 自衛隊における情報収集

自衛隊は、災害派遣が予想される場合は、関係機関と相互に情報を交換するとともに、自ら情報を収集し、県との連絡に当たる。

(3) 災害派遣の要請手続

災害派遣の要請は、次により行う。

ア 市町村長の知事に対する災害派遣要請の要求手続

(ア) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、災害派遣を要請するよう求めることができる。

(イ) 市町村長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者(指定部隊の長)に通知することができる。この場合、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(ウ) 災害派遣要請の要求は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(エ) 知事は、上記の申し出を受け必要と認めた場合、自ら収集した情報に基づき必要と認めた場合及び市町村の通信途絶の状況等から判断し必要と認めた場合、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

イ 防災関係機関等の災害派遣要請の依頼

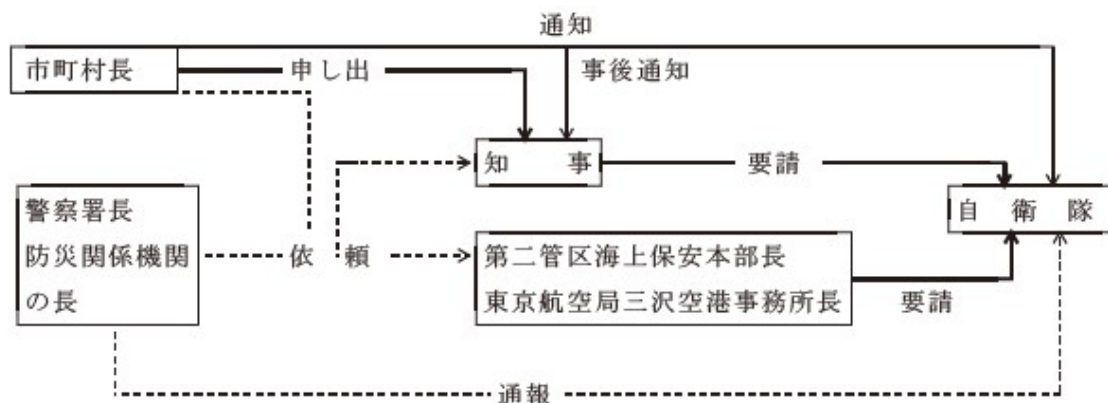
(ア) 警察署長及び防災関係機関の長は、災害に際し、その救助及び応急復旧が地方防災機関等では明らかに能力が不足し、又は時機を失し、自衛隊の部隊等によらなければ困難と判断した場合は、知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができる。

この場合、知事は、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

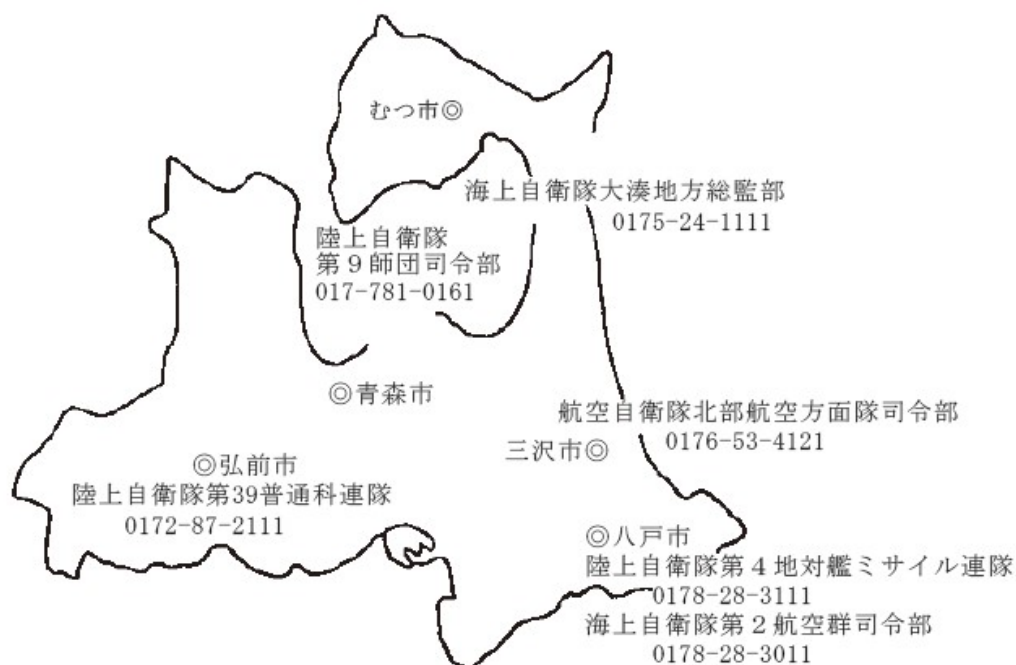
(イ) 警察署長及び防災関係機関の長は、事態が人命の救急救助に関するものであり、知事への依頼を行ってはいは時機を失するおそれがあるときは、災害派遣命令者(指定部隊の長)へ通報する。

この場合、災害派遣命令者(指定部隊の長)は、知事の要請を待っては時機を失すると認めるときは、速やかに部隊等を派遣する。

ウ 派遣要請系統



派遣要請先及び指定部隊の位置



(4) 災害派遣

自衛隊の災害派遣は、次により行う。

ア 陸上自衛隊(第9師団)

陸上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

(ア) 災害等が発生した場合

- a 前項による災害派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合に、部隊等を派遣して救出・救助活動、生活支援等を実施する。
- b 特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがない場合には、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(イ) 自衛隊庁舎、営舎その他の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合
消火活動等を実施する。

(ウ) 災害隊区担任部隊

- a 青森東部(青森市及び東津軽郡を含まず以東)
第5普通科連隊
- b 青森中部(青森市及び東津軽郡)
第5普通科連隊
- c 青森西部(青森市及び東津軽郡を含まず以西)
第39普通科連隊

イ 海上自衛隊

海上自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

(ア) 大湊地方隊

災害が発生し、救援の必要がある場合は、応急出動艦艇、航空機及び応急作業隊の一部を速やかに現地に派遣し、状況の偵察、部外機関との連絡及び応急救援に従事させるとともに、災害の状況により可能な限りの部隊を現地に集中して救援作業に当たる。

(イ) 第2航空群

- a 八戸周辺の地域において、救急患者又は被災者の輸送の必要がある場合には、航空機を派遣する。
- b 八戸周辺の海域において、船舶の遭難等の災害が発生し、捜索、救援物資の投下、人員の救出等の必要がある場合には、航空機を派遣する。状況により特務船をもって実施する。
- c 八戸基地周辺の陸上において、災害が発生し、救難の必要がある場合は、可能な限りの部隊を現地に派遣する。

ウ 航空自衛隊(北部航空方面隊)

航空自衛隊の活動内容は次のとおりである。

(ア) 基地周辺の災害に対し、防衛任務の支障のない範囲において陸上、海上自衛隊及び関係公共機関と協力し、災害派遣を実施する。

(イ) 必要に応じ航空機により偵察、捜索及び空中消火を実施する。

(5) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 県の措置

(ア) 災害時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、県は市町村及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地(付帯施設を含む。)を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

(イ) 大規模災害発生後において、災害派遣を要請した場合は、県災害対策本部への連絡員(L O)の派遣を依頼するとともに、必要に応じ、相互協議の上、現地調整所を設けて連絡系統を確立し、調整業務の円滑化を図る。

イ 市町村の措置

市町村長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次の事項について、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (ア) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (イ) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (ウ) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (エ) 使用資機材等の準備
- (オ) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

知事等は、救援又は応急復旧が完了するかあるいは完了しない場合においても各行政機関等による救助又は復旧作業等の措置が平常に近い体制をもって実施できる見通しがついたときは、現地の申し出を受け速やかに派遣部隊の撤収を要請する。

(7) その他

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が下記を基準として負担する。

(ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料

(ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

(エ) 県が管理する有料道路の通行料

イ 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して定める。

(資 料)

○ 自衛隊の災害用資機材の状況

(資料編4-5-1)

第6節 広域応援

風水害等の災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

1 実施機関

県(各部局)

市町村

2 実施内容

(1) 県の措置

ア 県内において大規模災害が発生し、本県独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、国(消防庁、国土交通省ほか)に応援を要請するほか、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき他の協定締結道県に応援を要請する。

また、必要に応じ、消防庁に広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。

イ 他県等の受援応援が円滑に行われるよう、青森県受援応援計画に基づき、連絡・要請方法の確認や訓練を実施するなど、日頃から協力を得られる体制の整備に努める。

ウ 他県等から円滑に応援を受けることができるよう、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

エ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

オ 県内の市町村において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の措置を実施できない場合は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」等市町村相互応援協定に基づく円滑な応援の実施を図る。

カ 迅速かつ的確な市町村の災害情報の収集・連絡等のため、あらかじめ情報連絡員(リエゾン)を指定しておき、気象の特別警報が発表された等の場合、県災害対策本部地方支部及び県災害対策本部から当該市町村へ情報連絡員を派遣するなど体制の整備に努める。

キ 県防災ヘリコプターの要請

第4章第7節「航空機運用」による。

ク 緊急消防援助隊の応援等要請

「青森県緊急消防援助隊受援計画」による。

ケ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の応援等要請

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」及び「同協定実施細目」による。

コ 内閣府調査チーム等の受入れ・連携

大規模な被害が想定される場合に国から派遣される内閣府調査チーム及び災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するISUT(災害時情報集約支援チーム)が派遣された場合の受入体制の整備及び連携に努める。

サ 平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、平時から連絡先を確認しておくとともに、訓練等を通じて要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

シ 土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(2) 市町村の措置

ア 県内の市町村において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、県に応援を要請するほか、次により応援を要請する。

(ア)「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県相互応援協定運用マニュアル」については別に定める。

(イ)「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づく応援については、他の協定締結市町村等に要請する。

(ウ) 応援を求められた市町村は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

(エ)「水道災害相互応援協定」に基づく応援については、水道災害救援本部長(県健康医療福祉部長)に要請する。

また、必要に応じ、県に広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求める。

イ 他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

3 他県等への応援

県外において大規模災害が発生し、人的・物的支援の要請があった場合には、必要に応じて災害マネジメント総括支援員等の被災自治体の被災状況やニーズに応じた職員派遣を行うほか、応援本部を設置する。応援の体制等は、別に定める青森県災害時応援計画による。なお、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(1) 応援本部の設置基準

- ・「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応援の要請があったとき。
- ・「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく広域応援を行うとき。
- ・他の都道府県において震度6強以上の地震が観測された場合。
- ・災害により他の都道府県で大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機管理局長が必要と認めるとき。

(2) 応援本部の組織

応援本部に本部長を置き、本部長は危機管理局長をもって充てる。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣

県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体における保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。

(資 料)

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ○ 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 | (資料編4-6-1) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |
| ○ 青森県消防相互応援協定 | (資料編4-6-3) |
| ○ 消防相互応援協定(一覧表) | (資料編4-6-4) |
| ○ 水道災害相互応援協定 | (資料編4-6-5) |
| ○ 東北地方における災害等の相互応援に関する協定 | (資料編6-1-5) |

第 7 節 航空機運用

大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）及び無人航空機を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）において、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

また、航空機運用については、地域の実情を踏まえ、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

1 実施機関

県（危機管理局、健康医療福祉部）

陸上自衛隊

海上自衛隊

航空自衛隊

第二管区海上保安本部

東北地方整備局

県警察本部

2 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

（ア）被害状況の把握と伝達

（イ）地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

イ 搜索・救助・救出活動

ウ 搬送活動

（ア）救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）

（イ）救援隊・医師等の人員搬送

（ウ）被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

（エ）応急復旧用資機材等の搬送

（オ）孤立地域からの被災者の搬送

エ 広報活動

（ア）避難指示等の広報（避難誘導を含む。）

（イ）民心安定のための広報

オ その他の活動

（ア）林野火災等の空中消火

（イ）その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

ア 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

イ 搬送活動

(ア) 救急患者の県外医療機関への搬送

(イ) 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

(3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

ア ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保

イ ヘリコプターの安全な活動のための情報提供

ウ ヘリコプターの離着陸に係る調整支援(搭乗人員の確認、掌握、誘導)

エ ヘリポート運営支援(立入制限、散水、人員等の統制、給油等)

オ その他必要な活動(管理施設の提供等)

3 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

ア 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊、航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。

イ 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

ウ 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

4 他県等とのヘリコプター相互応援

県(危機管理局)は、必要に応じ、以下のように他県及び関係機関からの応援ヘリコプターの要請を行う。

ア 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成26年10月)、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成24年5月)等により、他県及び関係機関からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示する。

イ 要請と同時に、速やかに応援機の受入体制を確立する。県外からの応援ヘリコプターについては、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し協力を得る。

5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容

- (1) 青森空港における受援調整
- (2) 参画機関(「青森県災害対策本部航空機運用調整マニュアル」に定める参画機関)への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整
- (3) 航空燃料の給油に関する調整
- (4) 他県との広域的な連携及び調整
- (5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整
 - ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)
 - イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動
 - ウ 使用航空波
 - エ 使用飛行場外離着陸場
 - オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握
 - カ 国土交通省に対する航空情報(ノータム)の発行依頼
 - キ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼
 - ク 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整
 - ケ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項
- (6) その他必要な事項

調整の詳細は、「青森県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」及び「青森県災害対策本部航空機運用調整マニュアル」による。

6 県防災ヘリコプターの運航

(1) 緊急運航の要件

県防災ヘリコプターの行う消防防災業務のうち、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動に係る運航(以下「緊急運航」という。)は、原則として、次の要件を満たす場合に行う。

ア 公共性

災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

イ 緊急性

差し迫った必要性があること

ウ 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

(2) 緊急運航の活動内容

防災ヘリコプターの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

ア 災害応急対策活動

被害状況の偵察、情報収集などの活動

イ 火災防御活動

林野火災における空中消火などの活動

ウ 救助活動

中高層建築物等の火災における救助などの活動

エ 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送などの活動

(3) 応援要請手続

市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長は、この計画に定めるもののほか、「青森県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を行うことができる。

応援要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。

ア 転院搬送

NO.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外着陸上の安全管理実施者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

イ 救助事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外着陸上の安全管理実施者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

ウ 火災事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、緯度経度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外着陸上の安全管理実施者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(4) 防災ヘリコプターの出動

知事は、自ら又は応援要請を受けたときは、災害の状況及び災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災ヘリコプターを出動するものとする。なお、要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

また、市町村等の長は防災ヘリコプターの緊急運航の活動を支援するものとする。

(5) 受入態勢

応援要請をした市町村等の長は、防災ヘリコプターの緊急運航が決定した場合、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。

ア 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

(6) 運航管理

上記のほか、県防災ヘリコプターの運航管理については、航空法等関係法令に定めるもののほか、「青森県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。

(資 料)

- | | |
|------------------|--------------|
| ○ 県防災ヘリコプター | (資料編4-20-9) |
| ○ 県ドクターヘリ | (資料編4-20-10) |
| ○ 防災ヘリコプター場外離着陸場 | (資料編4-20-12) |

第8節 避難

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域内の住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、以下のとおり避難措置を講じるものとする。

1 実施責任者

(1) 避難指示等

実施責任者	内 容 （ 要 件 ）	根 拠 法
市 町 村 長	災害全般	・ 災害対策基本法第60条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・ 災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市町村長から要求があったとき）	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
海 上 保 安 官	〃 （ 〃 ）	・ 災害対策基本法第61条
自 衛 官	〃 （警察官がその場にいない場合に限る）	・ 自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（市町村長）	洪水、津波又は高潮による氾濫についての避難の指示	・ 水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	・ 地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

市町村長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	内 容 （要件）	根 拠 法
市 町 村 長	災害全般 災害が発生し、または、災害が発生しようとしている場合で人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・ 災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般 同上の場合においても、市町村長若しくはその委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
海 上 保 安 官	災害全般 同上の場合においても、市町村長若しくはその委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	・ 災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・ 消防法第28条 ・ 〃 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波、高潮 水防上緊急の必要がある場合	・ 水防法第21条

2 実施内容

(1) 避難指示等及び報告・通知

ア 市町村長

(ア)避難指示等

住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等の発令を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、「避難情報に関するガイドライン」を参考にして、避難指示等の判断基準等を明確化しておく。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、おおむね次の基準により行い、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、避難行動に時間を要する者が十分な余裕をもって避難できるよう早めの段階で高齢者等避難を発令し、早期避難を求めるとともに、一般住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

国及び県は、洪水、高潮及び土砂災害について市町村から避難指示等の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する避難指示等の解除などに関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

発令基準の設定例(土砂災害)

種 別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合(※大雨警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2. 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3. 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)
【警戒レベル4】 避難指示	1. 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合(※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2. 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4. 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5. 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1. 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと) 2. 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 (災害発生を確認) 3. 土砂災害の発生が確認された場合

＊避難指示等の基準に関しては、上記のほか、河川水位、潮位及び土砂災害警戒情報等に基づく具体的な基準を定める。

(イ) 報告

市町村長は、避難のため立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、警察官又は海上保安官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様とする。

イ 警察官

(ア) 警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのあるものを避難させ、又は必要な措置をとる。

(イ) 災害対策基本法による指示

市町村長により避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

(ウ) 報告・通知

- a 上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。
- b 上記(イ)により避難のため立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市町村長に通知する。

ウ 海上保安官

(ア) 災害対策基本法による指示

上記イの(イ)の警察官に準じる。

(イ) 報告・通知

避難のための立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市町村長に通知する。

エ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとる。

(イ) 報告

上記(ア)により自衛官がとった措置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。

オ 水防管理者

(ア) 指示

洪水、津波又は高潮による氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、立退きを指示する。

(イ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。

カ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

(イ) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

(ウ) 通知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。

(2) 避難指示等の周知徹底

実施責任者は、避難指示等を発令したときは、できる限り、避難指示等の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、放送、広報車、伝達員、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等により、住民に周知徹底する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、市町村職員、消防職団員等をもって当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、職場の自主防災組織等のリーダーがこの任務に当たる。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(4) 指定緊急避難場所の開放

市町村長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指定避難所においても同様とする。

(5) 指定避難所の開設

ア 開設に先立って、指定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。

イ 避難者を受け入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

ウ 市町村は、避難指示等が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに各指定避難所を開設する。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

エ 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。

オ 避難者の受入れに当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームペー

ジやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

また、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市町村の避難対策に協力する。

カ 要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

キ 被災地において新型コロナウイルス感染症等を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。

(ア) 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(イ) 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(ウ) 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

(エ) 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。

(オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

(カ) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(キ) 指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(ケ) 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

(コ) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、管轄する保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(6) 警戒区域の設定

市町村長等は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市町村名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

オ 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

(ア) 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

(イ) 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

(7) 孤立地区対策

市町村は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市町村防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

(8) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

(9) 広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

(10) 訪日外国人旅行者対策

市町村は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

3 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づ

き他市町村へ応援を要請する。

- (2) 県は、市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、県外への広域的な避難が必要であると判断した場合は、必要に応じて国（消防庁）に広域避難に関するあっせん・調整等を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送又は指定避難所の開設について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (5) 県は、市町村から県外の市町村への広域避難に係る協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (6) 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (7) 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (8) 県、市町村及び事業者は、広域避難に当たっては、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ適切な情報を提供できるように努めるものとする。
- (9) 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (10) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (11) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市町村は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。
- (12) 県は、指定避難所等において、段ボールベッドや大型テント等の資機材の供給の必要があると認めた場合、災害時応援協定に基づき、関係団体に対し協力を要請する。
- (13) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 指定避難所及び指定緊急避難場所の現況 (資料編3-10-1)
- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 災害時における段ボール製品の調達に関する協定 (資料編4-8-3)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第9節 消防

風水害等の災害時における火災による被害を軽減するため、以下のとおり出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

県(危機管理局)

市町村

2 実施内容

(1) 出火防止、初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(2) 消防活動

消防機関は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災においては、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

(3) 救急、救助活動

災害によっては広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社青森県支部、県警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急、救助活動を行う。

(4) その他

緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、市町村消防計画等による。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、市町村から応援要請があった場合において特に必要があると認めたときは、広域航空消防応援(ヘリコプター)、緊急消防援助隊による応援を含め、消防庁長官に応援を要請するほか、自衛隊に災害派遣を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- | | |
|-----------------|-------------|
| ○ 消防本部の消防力 | (資料編3-3-6) |
| ○ 市町村の消防力 | (資料編3-3-7) |
| ○ 化学消火薬剤の保有状況 | (資料編3-3-9) |
| ○ 救助用資機材の保有状況 | (資料編3-3-17) |
| ○ 青森県消防相互応援協定 | (資料編4-6-3) |
| ○ 消防相互応援協定(一覧表) | (資料編4-6-4) |

第10節 水防

洪水、浸水による被害を軽減するため、以下のとおり水防活動を行うものとする。

1 実施責任者

県(農林水産部、県土整備部)

市町村

2 実施内容

(1) 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、安全を確保した上で、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなどの迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び市町村と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施する。

(2) 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の発生が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

(3) 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講じるものとする。

(4) 水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

(5) 警戒水位の周知

ア 県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川(以下「洪水予報河川等」という。)について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

イ 県又は市町村は、県又は市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生じる場合において、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

ウ 県は区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに

水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

エ 県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

オ 市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(6) その他

その他具体的対策等については、県及び市町村水防計画による。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応急措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する応急措置について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
- (5) 水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

(資 料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 水防資機材の保有状況 | (資料編3-3-14) |
| ○ 水防資材の調達 | (資料編3-3-15) |
| ○ 水防用土採取 | (資料編3-3-16) |
| ○ 水防注意箇所(海岸保全区域、ため池を含む。) | (資料編3-18-1) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |
| ○ 災害時における応援協力に関する協定 | (資料編5-7-1) |

第 11 節 救出

風水害等の災害により生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者の救出又は捜索を実施するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

県警察

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

2 実施内容

(1) 陸上における救出

市町村(消防機関)及び県警察は、災害により救出を要する事態が発生した場合、直ちに救出又は捜索を実施する。

なお、県警察は、台風等の自然現象や旅客機墜落事故等による大規模災害が発生した場合に派遣される警察災害派遣隊について、その効果的な活用を図る。

また、事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

なお、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に搬送する。

(2) 海上における救出

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、市町村、消防機関及び県警察と密接な連携のもとに医療機関(救護所を含む。)に搬送する。

また、船舶で救出を要する事態が発生した場合、自ら救出活動を実施し、第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出の実施が困難な場合、県へ救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、自らの救出の実施又は市町村からの応援要請内容の実施が困難な場合、自衛隊等へ救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するとともに、県及び市町村は、自衛隊等の救援活動を容易にするため、救援活動の活動拠点として提供する公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長等とあらかじめ協議し、候補地を指定するとともに、状況の変化に応じた情報の更新を行う。
- (3) 県は、市町村の実施する救出について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 県警察は、被災状況等に応じて、他都道府県警察に応援を要請する。
- (5) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、自ら救出が困難な場合、県、市町村等へ救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

- (6) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
- (7) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所(現地調整所)を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- (8) 県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (9) 事前の役割分担等
県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- (10) 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

4 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(資 料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 救助用資機材の保有状況 | (資料編3-3-17) |
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 主要医療機関 | (資料編4-11-1) |
| ○ 救急車の保有状況 | (資料編4-11-2) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第 12 節 食料供給

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、以下のとおり必要な米穀等の調達及び炊き出し、その他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

1 実施責任者

(1) 確保・調達

市町村、県（農林水産部、危機管理局）

(2) 炊き出し及びその他の食品の供給

市町村長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市町村長）

2 実施内容

市町村及び県は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を次により調達し、市町村が次により炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

(1) 食料の確保

ア 県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨 1 週間分」の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や咀嚼・嚥下に配慮した食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ 県は、広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。

エ 県及び市町村は流通在庫備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

オ 県及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 米穀の調達

県は、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省（東北農政局を含む。以下同じ。）の支援を得て給食に必要な応急用食料（「農林水産省防災業務計画」（昭和 38 年9月6日付け 38 総第 915 号農林事務次官依命通知）に基づく米穀）を調達する。

ただし、災害救助法が適用された場合においては、県又は市町村は、災害救助用米穀（「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年5月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づく政府所有の米穀）を調達する。

ア 応急用食料

（ア）市町村は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を県に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を県に提出する。

（イ）県は、市町村の申請に基づき、農林水産省に給食に必要な米穀の必要数量等を通知する。

- (ウ) 農林水産省は、県からの通知に基づき、米穀販売事業者に対して手持ち精米を県等に売却するよう要請するとともに、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

イ 災害救助用米穀

- (ア) 県は、災害救助法が適用され災害救助用米穀が必要と認められる場合、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。
- (イ) 市町村が直接、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに県に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の数量等について、農林水産省に連絡する。
- (ウ) 県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、購入した災害救助用米穀を市町村に供給する。

(3) その他の食品及び調味料の調達

市町村は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

- (ア) 市町村は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、県に要請する。
- (イ) 県は、農林水産省に出荷要請を行う。また、必要に応じて「災害時における物資の供給に関する協定」等に基づき、災害時応援協定締結業者等に協力を要請する。
- (ウ) 農林水産省は、調達可能量を緊急に調査し、最も効率的に供給を行える企業団体等を選定し、出荷を要請する。

イ 副食、調味料の調達

- (ア) 市町村は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、県にあっせんを要請する。
- (イ) 県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて指定地方公共機関に要請して調達し、市町村に供給する。

(4) 炊き出し及びその他の食品の供給

ア 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- (ア) 指定避難所に避難している者
- (イ) 住家の被害が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等であって炊事ができない者
 - a 床上浸水については、炊事道具が流出し、あるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。
 - b 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- (ウ) 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - a 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
 - b 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- (エ) 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。

- (オ) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

イ 給与栄養量

給与栄養量は、概ね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量(1歳以上、1人1日当たり)

・エネルギー1,800～2,200kcal

・たんぱく質 55g以上

・ビタミンB1 0.9mg 以上、ビタミンB2 1.0mg 以上、ビタミンC 80mg 以上

ウ 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら栄養素の確保に努める。

(5) 炊き出し及びその他の食品の配分

市町村は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進員協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料(米穀、しょう油等)として支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じで栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については第4章第 30 節「石油燃料供給対策」により要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する炊き出し及びその他の食品の給与の実施について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
- (5) 県は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより被災市町村からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 米穀の調達 (資料編4-12-1)
- パンの調達 (資料編4-12-2)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 13 節 給水

風水害等の災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水を確保できない者に対して給水するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）

2 実施内容

(1) 飲料水の確保及び給水

ア 対象者及び供給量

災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため現に飲料水が得られない者に対し、備蓄飲料水を含め最小限1人1日3ℓ程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水の確保に配慮する。

イ 方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

- (ア) 浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。
- (イ) 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。
- (ウ) 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。
- (エ) 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。
- (オ) 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

(2) 給水資機材の調達等

市町村は、地域内の指定給水装置工事事業者からろ過装置、給水タンク、浄水薬品等の資機材を調達する。ただし、指定業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、「水道災害相互応援協定（昭和44年4月1日制定）」に基づき、県へ飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、自衛隊、他県等へ飲料水の供給の実施又はこれに要する人員及び給水資機材の確保について応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する飲料水の供給について、特に必要があると認めたときは、他市町村等に応援するよう指示する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- | | |
|---------------------|-------------|
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 応急給水用資機材 | (資料編4-13-1) |
| ○ 災害時における飲料供給に関する協定 | (資料編4-13-2) |
| ○ 水道災害相互応援協定 | (資料編4-6-5) |

第 14 節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を確保することができない者及び応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は応急修理等を行うものとする。

1 実施責任者

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）

2 実施内容

(1) 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設及び供与

応急仮設住宅の建設及び供与は、次により行う。

ア 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

(ア) 二次災害の発生のおそれのない場所

(イ) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

(ウ) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

(エ) 被災者の生業の見通しがたつ場所

イ 建設方法

建設は、建設業者に請け負わせて行う。

ウ 供与

(ア) 対象者

災害により、住家が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(イ) 管理及び処分

a 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

b 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の配置に配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市町村は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅や民間賃貸住宅等の既存住宅ストックの積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(5) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、次により行う。

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 方法

a 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に請け負わせて行う。

b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

(6) 建築資材の調達及び建築技術者の確保

ア 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市町村内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。関係業者において資材が不足する場合は、県に対し資材のあつせんを要請する。

イ 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市町村内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

市町村内で建築技術者が確保できない場合は、県に対しあつせんを要請する。

ウ 住宅のあつせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあつせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住宅の応急修理が困難な場合は、県へ応急仮設住宅の建設若しくは借上げ、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住宅の応急修理に当たっては、一般社団法人ブルハブ建築協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会等に協力を要請する。これらに要する建築資材の調達が困難な場合は、材木については東北森林管理局、その他の資材については東北経済産業局へ調達の応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住宅の応急修理について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
- (5) 県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 | (資料編4-14-1) |
| ○ 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定 | (資料編4-14-2) |
| ○ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 | (資料編4-14-3) |
| ○ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 | (資料編4-14-4) |
| ○ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 | (資料編4-14-7) |
| ○ 災害時における応急仮設住宅の建設に関わる協定 | (資料編4-14-8) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |
| ○ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | (資料編6-1-1) |

第 15 節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合、以下のとおり搜索並びに死体の処理及び応急的な埋火葬を行うものとする。

1 実施責任者

(1) 遺体の搜索

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）

(2) 遺体の処理

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）

県警察

(3) 遺体の埋火葬

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）

2 実施内容

(1) 遺体の搜索

ア 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

(ア) 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

(イ) 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合

(ウ) 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

イ 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、市町村、県警察及び消防機関等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(2) 遺体の処理

ア 対象

遺体の処理は、後記(3)の遺体の埋火葬の場合に準じる。

イ 遺体の処理の方法

(ア) 遺体の検視等

県警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

(イ) 遺体の検案

医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

(ウ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

市町村は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

(エ) 遺体の一時保管

大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市町村は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内

施設の確保に努める。

市町村は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、概ね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- (ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき
- (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき
- (エ) 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

イ 遺体の埋火葬の方法

- (ア) 埋火葬の程度は、応急的な仮葬とする。
- (イ) 埋火葬の方法は、原則として火葬とする。
- (ウ) 埋火葬は、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、あるいは、火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。
- (エ) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐものとする。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市町村の実施する遺体の搜索、処理、埋火葬について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
また、必要に応じて「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき、青森県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会又は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に協力を要請する。
- (3) 県警察は、市町村の遺体の搜索に協力する。
- (4) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、市町村の海上における遺体の搜索に協力する。
- (5) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害救助法施行細則 (資料編4-8-1)
- 災害救助法の適用基準 (資料編4-8-2)
- 災害救助に関する委託契約書(日赤) (資料編4-15-1)
- 火葬場 (資料編4-15-2)
- 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定 (資料編4-15-3)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 16 節 障害物除去

風水害等の災害により土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、災害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため、以下のとおり障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

(1) 住家等における障害物の除去

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

道路管理者

河川管理者

鉄道事業者

(3) 海上における障害物の除去

第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）

港湾・漁港管理者（県・市町村）

2 実施内容

(1) 住家等における障害物の除去

住家等の障害物の除去は、次により行う。

ア 対象者

災害により、住家等が半壊し、又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者

イ 障害物除去の方法

(ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。

ア 道路及び河川における障害物の除去

(ア) 道路の障害物における除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

(イ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(ウ)及び(エ)において「道路管理者等」という。)に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(ウ) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であつて、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所で大規模な滞留に対応するための資機材を、地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

(エ) 国は道路管理者等である県及び市町村に対し、県は道路管理者等である市町村に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

(オ) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

(カ) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

イ 鉄道における障害物の除去

鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

(3) 海上における障害物の除去

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び港湾・漁港管理者は、港内又は海上に漂流物、沈没物、軽石、その他の航路障害物がある場合は、直ちに必要な応急措置(航行警報、安全通信の放送、応急標識の設置等)をとるとともに、その物件の所有者又は占有者に対し、その場所が港内又は港の境界付近のときは除去を命じ、その他の海域にあつては除去の勧告を行う。

また、港湾・漁港管理者は船舶の航行が危険と認められる場合は、国に報告する。

なお、所有者又は占有者が不明の場合は、関係機関が連携し、除去する。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(5) 資機材等の調達

障害物の除去に必要な資機材等は、次により調達する。

ア 障害物の除去に必要な機械、器具は、実施機関所有のものを使用するほか、適宜関係業者の協力を求めて調達する。

イ 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械、器具に併せて確保する。

ウ 作業要員の確保は、第4章第21節「労務供給」による。

3 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、県へ障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

(2) 県は、自ら障害物の除去の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、自衛隊、他県又は防災関係機関等へ障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材について応援を要請する。

- (3) 県は、市町村の実施する障害物の除去について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- | | |
|---------------------------|------------|
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |
| ○ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | (資料編6-1-1) |
| ○ 災害時における応援協力に関する協定 | (資料編5-7-1) |

第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失し、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

県（健康医療福祉部）

市町村長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委任された市町村長）

日本赤十字社青森県支部長

2 実施内容

県及び市町村は、生活必需品を次により効率的に確保・調達して給（貸）与する。

(1) 確保

ア 県及び市町村は、住民が各家庭や職場で、平時から「最低3日分、推奨 1 週間分」の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。

ウ 県は、広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。

エ 県及び市町村は流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。

オ 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 調達

ア 市町村

市町村は、当該市町村の業者から調達するものとするが、市町村内業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

イ 県

県は、生活必需品を次により調達する。

(ア) 生活必需品の調達については、県の保有する備蓄物資をもって充て、備蓄物資で不足する場合は、災害時応援協定締結業者又は県内販売業者から調達する。

(イ) 災害の規模が大きく、上記(ア)のみで調達できない場合は県外販売業者等から調達するものとし、必要に応じて東北経済産業局等にあつせんを要請して調達する。

(3) 給（貸）与

市町村は、次により給（貸）与を行う。

なお、県が調達した生活必需品は、県が被災市町村に輸送・供給し、市町村が給（貸）与する。

ア 対象者

災害により住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受け、生活必需品をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

イ 給(貸)与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- (ア) 寝具
- (イ) 外衣
- (ウ) 肌着
- (エ) 身廻品
- (オ) 炊事道具
- (カ) 食器
- (キ) 日用品
- (ク) 光熱材料
- (ケ) 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

ウ 配分方法

(ア) 市町村は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品を給(貸)与する。

(イ) 災害救助法が適用された場合及び法外援護の適用基準に達した場合、県は、市町村の被害状況及び世帯別構成人員等の報告に基づき、配分基準の決定を行う。市町村は、この決定に基づき、配分する。

なお、被災者多数のため手続きまで相当の期間を要する場合は、被災者に最も必要な物資を一時貸与し、後日支給に切り替える。

(ウ) 日本赤十字社青森県支部における措置

県において災害救助法、あるいは法外援護を適用した場合は、被災者に対して毛布、緊急セット等を支給する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品の給(貸)与の実施が困難な場合、県へ生活必需品の給(貸)与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品の給(貸)与の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、東北経済産業局等へ生活必需品の調達について、また自衛隊へ生活必需品の給(貸)与の実施について応援を要請する。
- (3) 県は、国のプッシュ型支援(被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合において、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援)が開

始された場合、指定避難所等へ物資が確実に配送されるよう、必要な調整を行う。

(4) 県は、市町村の実施する生活必需品の給(貸)与の実施について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

(5) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

(資 料)

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 生活必需品の備蓄 | (資料編4-17-1) |
| ○ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 | (資料編4-17-2) |
| ○ 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱 | (資料編4-17-3) |
| ○ 災害救助活動態勢 | (資料編4-17-4) |
| ○ 災害救援物資(見舞品)の交付基準 | (資料編4-17-5) |
| ○ 災害時における物資の供給に関する協定 | (資料編4-17-6) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第 18 節 医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の在日・訪日外国人旅行者を含む住民が医療又は助産等の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。

1 実施責任者

市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市町村長）
県（健康医療福祉部）

2 実施内容

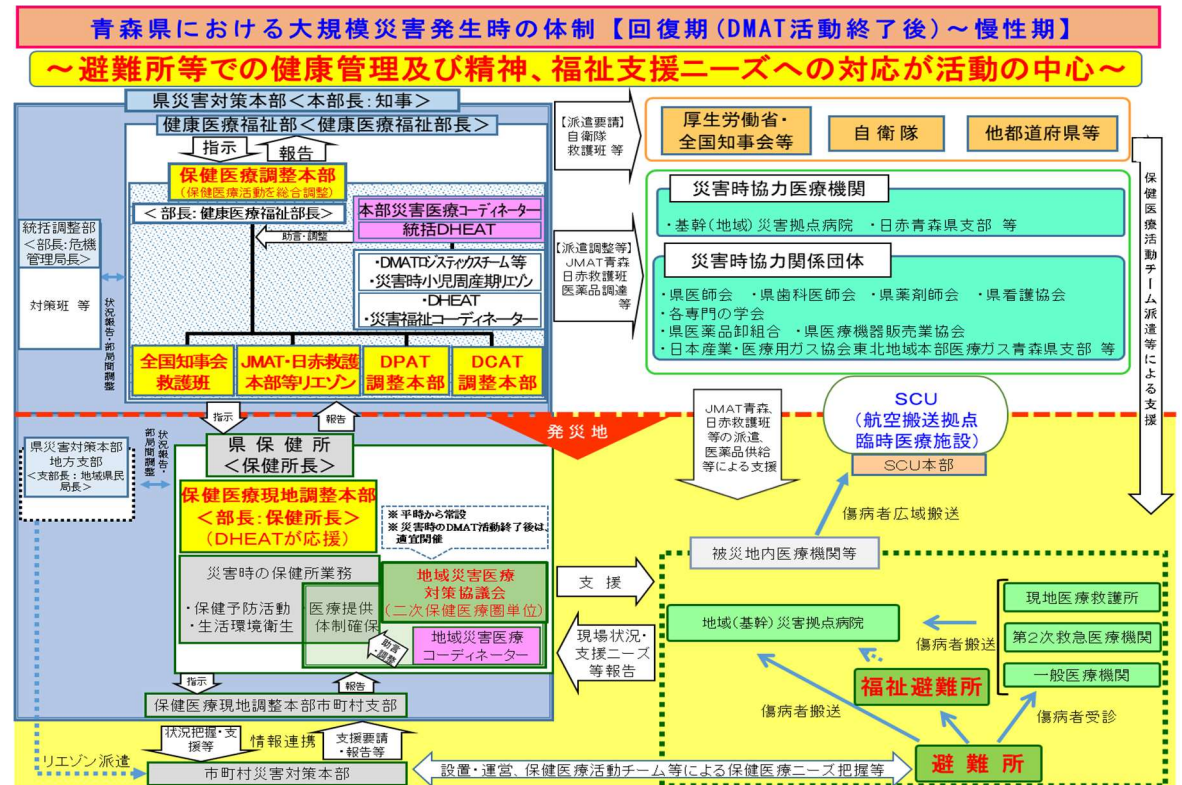
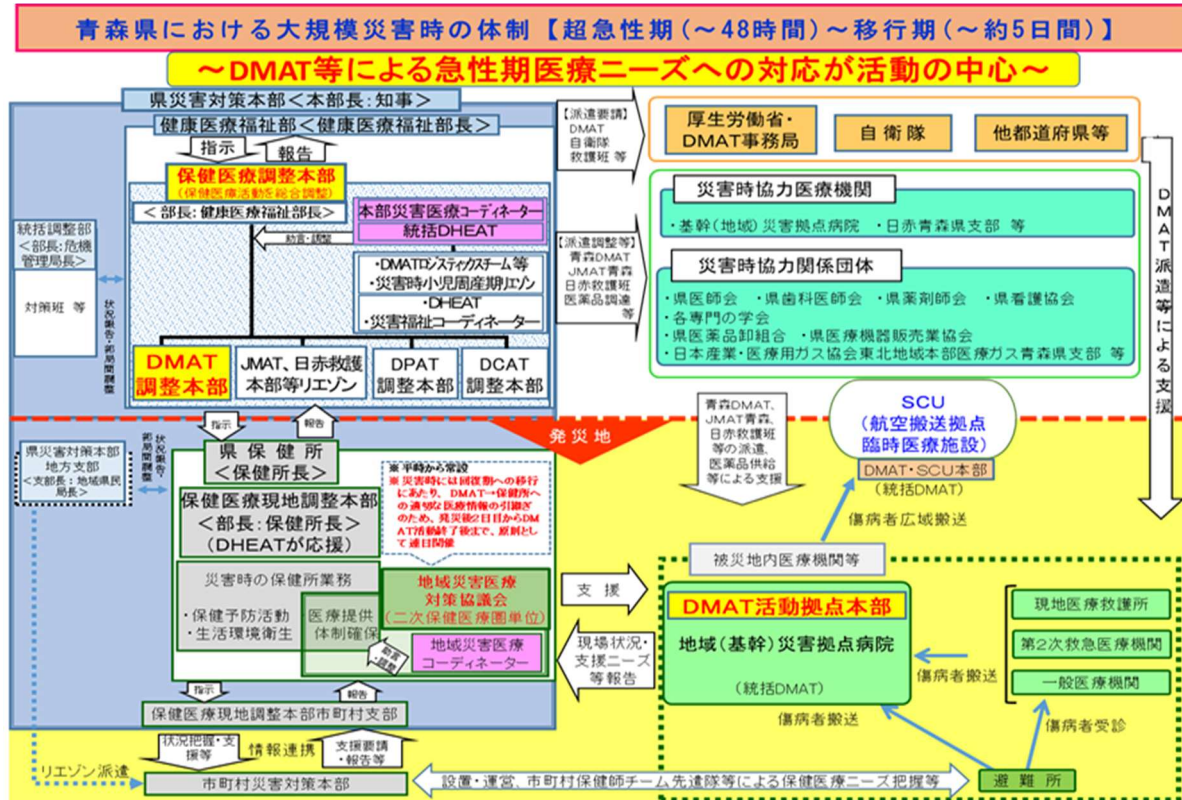
県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に青森県保健医療調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合的な調整を遅滞なく行う。

また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に青森県保健医療現地調整本部を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。

(1) 各フェーズにおける保健医療福祉活動チームの活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約 5 日間迄）	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点本部 （災害拠点病院等）
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療 及び福祉分野等の支援ニーズ への対応	・ 避難所 ・ 福祉避難所

(2) 体制図



(3) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による救護班を、医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次により編成し実施する。

ア 医師会の会員による救護班

イ 歯科医師会の会員による救護班

ウ 看護協会の会員による救護班

エ 市町村立医療機関による救護班

オ 市町村保健師による救護班

カ 日本赤十字社青森県支部による救護班

キ 地域県民局地域健康福祉部保健総室、県立中央病院、つくしが丘病院及び精神保健福祉センターによる救護班

ク 弘前大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構及び国立療養所による救護班

ケ 災害救助法の規定により従事命令を受けた医師、看護師等による救護班

(4) 救護所の設置

救護所は、市町村庁舎、指定避難所、その他公共施設等に設置する。

(5) 医療、助産及び保健の実施

医療、助産及び保健の実施は、次により行う。

ア 医療、助産及び保健の対象者

(ア) 医療の対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(イ) 助産の対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

(ウ) 保健の対象者

a 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者

b 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

c 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導等を行う必要がある者

d 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見られる者

イ 医療、助産及び保健の範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他治療及び施術

(エ) 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所

(オ) 看護、介護

(カ) 助産(分べん介助等)

(キ) 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

(ク) 栄養相談指導

ウ 実施方法

県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、災害時小児周産期リエゾ

ンは災害医療コーディネーターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートすることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。

(ア) 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

(イ) 助産

上記(ア)に準じる。

(ウ) 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(6) 医薬品等の調達及び供給

医薬品等の調達は、各救護班が行うものとするが、不足する場合は次による。

ア 市町村は、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。

イ 県は、市町村等から要請があった場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、青森県医薬品卸組合、青森県赤十字血液センター、青森県医療機器販売業協会又は一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部に対し、要請のあった市町村等に対する供給を要請する。

(7) 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第20節「輸送対策」による。

(8) 広域後方医療施設への傷病者の搬送

県は、広域後方医療施設へ航空機で傷病者を搬送する必要がある場合、原則として青森空港を航空搬送拠点に定め、トリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行う航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置・運営し、航空機による医療搬送体制を確保する。

(9) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備等

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保による運用体制の構築等を通じて救急医療活動等の支援体制の整備に努めるとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備に努める。災害医療コーディネーター等は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

(10) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の整備

県は、災害時健康危機管理支援チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

(11) 災害福祉支援チーム(DCAT)の整備

県及び青森県社会福祉協議会等関係団体(青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体)は、行政と民間が一体となった広域的な福祉支援ネットワークを通じて、災害福祉支援チーム員の養成及び資質の維持向上を図るための継続的な研修を実施するものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市町村を応援する保健医療現地調整本部員等と情報連携することとする。
- (2) 県は、保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について保健医療現地調整本部及び保健医療調整本部にて行うこととする。
- (3) 市町村は、当該市町村内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、県へ医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (4) 県、市町村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。その際、災害医療コーディネーター等は、県及び市町村に対して適宜助言を行うものとする。
- (5) 県は、必要に応じ、他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等、青森DMAT指定病院、DPAT事務局に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するほか、県自らの救護班、県との協定に基づいて派遣される日本赤十字社青森県支部、県医師会及び県歯科医師会の救護班をもってしても必要な医療、助産及び保健の実施が困難な場合は、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、自衛隊又は他県へ医療、助産及び保健(自衛隊については助産を除く。)の実施について、応援を要請する。
- (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。
- (7) 県は、市町村の実施する医療、助産及び保健の実施について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努めるものとする。
- (9) 県は必要に応じて、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所及び日本赤十字社青森県支部へ県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。その際、災害医療コーディネーター等は、県及び市町村に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- (10) 医療機関は、医療活動を実施するため、必要に応じライフライン事業者に対し、早期復旧の協力について要請する。
- (11) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 災害救助法施行細則 | (資料編4-8-1) |
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料編4-8-2) |
| ○ 災害救助に関する委託契約(日赤) | (資料編4-15-1) |
| ○ 青森県緊急医薬品等供給対策連絡会運営要綱 | (資料編4-18-1) |
| ○ 医薬品等(防疫薬剤を含む)の調達 | (資料編4-18-2) |
| ○ 血液製剤の調達 | (資料編4-18-3) |
| ○ 災害時の医療救護に関する協定書 | (資料編4-18-4) |
| ○ 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則 | (資料編4-18-5) |
| ○ 災害時の看護職医療救護活動に関する協定 | (資料編4-18-6) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第 19 節 被災動物対策

災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

県(健康医療福祉部)

市町村

特定動物の飼養者

2 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

(1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 被災動物の保護収容等の対策

県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、災害のために飼養継続が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市町村、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第 20 節 輸送対策

風水害等の災害時において被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、以下のとおり車両等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

県(交通・地域社会部、健康医療福祉部、危機管理局)

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

防災関係機関

2 実施内容

(1) 輸送車両及び船舶等の調達

市町村、県等防災関係機関は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア 公共的団体の車両、船舶等

イ 運送業者等営業用の車両、船舶等

ウ その他の自家用車両、船舶等

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

ア 被災者の避難に係る輸送

イ 医療、助産及び保健に係る輸送

ウ 被災者の救出に係る輸送

エ 飲料水供給に係る輸送

オ 救援物資の輸送

カ 遺体の捜索及び処理に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量などを勘案し、最も適切な方法により行う。

なお、県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資又は資材の運送を要請する。

県等防災関係機関は、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、市町村が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や

開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

ア 車両による輸送

道路交通が確保される場合は、車両により輸送を行う。

(ア) 市町村

それぞれの地域防災計画に基づき車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

(イ) 県

自らの輸送活動の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請の実施が困難な場合は、東北運輸局(青森運輸支局)に応援を要請する。

また、必要に応じて、「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定」、「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定」及び「災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県トラック協会、公益社団法人青森県バス協会及び一般社団法人青森県タクシー協会に協力を要請するほか、自衛隊に輸送活動の実施について応援を要請する。車両の確保が困難な場合、「災害時におけるレンタカーの提供に関する協定」に基づき、事業者に対し協力を要請する。

(ウ) 県警察

緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

(エ) 青森運輸支局

県からの応援の要請があったときは、運送業者の所有する車両の調達あっせんを行う。

(オ) 公益社団法人青森県トラック協会、公益社団法人青森県バス協会、一般社団法人青森県タクシー協会

県からの協力要請があったときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の協力を行う。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県は、鉄道事業者と協力を要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 船舶による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は船舶による輸送が適切な場合は、船舶、舟艇等による輸送を行う。

なお、災害時における海上緊急輸送拠点として、青森港、八戸港、大湊港及び津軽港を定め、防災機能を強化しておく。

青森港・八戸港における船舶から港湾施設への荷役作業については、「災害時における応援協力に関する協定」に基づき東北港運協会に応援を要請する。本県と北海道の間における人員や資機材、物資、避難者等の輸送等に当たっては、「災害時における船舶による輸送の確保等に関する協定」に基づき、事業者に応援を要請する。

(ア) 市町村

車両による輸送に準じる。

(イ) 県

自らの輸送活動の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請の実施が困難な場合は、東北運輸局(青森運輸支局)に応援を要請する。

また、必要に応じ、第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）、自衛隊に輸送活動の実施について応援を要請する。

(ウ) 青森運輸支局

県から応援の要請があったときは、海運業者の所有する船舶、舟艇等の調達あっせんを行う。

エ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県は、県防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより航空輸送を行うほか、必要に応じ消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

オ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の確認

ア 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

イ 上記アの確認をしたときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

ウ 上記イの標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

エ 市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をしておく。

(5) 他県等からの救援物資の一次物資拠点

県は、災害時における他県等からの救援物資の一次物資拠点を、その備えるべき機能等を勘案し、あらかじめ選定しておく。

また、救援物資を円滑に受け入れ、配送できるよう、必要に応じて、「災害時における物資の保管等に関する協定」に基づき、青森県倉庫協会に対し、民間物流事業者の協力を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

○ 自動車の保有状況	(資料編4-20-1)
○ 貨物自動車(営業用トラック)の調達	(資料編4-20-2)
○ バスの調達	(資料編4-20-3)
○ 漁船の現況	(資料編4-20-4)
○ 船舶の現況	(資料編4-20-5)
○ 巡視船艇	(資料編4-20-6)
○ 舟艇の保有状況	(資料編4-20-7)
○ 県警察警備艇	(資料編4-20-8)
○ 県防災ヘリコプター	(資料編4-20-9)

- 県ドクターヘリ (資料編4-20-10)
- 県警察ヘリコプター (資料編4-20-11)
- 防災ヘリコプター場外離着陸場 (資料編4-20-12)
- 災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定 (資料編4-20-13)
- 災害時における船舶による輸送の確保に関する協定 (資料編4-20-14)
- 災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書 (資料編4-20-15)
- 災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定 (資料編4-20-16)
- 災害時における応援協力に関する協定 (資料編4-20-17)
- 災害時におけるレンタカーの提供に関する協定 (資料編4-20-18)
- 災害時における電動車両等の貸与に関する協定 (資料編4-20-19)
- 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書 (資料編4-20-20)

第 21 節 労務供給

風水害等の災害時において応急措置を迅速かつ的確に実施するため、以下のとおり必要な人員の動員及び雇上げ、奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

(1) 労務者の雇用

知事(総務部、健康医療福祉部、県土整備部)

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

防災関係機関の長

(2) 奉仕団の活用

市町村長

日本赤十字社青森県支部長

2 実施内容

(1) 労務者の雇用

災害時において、次の応急措置を講じるために必要な労務者を公共職業安定所を通じて雇用する。

ア 被災者の避難支援

イ 医療救護における移送

ウ 被災者の救出(救出する機械等を操作する場合を含む。)

エ 飲料水の供給(供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等を配付する場合を含む。)

オ 救援物資の整理、輸送及び配分

カ 遺体の搜索及び処理

(2) 技術者等の従事命令等

災害時において応急措置を講じる上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、資料編のとおりである。

(3) 奉仕団の活用

災害時の応急措置を講じるに当たっては、次により、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の組織の活用を図る。

ア 奉仕団の編成及び従事作業

(ア) 編成

奉仕団は、概ね次の団体をもって編成する。

a 日赤奉仕団

b 高等学校及び大学

c その他NPO・ボランティア等の各種団体

(イ) 従事作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

a 炊き出し、その他災害救助活動の協力

b 清掃、防疫

- c 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- d 応急復旧作業現場における軽易な作業
- e 軽易な事務の補助

イ 奉仕団の連絡調整

災害時における奉仕団の協力活動については、市町村長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

3 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

- ア 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長に職員の派遣を要請する。
- イ 市町村長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める。
- ウ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の都道府県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- エ 知事は、要請先に適任者がいないなどの場合は、内閣総理大臣に対し職員の派遣についてあっせんを求める。
- オ 職員の派遣の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(2) 応援協力

- ア 市町村長は、応急措置を実施するための労働力が不足するときは、知事に対し応援を求めるほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長に応援を求める。
- イ 知事は、応急措置を実施するための労働力が不足するときは、他の都道府県知事に対し応援を求める。
- ウ 指定地方公共機関は、応急措置を実施するための労働力が不足するときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長に応援を求める。
- エ 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫賃、期間については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例 (資料編4-21-1)
- 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則 (資料編4-21-2)
- 赤十字奉仕団の現況 (資料編4-21-3)
- 関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等 (資料編4-21-4)
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2)

第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

県(各部局)

県教育委員会

市町村

市町村教育委員会

県・市町村社会福祉協議会

日本赤十字社青森県支部

2 実施内容

(1) 防災ボランティアセンターの設置

県内で災害が発生し、被災市町村が市町村社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

ア センターの役割

- (ア) 市町村災害対策本部との連絡調整を行う。
- (イ) 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口(電話)等を設置する。
- (ウ) 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (エ) 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (オ) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (カ) 防災ボランティア活動用資材や食料等(炊き出しを含む)の調達を行う。
- (キ) 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

イ 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくため、被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市町村、県など関係機関へ情報提供する。

ウ センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要

な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

エ その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

(2) 防災ボランティア情報センターの設置

県内で風水害等の災害が発生し、被災市町村からの被災情報等により県(環境エネルギー部)と県社会福祉協議会等関係機関が協議して、防災ボランティアの協力を必要と判断した場合、速やかに防災ボランティア情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し、県内全域を対象とする防災ボランティア活動を支援する。情報センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

ア 情報センターの役割

(ア) 複数の市町村が被災する広域災害において、各市町村のセンター間の連絡調整をする。

(イ) 県域の窓口として全国への広報活動や情報発信及び関係機関との連絡等を行う。また、他県からの防災ボランティアの応援が必要と判断した場合は、全国社会福祉協議会や全国規模のボランティアネットワーク等と連携し、その機能の積極的な活用を図る。

(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況などについて、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

(エ) 防災ボランティア活動の希望者に対する情報提供を行う。

(オ) センターだけでは対応できない課題・ニーズに対し、支援活動団体や企業などへの支援要請や連絡調整、意見交換などを行いながらセンターを支援する。

(カ) センターでの防災ボランティア活動に必要な資機材の調達を支援する。

(キ) 被害が甚大でセンターを設置できない市町村がある場合、他の市町村のセンターと連携しながらセンターの設置を支援する。

イ 情報センターの運営

情報センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

ウ その他

災害時において、情報センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜情報センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

(1) 市町村は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

- (2) 県は、被害状況等についてインターネットのホームページやラジオ、テレビ、新聞等報道機関を通じて他県へ情報提供を行い、必要な物資、資機材などの広報に関する協力を行う。
- (3) 県及び市町村は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況の災害情報を、センターや情報センターに適時適切に提供を行う。
- (4) 県及び市町村等の関係機関は、自主性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
- (5) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の人件費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

第 23 節 防疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、以下のとおり防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

県(健康医療福祉部)

市町村

2 実施内容

(1) 県の措置

ア 衛生情報の把握

災害時には、災害の規模等に応じ必要な防疫組織を設け、気象、警察、消防等の関係機関及び被災地の地域県民局地域健康福祉部保健総室、市町村と緊密な連絡をとり衛生情報の早期把握に努める。

イ 資機材等の整備

防疫用資機材の整備・点検を行い、状況に応じ購入又は借上げを行う。

ウ 予防教育及び広報活動

パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用等により速やかに地域の住民に対し、予防教育及び広報活動を実施する。

エ 防疫活動

(ア) 疫学調査及び健康診断

- a 疫学調査班を組織し、積極的疫学調査を行う。
- b 積極的疫学調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による健康診断を実施する。

(イ) 市町村に対する指導及び指示

a 防疫指導

防疫計画により、被災市町村の実情に応じた指導を行う。

b 防疫指示

被災市町村における災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めて、速やかに次の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による指示、命令を発する。

(a) 消毒方法の施行等に関する指示

(b) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令

(c) 生活の用に供される水の使用制限等の命令

(d) 臨時予防接種に関する命令(ただし、市町村長に実施させることが適当な場合に限る。)

(ウ) 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種法による臨時予防接種を実施する。

(2) 市町村の措置

ア 防疫措置

災害時には、市町村職員、奉仕団、臨時の作業員をもって編成する防疫班など、必要な防疫組織を設け、防疫対策を実施する。

イ 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、広報車その他関係団体及び報道機関を活用し、住民に対する予防教育及び広報活動を実施する。

ウ 防疫活動

(ア) 県の指導を受け、次の事項を実施する。

a 消毒

b ねずみ族、昆虫等の駆除

c 生活の用に供される水の供給（容器による搬送、ろ過給水等状況に応じた適宜な方法による。）

(イ) 感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに入院勧告の措置に協力する。

(ウ) 県の指導を受け、指定避難所の防疫を実施する。

なお、実施に当たっては施設管理者等の協力を得て防疫指導の徹底に努めるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、県の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市町村は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、県へ防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施すべき防疫活動が実施できないか、又は実施しても不十分と認められるときは市町村に代わって実施する。
- (4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所、日本赤十字社青森県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材について応援を要請する。
- (5) 県は、市町村の実施する防疫活動について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (6) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 主要医療機関 | (資料編4-11-1) |
| ○ 防疫用資機材の保有状況 | (資料編4-23-1) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第 24 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

被災地における環境衛生の保全のため、以下のとおりごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務等及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 廃棄物等処理

(1) 実施責任者

市町村

(2) 実施内容

ア ごみの処理

ごみの収集、運搬及び処分は、次により行う。

(ア) ごみの収集及び運搬

- a 市町村の収集車両、作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみの収集、運搬を実施する。
- b 被害甚大等の理由で収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、ごみの収集、運搬を実施する。

(イ) ごみの処分

- a 可燃性のごみは、市町村等のごみ処理施設において焼却処分する。
- b 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。
- c 不燃性で再資源化ができないごみは、市町村等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- d 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処分ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、最終処分場を指定して埋立処分する。

イ し尿の処理

し尿の収集、運搬及び処分は、次により行う。

(ア) し尿の収集及び運搬

- a し尿の収集及び運搬は、し尿収集、運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- b し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

(イ) し尿の処分

収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他のし尿処理施設に委託し処分する。

ウ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。))の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、地域県民局地域健康福祉部保健総室に相談した上で適切な方法で搬送する。

エ 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

オ 国（環境省）は、広域処理等の災害廃棄物処理体制を整備するため、地域ブロック協議会における災害廃棄物対策行動計画の策定を促進するとともに、広域支援の実施事例の整理・周知や計画の見直しを促す等、計画の実効性の向上を図る。

国（環境省、防衛省）は、災害廃棄物の撤去等について、発災時の環境省、防衛省、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担、平時の取組等を整理した連携対応マニュアルを作成し、関係者に周知するものとする。

(3) 応援協力関係

ア 市町村は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

また、災害の状況に応じ必要な場合には、廃棄物処理に係る関係機関への応援協力依頼を県に要請する。

イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の策定について支援を行うものとする。

また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、「無償団体救援協定」、「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、及び「大規模災害時における建築物の解体撤去の協力に関する協定」に基づき、関係機関に協力を要請する。

ウ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ ごみ処理施設・運搬車の現況 | (資料編4-24-1) |
| ○ し尿処理施設・運搬車の現況 | (資料編4-24-2) |
| ○ 死亡獣畜取扱場 | (資料編4-24-3) |
| ○ 無償団体救援協定(災害一般廃棄物の収集・運搬) | (資料編4-24-4) |
| ○ 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 | (資料編4-24-5) |

- 大規模災害時における建築物等の解体撤去協力に関する協定（資料編4-24-6）
- 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定（資料編4-6-2）

2 環境汚染防止

(1) 実施責任者

県（環境エネルギー部）

(2) 実施内容

工事・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、事業者の指導、モニタリング調査を次により行う。

ア 被災状況を勘案し、事業者に汚染物質の流出、拡散防止のための措置を指導する。

イ 必要に応じ、大気及び水質のモニタリング調査を行う。

(3) 応援協力関係

市町村は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第 25 節 被災宅地の危険度判定

風水害等による宅地や擁壁等の被災に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、以下のとおり被災宅地危険度判定を行うものとする。

1 実施責任者

県(県土整備部)

市町村

2 実施内容

(1) 被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定士が宅地の被災状況を被迅速かつ的確に把握し、判定結果を表示することにより、宅地の所有者や近隣住民等の注意を喚起し、宅地の二次災害を軽減・防止する。

(2) 危険度判定体制の確立

県は、被災宅地の危険度判定のため、被災宅地危険度判定士を養成・認定し、危険度判定のための体制を確立しておく。

(3) 被災者への説明

市町村は、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら又は市町村内の被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- (2) 県は、自ら又は県内の被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県へ応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する宅地の危険度判定活動について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。
- (4) 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

○ 青森県被災宅地危険度判定実施要綱

(資料編4-14-9)

○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(資料編4-6-2)

第 26 節 金融機関対策

風水害等の災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により、被災住民の当面の生活資金を確保するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

東北財務局青森財務事務所
日本銀行青森支店
日本郵便株式会社

2 実施内容

(1) 東北財務局青森財務事務所、日本銀行青森支店

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、通貨の円滑な供給を確保する。

なお、被災地における現金供給や損傷通貨の引換えに支障が生じた場合及び生じると予想される場合には、関係機関で協議の上、状況に応じ必要な措置を講じる。

イ 金融機関の業務運営の確保

(ア) 被災地における金融機関の利用者に対し窓口業務の維持を図るため、金融機関は窓口営業に最善の努力をするとともに、不可能な場合は迅速に被災店舗以外の店舗による支援体制を講じるよう指導する。

(イ) 罹災者の預金払戻しについて、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に応じた簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。

(ウ) 定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金、積金等を担保とする貸出に応じるよう指導する。

(エ) 為替の取扱い又は手形交換及び不渡処分について、適宜配慮するよう指導する。

(オ) 金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について、適宜配慮するよう指導する。

ウ その他金融機関の営業の確保

(ア) 証券会社の預り金払出しについて、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に応じた簡易な確認方法をもって実施するよう指導する。

(イ) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう指導する。また、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行うなど適宜配慮するよう指導する。

エ 災害応急措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、損傷通貨に係る措置、イ及びウに掲げる措置については、速やかにその周知徹底を図る。

(2) 日本郵便株式会社

非常災害時における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じるものとする。

第 27 節 文教対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

県(こども家庭部)

市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長)

県教育委員会

市町村教育委員会

国立・私立各学校管理者

2 実施内容

(1) 災害に関する予警報及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

校長(園長を含む。以下同じ。)は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。

(2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県教育委員会、市町村教育委員会及び国立・私立学校等の管理者は、次の方法により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。(分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。)

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、同一市町村内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。

オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、同一市町村内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

カ 校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知

に努める。

ア 県立学校等

学校長は、県立学校学則等にあらかじめ定めた基準により行う。この場合は、速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市町村立学校等

市町村教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は、速やかに市町村教育委員会に報告する。

ウ 国立・私立学校等

校長が、各学校等が定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

県及び市町村は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。))及び高等学校等生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

県教育委員会及び市町村教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達する。なお、市町村教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ 給与の方法

(ア) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒の健康管理

被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び市町村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市町村と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市町村教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 市町村教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ、教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他の私立学校管理者、市町村教育委員会又は県へ、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

ウ 県、県教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合又は市町村教育委員会若しくは私立学校管理者からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、他県の教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

エ 県教育委員会は、市町村教育委員会の実施する教育について、特に必要があると認めたときは、他市町村教育委員会に応援を要請する。

オ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

(2) 教科書・学用品等の給与

ア 市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、県へ学用品等の給与の実施について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

イ 県は、自ら学用品等の給与の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品については東北経済産業局へ、調達について応援を要請する。

ウ 県は、市町村の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。

エ 応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

4 その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助

法施行細則による。

(資 料)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 国指定文化財 | (資料編3-14-1) |
| ○ 県指定文化財 | (資料編3-14-2) |
| ○ 学校給食(小麦粉製品加工業者、牛乳供給業者) | (資料編4-26-1) |
| ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 | (資料編4-6-2) |

第 28 節 警備対策

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と秩序の維持を図るため、以下のとおり警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

県警察

2 実施内容

(1) 警備体制の確立及び災害警備本部等の設置

「青森県警察災害警備計画」に定めるところにより、災害発生のおそれがある場合には、県警察本部に警備対策室を設置し、準備体制を確立する。

また、災害が発生したときは、県警察本部及び警察署に警備体制を確立するとともに災害警備本部等を設置する。

(2) 警備部隊の編成・運用

「青森県警察災害警備計画」に定めるところにより、警備部隊を編成し、運用する。

(3) 活動内容

「青森県警察災害警備計画」に定めるところにより、次の活動を基本として運用する。

ア 災害関連情報の収集及び伝達

イ 被災者の救出救助及び避難誘導

ウ 行方不明者の捜索及び遺体の見分

エ 被災地域における交通規制

オ 被災地域における社会秩序の維持

(ア) 県警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(イ) 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(ウ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

カ 被災地における広報活動

3 応援協力関係

(1) 市町村及び自主防犯組織は、県警察の実施する警備活動に協力する。

(2) 県警察は、必要に応じて、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき一般社団法人青森県警備業協会に協力を要請する。一般社団法人青森県警備業協会は、県警察から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、業務を提供する。

(資 料)

○ 災害時における交通誘導業務等に関する協定

(資料編4－28－2)

第 29 節 交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、以下のとおり交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1 陸上交通

(1) 実施責任者

ア 応急措置

道路管理者

鉄道事業者

イ 交通規制

県警察

道路管理者

(2) 実施内容

ア 道路等の被害状況等の把握

(ア) 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。

(イ) 県警察は、自ら及び関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を早急に調査把握する。

イ 交通施設の保全

(ア) 道路の応急措置

a 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。

b 道路管理者は、応急復旧に長時間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に、付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。

c 道路管理者は、被害が広範囲にわたり、被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ、比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施する。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。

d 道路管理者は、道路占有工作物(電力、ガス、上下水道、電話)等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。

(イ) 鉄道施設の応急措置

a 鉄道事業者は、災害により列車の運転に支障が生じる事態が発生した場合は、列車の避難又は停止を行う。

b 鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

c 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施する。

ウ 交通規制

(ア) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路、代替路線の設定等を実施する。

なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(イ) 県警察の交通規制

a 県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、的確かつ円滑な災害応急対策を講じるため緊急の必要があると認められた場合及び災害時における道路の危険を防止するため特に必要があると認められた場合は、通行の禁止・制限、う回路の設定等を実施する。

b 県警察は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められた場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合は、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

(ウ) 道路管理者と県警察の連絡協議

道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限の規制に当たっては、相互に連絡協議する。

(エ) 標識の設置等交通規制の周辺徹底

道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため既定の標識を設置することが困難又は不可能な場合は、適宜の方法により通行を禁止・制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たるほか、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板及びインターネット等により迅速に情報提供する。

また、これらの規制を行った場合は、適当なう回路を設定し、あるいは輻輳を避けるため代替路線を指定した場合は、必要な地点に図示するなどの方法によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(オ) 関係道県警との連携

警察(東北管区警察局、県警察)は、災害対策基本法による緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止・制限する場合、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等について、関係道県、関係警察、関係市町村と相互に緊密な連携をとることとする。

(3) 応援協力関係

ア 道路

(ア) 市町村は、自ら応急工事の実施が困難な場合、県へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。

- (イ) 県は、自ら応急工事の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (ウ) 東北地方整備局、東日本高速道路株式会社は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (エ) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

イ 鉄道

- (ア) 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。
- (イ) 鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (ウ) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

ウ 交通規制等

- (ア) 県警察は、大規模災害時に交通規制を円滑に行うための交通誘導の実施、被災情報の提供等について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき一般社団法人青森県警備業協会に協力を要請する。一般社団法人青森県警備業協会は、県警察から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、業務を提供する。
- (イ) 県警察は、大規模災害時における災害応急対策を円滑に行うための路上放置自動車の排除について、「災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関する覚書」に基づき、一般社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部に協力を要請する。一般社団法人日本自動車連盟東北本部青森支部は、県警察から要請を受けたときは、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

(資 料)

- 道路図 (資料編1-6-4)
- 鉄道航路図 (資料編4-28-1)
- 災害時における交通誘導業務等に関する協定 (資料編4-28-2)
- 災害が発生した場合の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動に関する覚書 (資料編4-28-4)

2 海上交通

(1) 実施責任者

ア 応急措置

港湾・漁港管理者(県・市町村)
東北地方整備局(青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所)
第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

イ 海上交通規制

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

(2) 実施内容

ア 船舶の避難

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、災害により、在港船舶が港湾施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合、これらの危害を防ぐため港湾管理者、県警察、漁業協同組合、その他海運業者と連携を密にし、在港船舶に対し、河川又は港外の安全な場所へ避難するよう勧告、指示する。

イ 港湾施設等の保全

(ア) 港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を把握し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう航路を行うとともに、防波堤・岸壁・物揚場等の工事及び航路・泊地のしゅんせつ等の応急工事を必要に応じて実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、物資等の輸送ができるよう、同上の応急工事を実施する。

(イ) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、航路標識の流失、移動等施設に被害が生じた場合、関係機関に通報し、その旨を周知徹底するとともに、応急復旧の措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。

(ウ) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、水路が損壊し、又は水深に異常が生じた場合、関係機関に通報し、その旨を周知徹底する。

(エ) 港湾内における流木等障害物の除去については、第4章第16節「障害物除去」による。

ウ 海上交通規制

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、災害応急対策活動の遂行上、又は航路障害のため船舶交通の規制を行う必要がある場合は、航行禁止・制限区域の設定又は巡視船艇による交通規制を行う。

(3) 応援協力関係

ア 市町村は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、県へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

イ 県は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

エ 港湾管理者は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、国(国土交通省)に利用調整等の管理業務の実施を要請するものとする。

(資 料)

- | | |
|-------------|-------------|
| ○ 港湾図 | (資料編1-6-2) |
| ○ 港湾の現況 | (資料編1-6-3) |
| ○ 港湾の避難可能船数 | (資料編4-28-3) |

3 航空交通

(1) 実施責任者

東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)

県(青森空港管理事務所)

自衛隊

(2) 実施内容

ア 航空機の避難

三沢空港事務所等は、台風、荒天により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、状況に応じ、空港内の航空機を格納庫へ収容させ又は他空港へ避難させる。

イ 航空施設の保全

三沢空港事務所等は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。

なお、三沢空港にあつては、必要に応じ自衛隊がこれに協力する。

ウ 航空交通管制

三沢空港事務所等は、上記イにより施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供するなどにより航空交通の安全に努める。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送の各施設を防護し、その機能を維持するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 電力施設

(1) 実施責任者

東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社

(2) 実施内容

ア 応急復旧

災害時には、社員及び工事業者を動員し、電力施設に係る被害状況を把握するとともに、工事業者及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切り替え等により電力供給確保に努める。

イ 県、市町村等への協力要請

復旧仮設用地、資機材置場の緊急確保が困難な場合は、県、市町村等に協力依頼し、確保に努める。

ウ 電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

エ 二次災害の予防措置

(ア) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(イ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

オ 広報

被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ア) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(イ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

- a 無断昇柱、無断工事をしないこと
- b 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に通報すること
- c 断線垂下している電線に絶対触らないこと
- d 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北

電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社に連絡すること

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 電力施設 (資料編3-17-1)
- 電力災害用資機材の保有状況 (資料編3-17-2)

2 ガス施設

(1) 実施責任者

都市ガス事業者
青森ガス株式会社
八戸ガス株式会社
弘前ガス株式会社
十和田ガス株式会社
五所川原ガス株式会社
黒石ガス株式会社
エルピーガス事業者

(2) 実施内容

ア ガス施設の災害対応

ガス事業者は、ガス施設の被災状況に応じて、製造・供給の停止、休止、継続を的確に行う。

イ 復旧体制

ガス事業者は、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等に応援を要請する。

ウ 応急復旧

(ア) 被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するに当たっては、全戸の個別確認の上慎重を期する。

(イ) 災害の状況により、供給可能な地域は、供給系統を変え、ガス遮断区域を最小限に食い止める。

エ 二次災害の防止

ガス事業者は、災害時には被災地域のガス供給停止又は供給制限により二次災害の防止と周辺地区の安定供給を図る。

オ 広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により災害に関する各種の情報を広報する。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 都市ガス製造施設 (資料編3-17-3)

3 上下水道施設

(1) 上水道施設

ア 実施責任者

水道事業者

水道用水供給事業者

イ 実施内容

(ア) 飲料水の確保

水道事業者は、飲料水の確保に努める。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

(イ) 復旧体制

水道事業者は、被災施設の復旧計画を早急に策定し、機能回復を図るため、工事施工業者などと連絡を密にして緊急体制をとる。なお、被災の状況に応じて他市町村、県、自衛隊等関係機関に応援を要請する。

(ウ) 応急復旧

- a 水道施設の被災に対しては、あらかじめ備蓄している応急復旧資材により、応急復旧を行う。
- b 各浄水場は、原水のろ過能力の低下を防止するため、原水処理薬品類により所要の浄化能力を確保する。
- c 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。
- d 自然流下管路の被害に対しては、速やかに応急復旧を行い、断水時間の短縮を図るほか、浄水場、配水池、主要管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については、優先的に復旧を行う。

(2) 下水道施設

ア 実施責任者

下水道事業者

イ 実施内容

(ア) 応急復旧

a 管渠施設

下水道事業者は、被災時には管渠施設の機能を確保し、排水に万全を期するため、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないよう応急復旧を実施する。

b 処理施設

下水道事業者は、被災時には予備機器への切り換えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止する。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資料)

○ 浄水場等施設

(資料編3-17-5)

○ 水道防災用資機材の保有状況

(資料編3-17-6)

4 電気通信設備

(1) 実施責任者

東日本電信電話株式会社青森支店
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社

(2) 実施内容

ア 体制の確立

災害により電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

イ 情報収集及び連絡

- (ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
- (イ) 電気通信設備の被害、通信障害の状況やその原因及び復旧状況は、速やかに県災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

ウ 災害対策用機器、車両の確保

災害対策時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両を配備する。

- (ア) 非常用衛星通信装置
- (イ) 非常用無線装置
- (ウ) 非常用交換装置
- (エ) 非常用伝送装置
- (オ) 非常用電源装置
- (カ) 応急ケーブル
- (キ) 災害対策指揮車
- (ク) 雪上車及び特殊車両
- (ケ) その他応急復旧用諸装置

エ 要員、災害対策用資機材の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため、平時から出動要員及び次に掲げる資機材等を確保する。

- (ア) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品
- (イ) 食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品

オ 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

- (ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火又は耐震の実施
- (イ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
- (ウ) 予備電源設備及び燃料、冷却水等
- (エ) その他防災上必要な設備及び器具等
- カ 電気通信設備及び回線の応急復旧措置
電気通信設備等に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。
- キ 通信そ通に対する応急措置
災害等により電気通信サービスが停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。
- ク 通信の優先利用
災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。
- ケ 通信の利用制限
災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
- コ 災害対策機器による通信の確保
- サ 災害用伝言ダイヤルの運用
- シ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- ス 広報

災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 通信事業者の支店の所在地 (資料編3-3-13)
- 電気通信災害用資機材の保有状況 (資料編3-17-8)

5 放送施設

(1) 実施責任者

日本放送協会青森放送局
青森放送株式会社
株式会社青森テレビ
青森朝日放送株式会社
株式会社エフエム青森

(2) 実施内容

ア 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送所障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

イ 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講じる。

(ア) 受信機の復旧

被災した受信機の取り扱いについて周知するとともに、関係機関等との連携により、被災受信機の復旧に向けて受信相談・受信機応急修理を行う。

(イ) 指定避難所等での放送受信の確保

指定避難所等において災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講じ、視聴者への情報の周知を図る。

(3) 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第 31 節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、県民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料が供給できるよう、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

国

県(経済産業部)

市町村

2 実施内容

(1) 供給体制の整備

国・県・市町村、事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

(2) 関係機関相互の連携による石油燃料の供給

ア 国

県の実情に基づき、関係業界団体の協力を得るなどの方法により、石油燃料の供給の確保を図るものとする。

イ 県

石油燃料の調達又は安定供給の必要があると認めたときは、「災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定」に基づき、青森県石油商業組合に協力を要請する。

また、必要に応じて、国や事業者等に協力を要請する。

なお、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

ウ 市町村

それぞれの地域防災計画に基づき石油燃料を調達するが、石油燃料が不足し、又は確保できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、県に応援を要請する。

エ 事業者等

県からの要請があったときは、でき得る範囲内において最大限の協力を行う。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

(資 料)

○ 災害時における石油燃料の調達及び安定供給に関する協定書

(資料編3-30-1)

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ以下のとおりとする。

第1節 雪害対策

1 予防対策

1 方針

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林漁業の生産条件の確保を図るものとする。

2 実施機関

実施機関は予防対策ごとに下表に示すとおりとする。

(1) 道路交通対策、公共交通対策、生活関連施設等の整備、農林水産業の生産条件の確保、文教対策

実施機関	道路交通	公共交通	生活関連	農林水産	文教対策
東北地方整備局（青森河川国道事務所）	○	—	—	—	—
青森地方气象台	○	○	○	○	○
青森県	県土整備部	県土整備部	県土整備部	農林水産部	—
市町村	○	—	○	○	○
県警察	○	—	—	—	—
県教育委員会	—	—	—	—	○
市町村教育委員会	—	—	—	—	○
東日本高速道路株式会社（東北支社青森・八戸・十和田管理事務所）	○	—	—	—	—
県道路公社	○	—	—	—	—
鉄道事業者	—	○	—	—	—
一般乗合旅客自動車運送業者	—	○	—	—	—
東北電力株式会社青森支店	—	—	○	—	—
ガス事業者等	—	—	○	—	—
上下水道事業者	—	—	○	—	—
東日本電信電話株式会社等	—	—	○	—	—
農林水産業関係団体	—	—	—	○	—
国立・私立各学校等管理者	—	—	—	—	○

(2) 防雪対策（なだれ災害、地吹雪災害、着雪災害、融雪災害）、屋根雪等の処理

実 施 機 関	なだれ	地吹雪	着 雪	融 雪	屋根雪
東北地方整備局(青森河川国道事務所)	○	○	-	○	-
青森地方気象台	○	○	○	○	-
青森県	農林水産部 県土整備部	県土整備部	農林水産部	県土整備部	県土整備部 危機管理局
市町村	○	○	○	○	○
県警察	-	○	○	-	○
東日本高速道路株式会社 (東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)	-	○	-	-	-
鉄道事業者	○	○	○	-	-
東北電力株式会社青森支店	-	-	○	-	-

3 実施内容

(1) 雪害に強いまちづくり

- ア 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- イ 県及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- ウ 市町村は、消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあつせんを行う。
- エ 市町村は、広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。
- オ 県、市町村及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、市町村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等)の備蓄に努める。
- カ 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- キ 県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- ク 国、県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- ケ 集中的な大雪が予想される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。また県は、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。
- コ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な必要な措置を講じるものとする。

サ 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

シ 集中的な大雪に対しては、国、県、市町村及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、その旨を周知するとともに、集中的な除雪作業に努めるものとする。

ス 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び市町村は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 関係機関は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 関係機関は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(4) 搜索、救助・救急及び医療体制の整備

ア 市町村は、医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

イ 関係機関は、災害時の搜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

ウ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

エ 道路管理者及び東北地方整備局、東北地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

(5) 道路交通対策

ア 県

除(排)雪作業の効率化、バス等大型車両に対する通行幅の確保のため、除雪余裕幅や堆雪スペースを備えた道路の整備、なだれ、地吹雪、吹きだまり防止施設の整備、除雪用施設・資機材等の整備を図り、雪に強い交通ネットワークを確立する。

(ア) 堆雪道路等の整備

a 堆雪帯の整備

除雪による道路幅の狭小化を防止し、通行の安全と車両交通の円滑化を図るため、堆雪スペースを備えた道路の整備を推進する。

b なだれ対策施設の整備

山間地交通の確保を図るため、なだれ危険箇所、スノーシェッド、なだれ防止柵等の設置を推進する。

c 地吹雪、吹きだまり障害を緩和するため、防雪柵の整備を図る。

(イ) 除(排)雪用施設及び資機材の整備

a 流・融雪溝の整備

市街地においては道路や屋根の雪等の面的処理が必要で、地域の住民が管理運営を行える箇所については、流・融雪溝の整備を推進する。

b 除雪機械の整備

除雪機械は地域の実情に応じた機種を選定し、配備するとともに、除雪作業の円滑化を図るため民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。

c 雪捨て場の確保

除(排)雪作業を効率よく実施するために、運搬作業に利用しやすい雪捨て場の確保と整備を図る。

d 融雪剤の配備

勾配の急な区間における車両のスリップ防止のため、融雪剤の備蓄を行うとともに、沿道に砂箱を配置する。

(ウ) 除(排)雪及び安全対策

a 除(排)雪計画

毎年「除雪事業計画」を策定し、冬期道路交通を確保する。

b 道路情報システムの整備

道路交通情報、除雪情報、災害情報及び気象情報など各種道路に関する情報の収集と伝達に関する情報システムの整備並びに諸施設の整備に努める。

c 歩道除雪

通学路や利用者の多い交通安全上重要な区間の歩道について、地元住民の協力を得て、除雪を行う。

イ 東北地方整備局(青森河川国道事務所)

冬期間における道路交通を確保するため、除雪機械及び要員の的確な配置を図り、除(排)雪体制を確立する。

ウ 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)

冬期間における高速自動車国道等の交通を確保するため、除雪機械及び要員の充実を図り、除(排)雪体制を強化する。

エ 市町村

融雪道路、除雪機械、施設等の整備を進めるとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。

また、降雪期前に関係機関と協議の上「道路除雪計画」を策定し、除(排)雪を計画的に実施する。

オ 県警察

(ア) 交通安全施設の整備

信号機及び標識等の交通安全施設を適正に維持するため、雪に強い交通安全施設の研究、開発及び整備を強化するとともに、次に重点をおいて逐次整備を図る。

- a 信号灯器の縦型化
- b 標識の大型化
- c 緊急規制標識の確保
- d 交通管制施設の整備及び信号機の全県管制化

(イ) 道路交通情報システムの整備

交通管制センター及び道路交通情報センターの体制を充実強化するとともに、道路管理者との連携を図る。

なお、利用者に対する交通情報を迅速に提供するため、各種情報を迅速に把握し電話による照会に対する回答をはじめ、関係機関に対する情報提供を積極的に行う。

(6) 公共交通対策

ア 東日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社の鉄道交通の確保

(ア) 除雪車両及び除雪設備等の整備

車両の運行を確保するため、除雪車両及び防雪機械を改良、整備し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を図るとともに、流雪、消融雪設備の新設及び改良、防雪柵類の増設等地上設備を増強する。

(イ) 除雪体制

除雪は、駅間は除雪車両、構内は除雪機械を主力とし、降積雪の状況に応じて、機械力、人力を有効かつ適切に活用して、最大限の効率的・効果的な除雪作業を行う体制を整備するとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の効果を上げるために、人力除雪を計画的に行うものとし、社員のほか必要に応じて除雪協力班による人力除雪体制を整備する。

イ その他の鉄道交通の確保

その他の鉄道事業者は、列車の運行を確保するため、降積雪の状況に応じて除雪機械の運行計画を定めておくとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の効果を上げ、又はその不足を補うために職員及び除雪協力班による人力除雪体制を整備する。

ウ バス交通の確保

一般乗合旅客自動車運送業者は、雪害の規模に応じた運行計画をあらかじめ定めておく。

エ 航空交通の確保

空港管理者は、空港を利用する航空機が支障なく安全に離着陸できるよう除雪する。

(7) 生活関連施設等の整備

ア 電力施設

(ア) 水力発電・変電設備

なだれ防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(イ) 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、碍子装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

(ウ) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持碍子の増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

イ ガス施設

- (ア) 積雪時のガスの安定供給を確保するため、ガス原料の輸送体制の確立を図るとともに道路等の閉鎖による輸送停止に備え、ガス原料の備蓄の増強を行う。
- (イ) 供給施設、消雪設備の耐雪化を強化する。
- (ウ) LPガスにあっては、屋根雪等の落下による事故防止を徹底する。

ウ 電気通信設備

- (ア) 耐雪用引込線への取り替え及び引込線の地下化を推進する。
- (イ) 保安器の屋内設置を推進する。
- (ウ) 災害時に対処するため、各局に災害対策用物品及び工事用車両等を配備する。

エ 上下水道施設

- (ア) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計施行時に耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (イ) 上水道にあっては、水源地、消火栓等の施設が除(排)雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

(8) 農林水産業の生産条件の確保

ア 果樹等の枝折れ防止

果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。

イ ビニールハウスの破損防止

積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。

ウ 越冬作物等の被害防止

積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。

エ 越冬飼料の確保

冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足に対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。

オ 牛乳輸送の円滑化

牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。

カ 農畜産物の滞貨防止

豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。

キ 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるため、農協や市町村単位に積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

ク 漁業遭難の防止

冬期出漁による遭難を防止するため、関係機関の連絡、指導を強化し、風雪時における漁業遭難防止の徹底を図る。

(9) 文教対策

ア 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

イ 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

ウ 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

エ 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたて実施する。

(10) 防雪対策

ア なだれ災害予防対策

(ア) なだれ防止施設の整備

a 道路のなだれ防止施設の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に階段工、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁、減勢工及びスノーシェッド等のなだれ防止施設を整備する。

b なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

c 鉄道施設へのなだれ防止

鉄道施設の保全と列車の運行を確保するため、なだれ危険箇所について、なだれ覆い、なだれ防止柵等のなだれ防止設備を増強する。

d 集落を保全するなだれ防止施設の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止施設を整備する。

(イ) なだれ危険箇所の警戒

a 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

b 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知させるため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

c 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等について、必要な事故防止措置を講じる。

イ 地吹雪災害予防対策

(ア) 地吹雪対策施設の整備

a 道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェルター、防雪林、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設、視程障害対策施設を整備する。

b 鉄道の地吹雪対策

列車の運行を確保するため、地吹雪多発地域に防雪林を増強する。

(イ) 地吹雪多発地域の警戒

a 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

b 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオを通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

ウ 着雪災害予防対策

(ア) 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、送電線の難着雪化を図る。

(イ) 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講じる。

(ウ) 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、(8)農林水産業の生産条件の確保により実施する。

エ 融雪災害予防対策

(ア) 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第18節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

(イ) 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第3章第20節「土砂災害予防対策」により実施する。

(11) 屋根雪等の処理

ア 計画的な雪下ろしの奨励

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしを奨励するとともに、作業時の注意事項の周知に努める。

イ 雪下ろし中の事故等の防止

国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。また、国〔国土交通省、消防庁等〕及び県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供するものとする。

ウ 雪止め及び防雪柵の設置

落雪による事故を防ぐため、雪止め及び防雪柵の設置を指導する。

エ 屋根雪処理システムの普及

屋根雪の道路上への投げ捨て及び落下は道路交通を阻害するとともに人身事故の原因ともなることから、これを防ぐため、次の屋根雪処理システムの普及を図る。

(ア) 耐雪構造システム

(イ) 無落雪システム

(ウ) 消・融雪システム

(12) 雪害対策に関する観測等の推進

ア 青森地方気象台、県及び市町村は降雪量、積雪量等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

イ 青森地方気象台は、なだれ災害の発生メカニズム等に関する研究を推進する。

ウ 青森地方気象台は、降雪量や積雪量などの気象予測技術の高度化を図る。

エ 県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をする。

(13) 防災訓練の実施

ア 関係機関は、降雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応について周知徹底を図る。

イ 関係機関は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

ウ 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

2 応急対策

豪雪時において産業の機能低下の防止及び住民の生活を確保するため、以下のとおり道路交通確保を最重点とした除雪対策等を行うものとする。

1 道路交通の確保

(1) 実施責任者

東北地方整備局(青森河川国道事務所)

東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)

県(県土整備部)

市町村

県警察

県道路公社

(2) 実施内容

ア 情報の収集、伝達

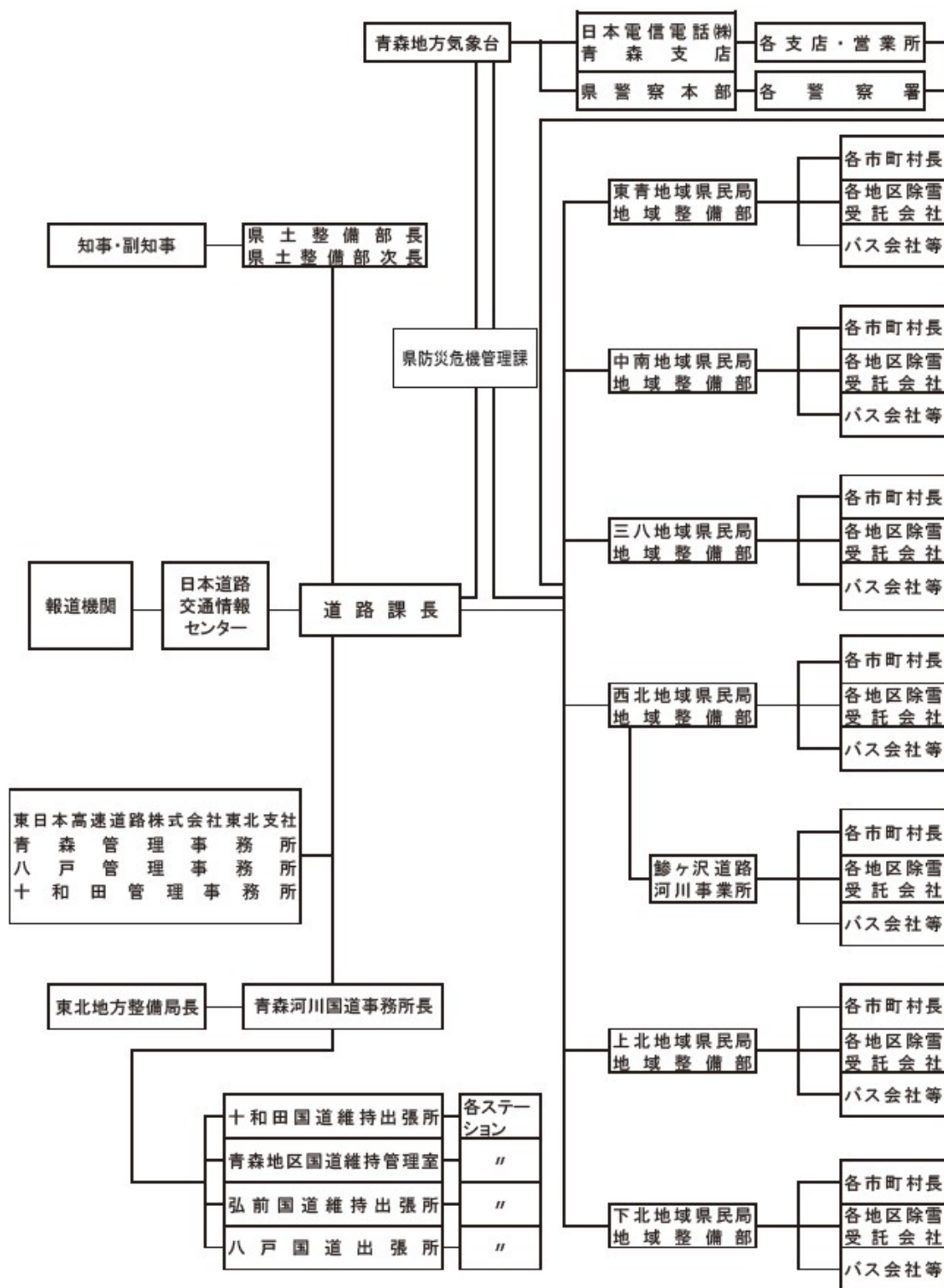
(ア) 県は、雪害防止に必要な情報を次の方法等により収集し、市町村その他関係機関に対し、迅速かつ的確に伝達する。

・道路パトロールを実施し、路面、法面の状況(路面凍結、橋面凍結、圧雪状況、雪庇等の有無)を把握する。

(イ) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、当該地域に係る雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

(ウ) その他の機関は、所掌事務に係る災害の防止に必要な情報の収集に努め、状況に応じ、県、市町村等に伝達する。

(エ) 豪雪時における情報収集、伝達は、次により行う。



イ 道路交通の確保

(ア) 県

a 除(排)雪の実施

(a) 除雪実施期間

11月1日～3月31日

なお、上記実施期間以外でも降雪状況により、除雪車を出動できる体制を整える。

(b) 出動基準

降雪量が 10 cm 以上の場合、又は降雪量が 5cm 程度であっても降雪状況、気象通報等により、雪が降り続くことが予想される場合や地吹雪等により交通に支障を及ぼすと判断される場合は、出動するものとする。

ただし、交通量の少ない路線において、日中の気温上昇が見込まれる場合などは、出動基準以上の降雪量であっても出動を取り止めるなど、状況に即したできる限りの効率的な除雪に努めるものとする。

(c) 除雪作業目標

除雪作業目標は、次のとおりとする。

区 分	日交通量のおよその基準	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台以上／日	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後 5 日以内に 2 車線確保を図る。
第 2 種	500~1,000 台／日	2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1 車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約 10 日以内に 2 車線または 1 車線の確保を図る。
第 3 種	500 台未満／日	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない

b 除(排)雪の体制

地域県民局地域整備部の管轄区域の積雪、降雪状況に応じ、段階的に次の体制をとり、除(排)雪を実施する。

区 分	基 準	措 置
地区警戒体制	局地的な集中豪雪のため、その地区の指定観測点及び地域整備部等観測点のうち 1/3 以上が概ね警戒積雪深に達し、1/2 以上がこれに達するおそれがある場合を目安とし、降雪状況その他を勘案して、地区警戒体制をとる。	警戒体制時には、その後により予想される緊急体制への移行準備として、情報連絡を強化し、除雪機及びオペレーター等の借上げ、応援等を事前手配するとともに、除雪体制を強化する。
警戒体制	県内の指定観測点のうち 1/2 以上が概ね警戒積雪深に達した場合を目安とし、東北地方整備局と協議し、警戒体制をとる。	同 上
緊急体制	県内の指定観測点のうちその大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ主要路線における降雪状況、降雪量その他を勘案して東北地方整備局と協議し、緊急体制をとる。	緊急体制時には、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機及びオペレーターその他必要機材を確保する。

なお、警戒体制又は緊急体制に移行した場合の組織体制等については、除雪事業計画に定めるところによる。

(イ) 東北地方整備局(青森河川国道事務所)

東北地方整備局(青森河川国道事務所)の除雪計画に基づき、関係機関と密接に連携し交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ的確に除(排)雪を実施する。

(ウ) 東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)

東日本高速道路株式会社(東北支社青森・八戸・十和田管理事務所)の除雪計画に基づき、

関係機関と密接に連携し、交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ的確に除(排)雪を実施する。

(エ) 市町村

市町村除雪計画に基づき、関係機関と密接に連携し、交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ的確に除(排)雪を実施する。

(オ) 県道路公社

県道路公社除雪計画に基づき、関係機関と密接に連携し、交通の安全確保、円滑化のため、迅速かつ的確に除(排)雪を実施する。

ウ 交通安全対策及び交通の円滑化対策

(ア) 県警察

a 路上駐車車両の追放

路上駐車車両は、除(排)雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、市町村及び道路管理者との密接な連携のもとに、路上駐車車両の指導取り締まりを強化する。

b 緊急交通規制の実施

気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、県警察と密接な連携のもと、交通の規制を実施する。

降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制を予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(a) 危険箇所の交通規制

積雪量、交通量及び路面等交通の危険状況等に応じて、交通規制を実施する。

(b) 除(排)雪作業に伴う交通規制

市町村、町内会及び道路管理者は、地域ぐるみ除(排)雪活動等の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

c 信号機等交通安全施設の視認性の確保

冠雪により信号灯器の視認性を妨げるおそれのある信号機については、緊急に除雪を実施する。また、降積雪及び降雪等により損傷を受けた交通安全施設については、危険防止に必要な応急措置を講じ、その視認性を確保する。

d 道路交通情報の提供と交通の整理誘導

交通管制センター及び道路交通情報センターの体制を強化し、電話による道路交通情報の照会に対応するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を強化し、積極的に道路交通情報を提供し、その周知徹底を図る。

e 交通管制システムの活用

交通管制エリア内の交通現況を常時把握し、可変標識によって交通情報を表示して誘導を図るとともに、必要に応じ信号の特殊制御を実施する。

(イ) 道路管理者

a 路上駐車車両の追放

路上駐車車両は、除(排)雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放について徹底する。

また、県警察と密接な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

b 緊急交通規制の実施

気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、県警察と密接な連携のもと、交通の規制を実施する。

降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

c 除(排)雪作業に伴う交通整理と交通規制

除(排)雪作業を実施する場合、県警察と密接な連携のもと、交通の安全確保、除(排)雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(3) 応援協力関係

ア 市町村は、自ら除雪の実施が困難な場合、他市町村又は県へ除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレーターの確保について応援を要請する。

イ 県は、自ら除雪の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊又は防災関係機関等へ除雪の実施について応援を要請する。

ウ 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請により実施する。

エ 防災関係機関は、市町村、県からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

2 鉄道交通の確保

(1) 実施責任者

東日本旅客鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

その他の鉄道事業者

(2) 実施内容

ア 緊急輸送

豪雪時における緊急輸送は、一般客貨に優先して行うものとするが、緊急輸送の求めが輻輳して調整困難となった場合は、東日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社は、輸送物資及びその順位等について県と協議して行う。

イ 乗客の接遇

雪害時においては、乗客の安全と輸送秩序の維持のため、各駅長は必要に応じ給食、医療等の手配をすることとするが、災害時においては、市町村、住民等の協力を求めて炊き出しを実施し、又は現地医療機関等による診療を求め、給食、医療の万全を図る。

(3) 応援協力関係

ア 豪雪時における緊急除雪等は、まず鉄道事業者の社員等の動員をもって行うこととするが、なお不足する場合は、状況に応じて消防団又は自衛隊に対して出動要請する。

イ 防災関係機関は、応援の要請を受けた場合は、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 緊急体制時除雪機械配置計画 (資料編5-1-1)
- なだれ危険箇所 (資料編5-1-2)
- 緊急確保路線計画延長 (資料編5-1-3)
- 災害時における応援協力に関する協定 (資料編5-7-1)

第2節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生のおそれがある場合及び船舶からの油、危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

I 海難対策

1 予防対策

1 方針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため必要な予防対策を実施するものとする。

2 実施機関

船舶所有者等(船長、管理者、占有者等を含む。)

漁業協同組合

東北運輸局(青森運輸支局)

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

県警察

県(農林水産部、県土整備部、危機管理局)

沿岸市町村

港湾・漁港管理者(県、市町村)

3 実施内容

(1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保

ア 船舶所有者等及び漁業協同組合は、気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、情報提供等に努める。

ウ 東北運輸局(青森運輸支局)は、事業許可時に安全性に関する審査を行うとともに、運航労務監理官による監査において、安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質な事業者に対しては厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業許可の更新制、安全統括管理者・運航管理者に係る資格者制度・試験制度、船舶の使用停止命令制度の導入のほか、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置、指導事項の継続的なフォローアップなど監査の強化等により、旅客船事業の安全性の向上を図る。

エ 東北運輸局(青森運輸支局)は、船員教育体制の一層の整備充実、海技資格制度を通じた船員の知識・能力の維持及び最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を図る。また、事業

用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関する教育訓練の実施等により、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図る。

オ 東北運輸局(青森運輸支局)は、海上における安全の確保及び海洋環境の保全のために海上人命安全条約(SOLAS条約)等の国際基準に適合していない外国船舶(サブ・スタンダード船)の排除を目的として、外国船舶に対する立入検査等の監督(ポートステートコントロール:PSC)の実施を積極的に推進する。

カ 東北運輸支局(青森運輸支局)は、確実に連絡をとることが可能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早期導入を支援する。

キ 東北運輸支局(青森運輸支局)は、船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行うほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。また、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信できる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化等により、小型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督する。

ク 東北運輸局(青森運輸支局)は、危険物の運送条件、取扱方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図る。

ケ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、被害の発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。

(ア) 海上交通の輻輳する海域における巡視船艇等による交通整理及び航法指導等

(イ) 港湾における航行制限

(ウ) 港湾における工事・作業等についての規制

(エ) 危険物積載船舶等に対する規制

(オ) 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等における監視体制の強化、巡視船艇による指導、船舶交通の規制

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、県、市町村、関係事業者(海上運送事業者をはじめとする民間事業者をいう。)等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、県、市町村、関係事業者等は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

エ 東北運輸局(青森運輸支局)は、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図る。

(3) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(4) 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、搜索、救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜水機材等の資機材の整備促進に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成・配置に努める。
- イ 県警察は、搜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水セット、水中通話装置等の整備促進に努める。
- ウ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、県、市町村、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- エ 県、市町村(消防機関)及び事業所は、危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。
- オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、大規模な海上災害の発生に備え、県、市町村(消防機関)等との業務協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備に努める。
- カ 関係機関は、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)等の国の機関、県、県警察、市町村、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し大規模海難を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(6) 海上災害防止思想の普及

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(7) 再発防止対策の実施

東北運輸局(青森運輸支局)及び第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、関係者と協力し、海難・防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し、再発防止対策のための措置に反映させる。

2 応急対策

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

1 実施責任者

災害発生事業所(船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。)

漁業協同組合

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

仙台湾区气象台(青森地方气象台)

県警察

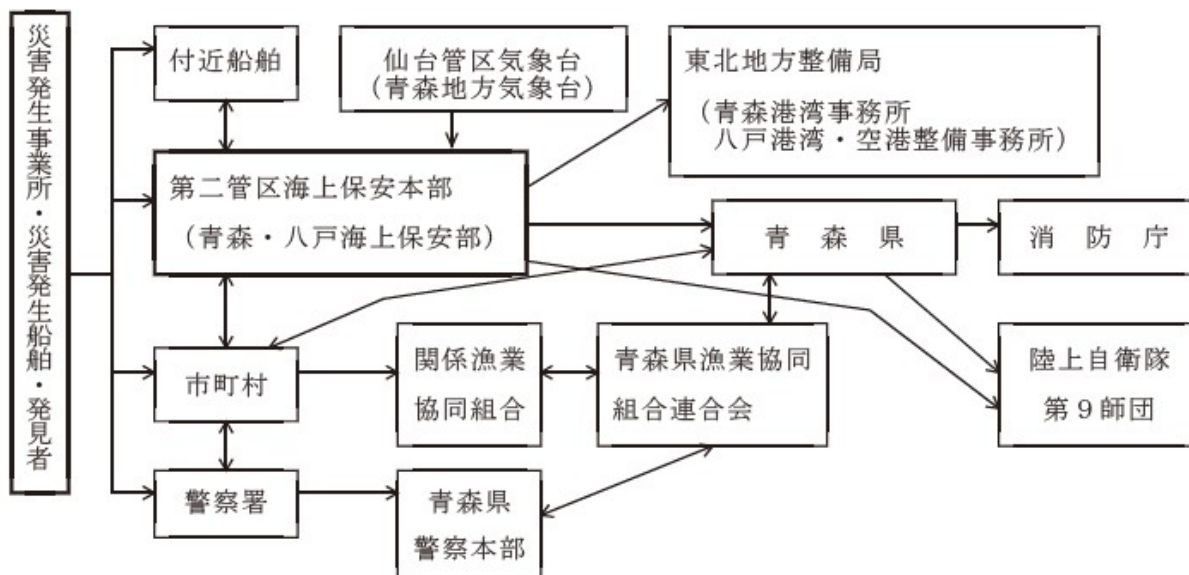
県(農林水産部、県土整備部、危機管理局)

沿岸市町村

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集、伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



(2) 活動体制の確立

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 搜索活動

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、県及び県警察は、関係機関と密接に協力の上、船舶及び航空機等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

(4) 救助・救急活動

ア 災害発生事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、被災者の救助・救急活動を行う。

ウ 県、県警察及び沿岸市町村は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(5) 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

(7) 災害広報

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、

被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県又は自衛隊に応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (4) 防災関係機関は、市町村、県、第二管区海上保安本部長からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資 料)

- | | |
|------------------------------------|------------|
| ○ 化学消火薬剤の保有状況 | (資料編3-3-9) |
| ○ 流出油防除資機材の保有状況 | (資料編5-2-1) |
| ○ 海上火災等対策用船舶の状況 | (資料編5-2-2) |
| ○ 青森海上保安部と青森地域広域消防事務組合との業務協定書 | (資料編5-2-3) |
| ○ 八戸海上保安部と八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部との業務協定 | (資料編5-2-4) |

Ⅱ 海上排出油等及び海上火災対策

1 予防対策

1 方 針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため必要な予防対策を実施するものとする。

2 実施機関

事業所(船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。)

漁業協同組合

東北運輸局(青森運輸支局)

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

県警察

県(環境エネルギー部、農林水産部、県土整備部、危機管理局)

沿岸市町村

港湾・漁港管理者(県、市町村)

3 実施内容

(1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶の安全性及び安全な運航の確保については、本節「Ⅰ 海難対策」の「船舶の安全性及び安全な運航の確保」により実施する。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、県、市町村、関係事業者(海上運送事業者をはじめとする民間事業者をいう。)等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、県、市町村、関係事業者等は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、救助・救急及び消火活動を実施するための船艇、航空機及び防除用資機材等の整備促進に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成・配置に努める。

イ 県警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機、潜水セット、水中通話装置等の整備促進に努める。

ウ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、県、市町村、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

エ 県、市町村(消防機関)及び事業所は、危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、大規模な海上災害の発生に備え、県、市町村(消防機関)等との業務協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備に努める。

カ 関係機関は、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。

(5) 排出油・漂着油の防除体制等の整備

ア 青森県沿岸排出油等防除協議会(会長青森海上保安部長)は、青森県沿岸海域において大量の排出油・漂着油等の事故が発生した場合に備え、排出油防除計画の策定、排出油・漂着油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進等を行う。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、県、沿岸市町村は、油等が大量に排出・漂着した場合等に備えて、オイルフェンス等の防除資機材の整備を図る。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動関係

東北運輸局(青森運輸支局)は、船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行う。

(7) 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)等の国の機関、県、県警察、市町村、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を想定した広域的、実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(8) 海上防災思想の普及

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、海事関係者等に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(9) 再発防止対策の実施

東北運輸局(青森運輸支局)及び第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、関係者と協力し、海上排出油等・海上火災、防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し、再発防止対策のための措置に反映させる。

2 応急対策

青森県沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害発生事業所(船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。)

漁業協同組合

東北地方整備局(青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所)

仙台管区气象台(青森地方气象台)

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

県警察

県(環境エネルギー部、農林水産部、県土整備部、危機管理局)

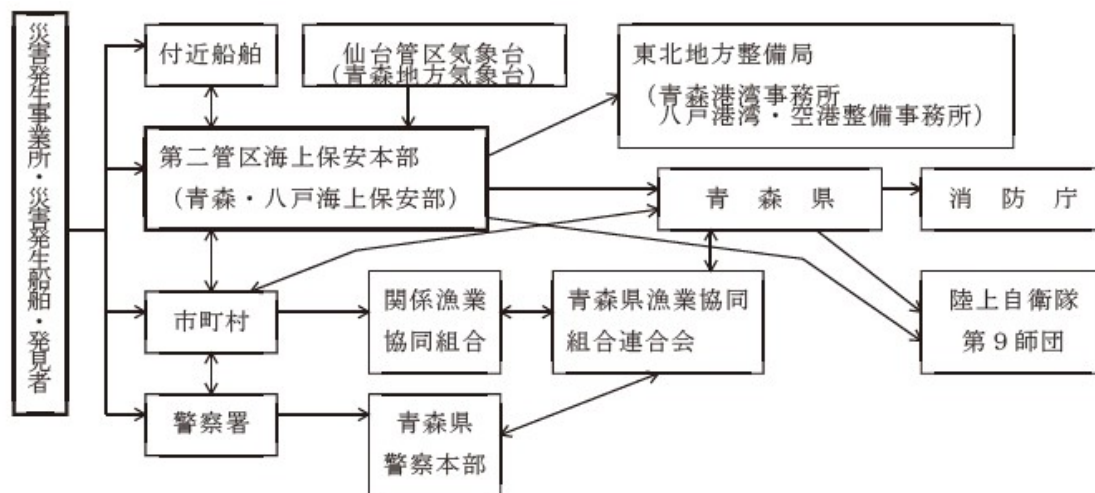
沿岸市町村

港湾・漁港管理者(県、市町村)

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

ア 青森県沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集、伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



イ 青森県沿岸海域において大量の油が排出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、青森県沿岸排出油等防除協議会会長(青森海上保安部長)又は地区部会長(青森地区部会は青森海上保安部長、八戸地区部会は八戸海上保安部長)は、会員に連絡する。

(2) 活動体制の確立

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 搜索活動

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、県及び県警察は、関係機関と密接に協力の上、船舶及び航空機等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

(4) 救助・救急活動

ア 災害発生事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、被災者の救助・救急活動を行う。

ウ 県、県警察及び沿岸市町村は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(5) 医療活動

医療活動については第4章第 18 節「医療、助産及び保健」により実施する。

(6) 油等の大量流出等に対する応急対策活動

青森県沿岸海域において、油等が大量に流出・漂着等した場合や海上火災等があった場合の応急対策は次により実施する。

ア 災害発生事業所の措置

(ア) 所轄消防機関、第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)、又は市町村等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。
また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

(イ) 自衛消防隊、その他の要員により次の排出油等防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業の応援協力を求める。

a 大量油の排出があった場合

- (a) オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- (b) 損傷箇所を修理するとともに、さらに残油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- (c) 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- (d) 排出された油の回収作業を行う。
- (e) 排出された油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。
- (f) 油処理剤を散布し、排出油の処理を行う。

(なお、油処理剤の使用については十分留意するものとする。)

b 危険物の排出があった場合

- (a) 損傷箇所の修理を行う。
- (b) 損壊タンク内の危険物を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- (c) 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- (d) 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- (e) 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- (f) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- (g) 消火準備を行う。

c 火災が発生した場合

- (a) 放水、消火剤の散布を行う。
- (b) 付近にある可燃物を除去する。
- (c) 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- (d) 火点の制御を実施する。
- (e) 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- (f) 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

(ウ) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)又は消防機関に対し、爆発性、引火性、物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び排出油等防除活動に協力する。

(エ) 災害発生事業所のみによる油等の排出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、指定海上防災機関に業務を委託する。

イ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)の措置

- (ア) 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- (イ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
- (ウ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講じる。
- (エ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
- (オ) 船体並びに排出油等の非常処分を行う。
- (カ) 巡視船艇を出動させ、関係市町村と連携し、港湾関係団体等の協力を得て排出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。
- なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繋留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行う。
- (キ) 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講じるよう命じる。
- (ク) 油等が大量に排出した場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行うなど、被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。
- (ケ) 緊急に防除のための措置を講じる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、又は防除措置を講じるとまのなときは、指定海上防災機関に指示する。
- (コ) 大量の油等の排出や多数の者の遭難を伴う船舶の火災等港湾の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。
- また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。
- (サ) 大量の油等の排出事故が発生した場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するため必要な措置を講じることを要請する。
- ウ 東北地方整備局(青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所)の措置
- 油排出事故が発生した場合、要請等を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行う。
- エ 仙台管区气象台(青森地方气象台)の措置
- 気象・海象に関する情報を提供する。
- オ 沿岸市町村の措置
- (ア) 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命じる。
- (イ) 回収油等の仮置き場所を確保するとともに、海上排出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行う。また、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じる。
- (ウ) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等排出防止措置について指導する。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、排出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。

消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

- (オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

カ 県警察の措置

海上事故により油等が大量に排出した場合、関係機関と密接に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施する。

キ 県の措置

- (ア) 沿岸に漂着した海上排出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

- (イ) 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。

ク 港湾・漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活動等に協力する。

ケ 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、大量の油が排出され、沿岸に漂着するなどした場合には、必要に応じ総合調整本部を設置し、協議会会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整する。

協議会会員は、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ防除活動を実施する。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

(8) 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県又は自

衛隊に応援を要請する。

(3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

(4) 防災関係機関は、市町村、県、第二管区海上保安本部長からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 化学消火薬剤の保有状況 (資料編3-3-9)
- 流出油防除資機材の保有状況 (資料編5-2-1)
- 海上火災等対策用船舶の状況 (資料編5-2-2)
- 青森海上保安部と青森地域広域消防事務組合との業務協定書 (資料編5-2-3)
- 八戸海上保安部と八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部との業務協定 (資料編5-2-4)
- 青森県沿岸流出油等災害対策協議会連絡図 (資料編5-2-5)

第3節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

1 方針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 実施機関

東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)

航空運送事業者

自衛隊

県警察

県(県土整備部、危機管理局)

市町村

第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)、県、市町村、航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)、県、市町村、航空運送事業者等は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(3) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び県警察は、捜索活動を実施するための資機材の整備促進に努める。

イ 県、市町村(消防機関)、自衛隊は、救助・救急及び消火活動を実施するための資機材の整備促進に努める。

ウ 県、市町村は自衛隊、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

エ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(4) 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、市町村(消防機関)、東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)、県警察、自衛隊等は相互に連携した実践的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

航空災害が発生した場合、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。なお、米軍機に係る航空災害が発生した場合は、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき対応する。

1 実施責任者

東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)

航空運送事業者

自衛隊

県警察

県(県土整備部、危機管理局)

市町村

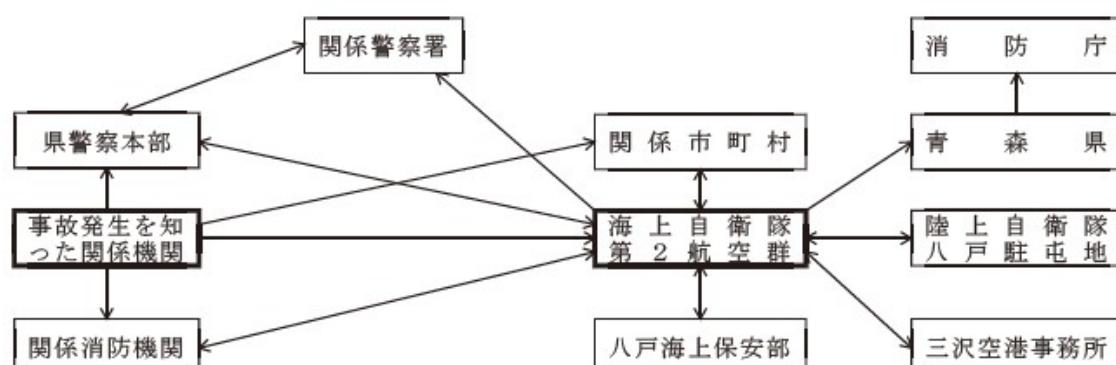
第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

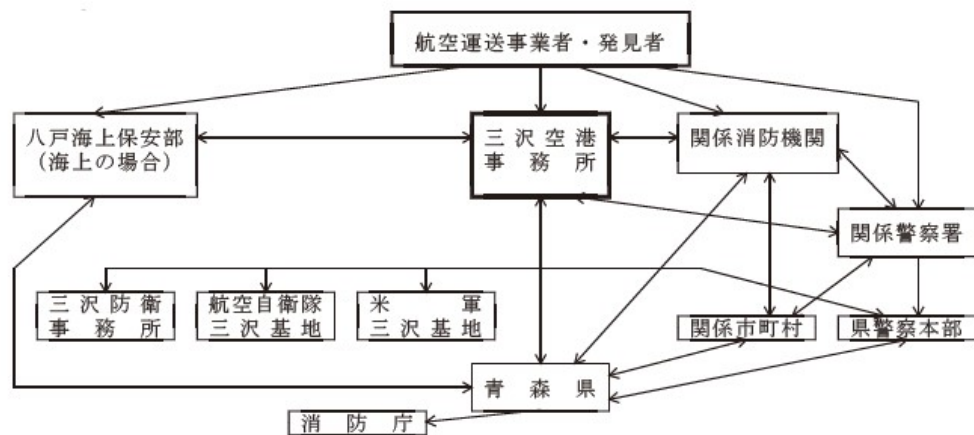
航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ア 八戸飛行場周辺における航空機事故

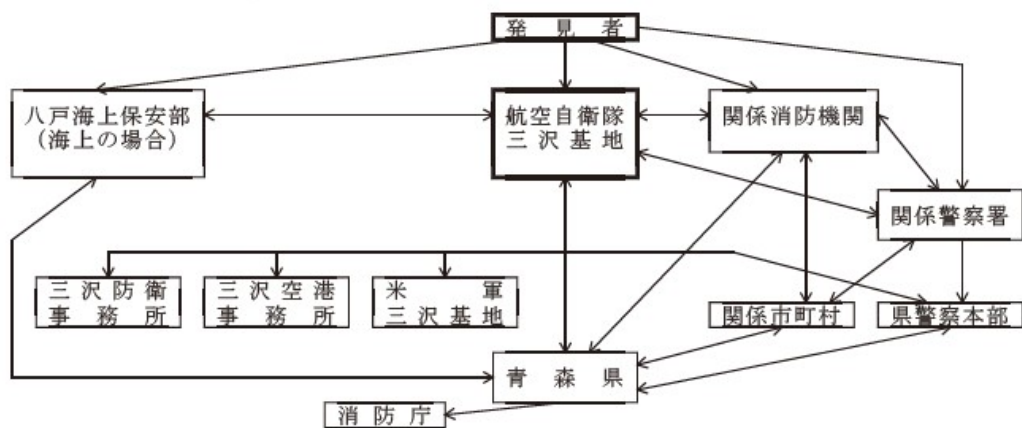


イ 三沢飛行場周辺における航空機事故

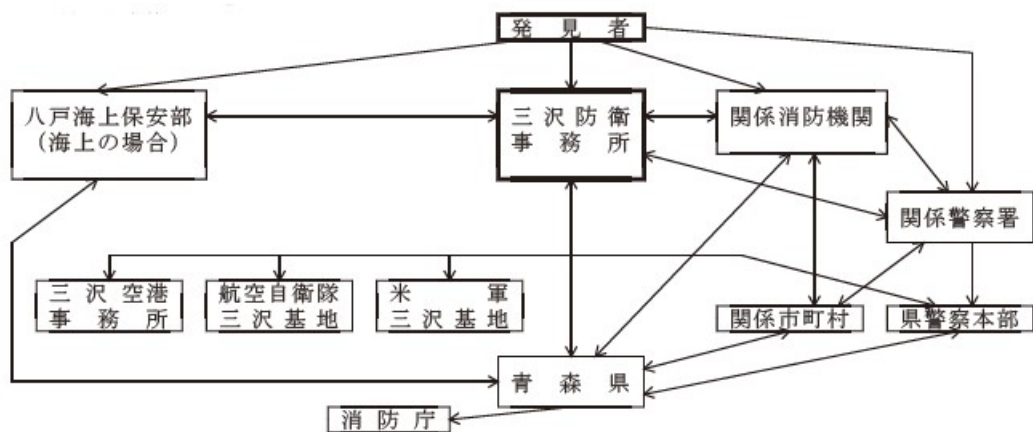
(ア)民間機の場合



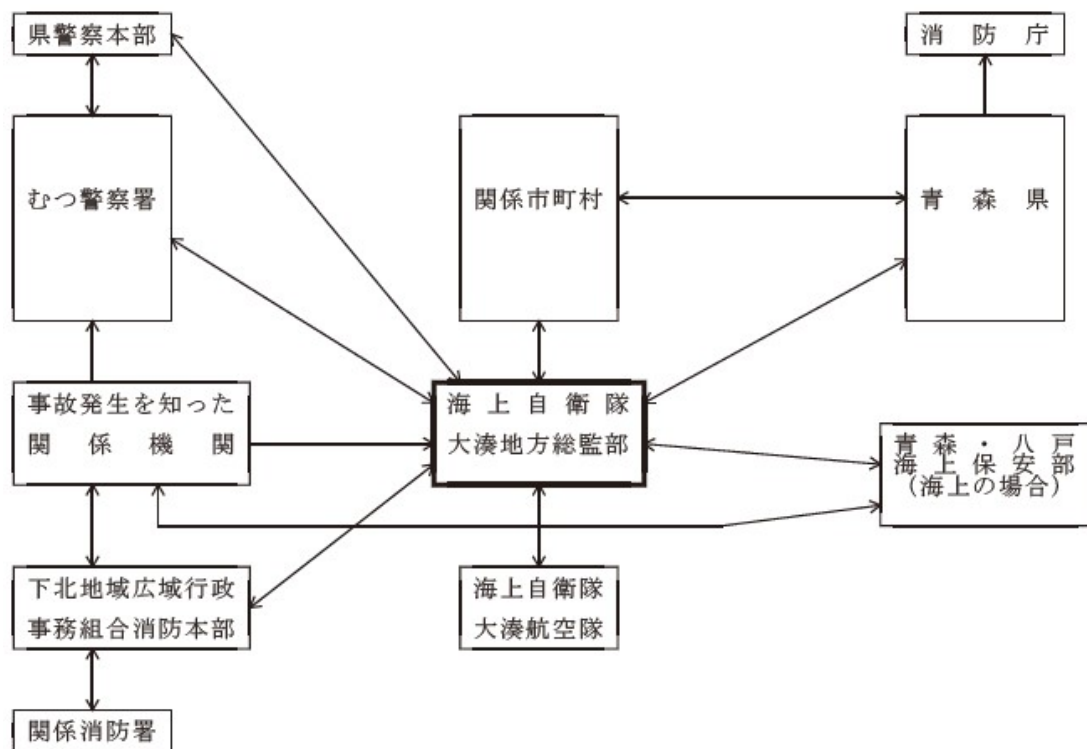
(イ)自衛隊機の場合



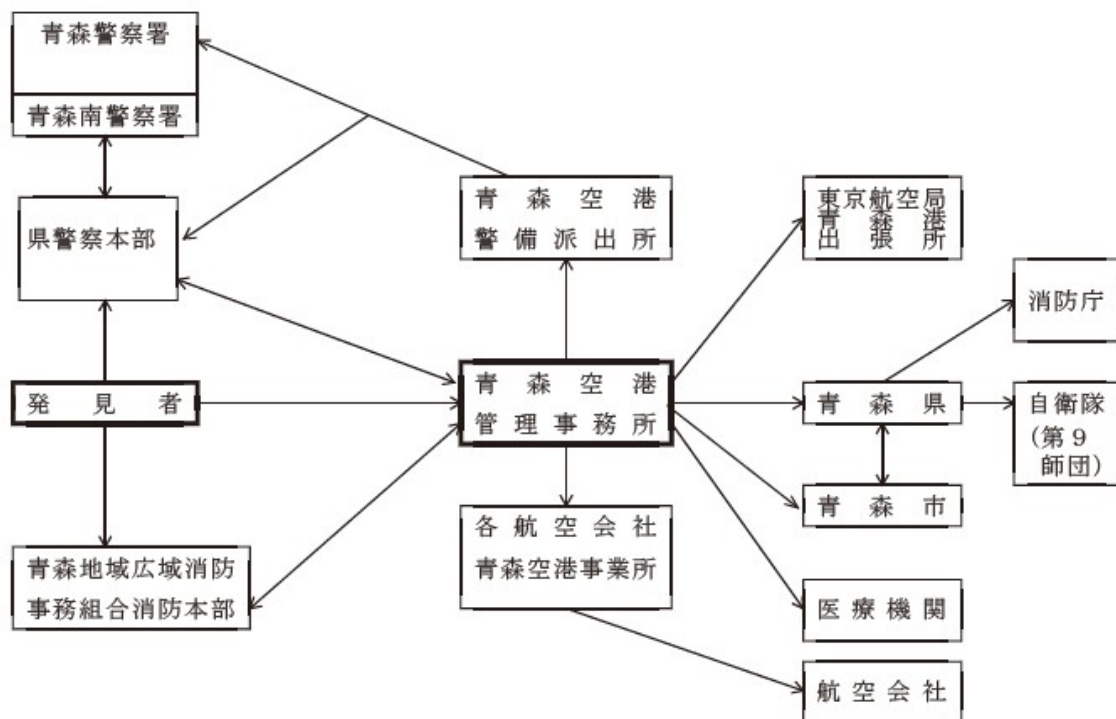
(ウ)米軍機の場合



ウ 大湊飛行場周辺における航空機事故

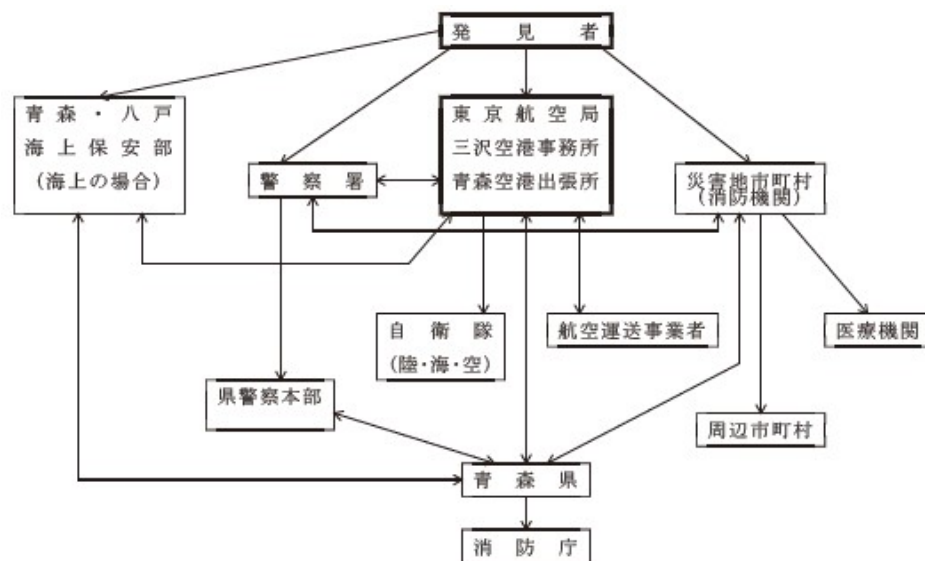


エ 青森空港における航空機事故

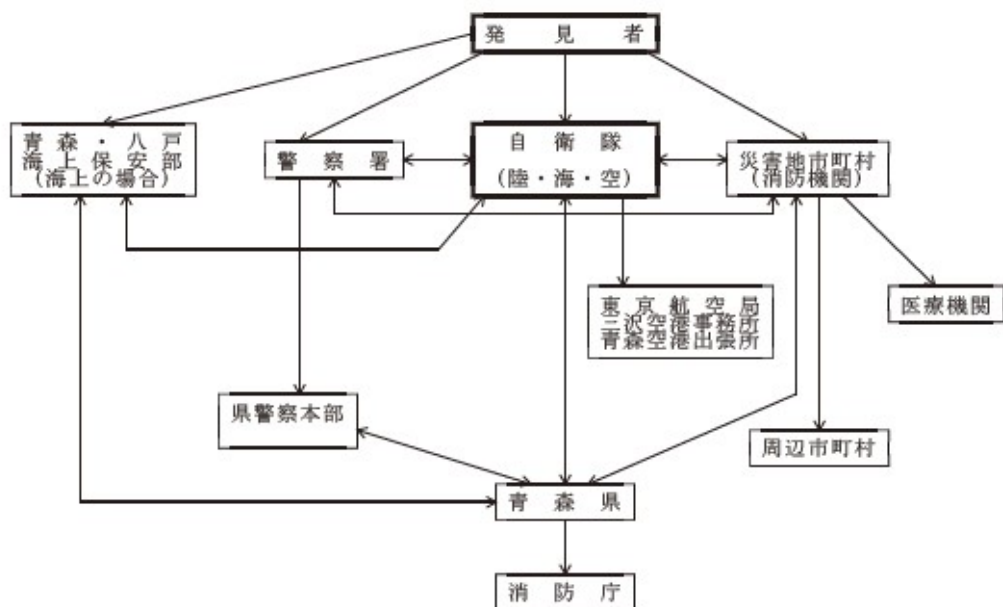


オ その他の地域で事故が発生した場合

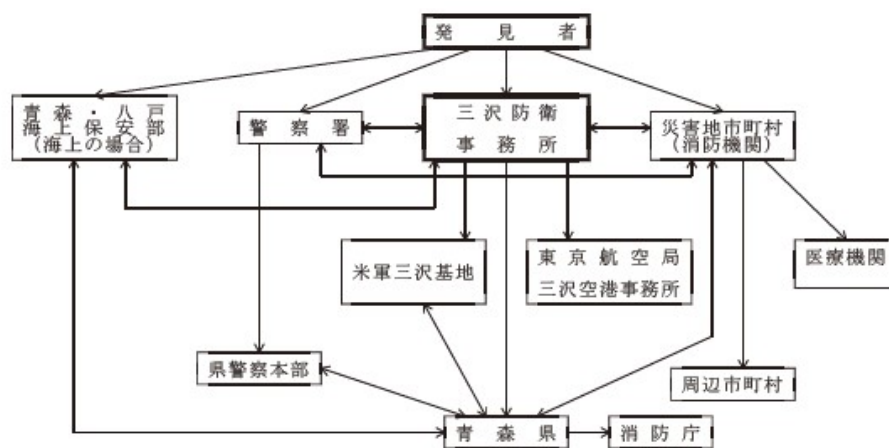
(ア)民間機の場合



(イ)自衛隊機の場合



(ウ)米軍機の場合



(2) 活動体制の確立

関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 搜索活動

ア 関係機関は、密接に協力の上、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

イ 自衛隊は、自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(4) 救助・救急活動

ア 空港管理者は、空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

イ 県警察及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

ウ 県警察は、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携の上、警察災害派遣隊等による救助活動を行う。

エ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、海上における災害に係る救助・救急活動を行うとともに、東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)、自衛隊、市町村等の救助活動を支援する。

オ 自衛隊は、自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

カ 県は、市町村の実施する救急活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、当該市町村からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

(5) 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」によるほか次により実施する。

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、県及び公益社団法人青森県医師会は「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

(6) 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。

ア 東京航空局(三沢空港事務所、青森空港出張所)は、空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

イ 青森空港管理事務所は、青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ 市町村(消防機関)は、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

エ 自衛隊は、自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

オ 県は、市町村(消防機関)の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

(7) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

(8) 立入禁止区域の設定・避難誘導等

- ア 市町村は空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命じる。
- イ 県警察は空港事務所と協力して危険防止の措置を講じるとともに、市町村職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があつたときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨を地元市町村へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。
- ウ 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所は、それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど、必要な措置をとる。

(9) 災害広報

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県又は自衛隊に応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (4) 防災関係機関は、市町村、県、東京航空局三沢空港事務所長からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 八戸飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定 (資料編5-3-1)
- 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定 (資料編5-3-2)
- 大湊飛行場周辺において航空事故及び事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制の整備に関する協定 (資料編5-3-3)
- 青森空港における航空事故対策 (資料編5-3-4)
- 飛行場の消防力 (資料編5-3-5)

第4節 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

1 方針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 実施機関

東北運輸局

鉄道事業者

県警察

県(交通・地域社会部)

市町村

3 実施内容

(1) 鉄道の安全確保

ア 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線等その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ 鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

エ 県及び市町村は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

オ 国及び鉄道事業者は、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 東北運輸局、県、市町村、鉄道事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 東北運輸局、県、市町村、鉄道事業者等は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにする

ため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 鉄道事業者は、事故災害発生直後における乗客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の強化に努める。

イ 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

ウ 県、市町村は救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備促進に努める。

エ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 防災訓練の実施

ア 鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、県、市町村の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

イ 東北運輸局、県、市町村、鉄道事業者等は、相互に連携した実践的な防災訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

列車の衝突等が発生した場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

1 実施責任者

東北運輸局

鉄道事業者

県警察

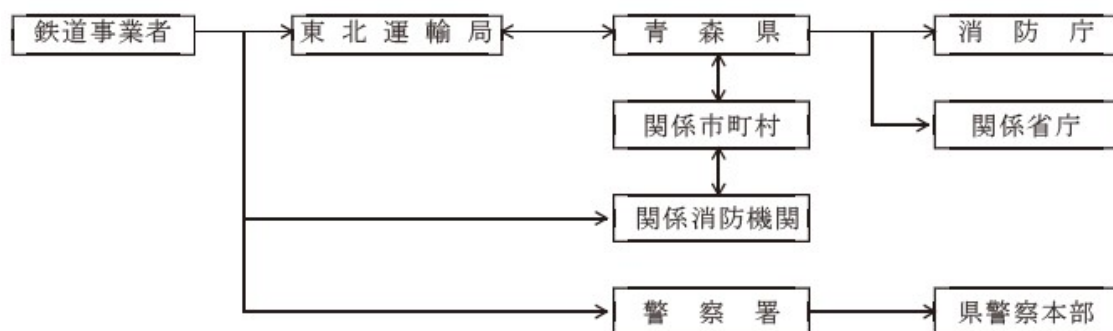
県(交通・地域社会部)

市町村

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



(2) 活動体制の確立

ア 鉄道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救助・救急活動

救助・救急活動については第4章第11節「救出」によるほか次により実施する。

ア 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

(4) 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」によるほか次により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(5) 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。

ア 鉄道事業者は、事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」によるほか次により実施する。

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(7) 災害広報

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報につい

て適切に提供する。

(8) 災害復旧

鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

復旧作業の際には、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資機材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県又は自衛隊に応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (4) 防災関係機関は、市町村、県、東北運輸局からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資 料)

- 鉄道災害発生等における消防活動に関する協定書 （資料編5-4-1）

第5節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

1 方針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 実施機関

道路管理者(国、県、市町村等)

県(県土整備部)

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 道路交通の安全確保

ア 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 県警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

ウ 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講じる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 国、県及び市町村は、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 道路管理者、県、市町村等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 道路管理者、県、市町村等は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 道路管理者は、医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

イ 関係機関は、災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

ウ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 防災訓練の実施

ア 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

イ 国の機関、県、市町村、道路管理者等は相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(6) 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

(7) 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

(8) 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2 応急対策

道路構造物の被災等が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

1 実施責任者

道路管理者(国、県、市町村等)

県(県土整備部)

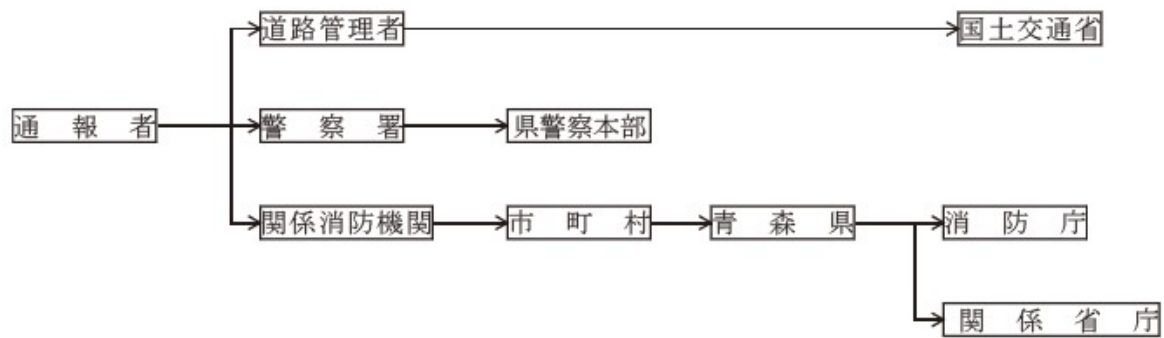
県警察

市町村

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



(2) 活動体制の確立

- ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じる。
- イ 関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第11節「救出」によるほか次により実施する。

- ア 道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。
- イ 県、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努める。

(4) 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」によるほか次により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(5) 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。

- ア 道路管理者は、事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」によるほか次により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(7) 危険物の流出に対する応急対策

- ア 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。
- イ 消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。
- ウ 県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

(8) 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- ア 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、

被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

イ 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

(9) 災害広報

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(10) 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (4) 防災関係機関は、市町村、県、東北地方整備局からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

第6節 危険物等災害対策

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質)の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害(放射性物質の大量放出の場合を除く。)が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

1 方針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施するものとする。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 実施機関

実施機関は危険物等の種別ごとに下表に示すとおりとする。

実施機関 危険物等	所有者 占有者	管理者	営業者	関東東北産業 保安監督部 東北支部	青森県	県警察	市町村
危険物	○	○	—	—	危機管理局	○	○
高圧ガス	○	—	—	○	危機管理局	○	○
火薬類	○	—	—	○	危機管理局	○	○
毒物・劇物	—	—	○	—	健康医療福祉部	○	○
放射性物質	—	○	—	—	危機管理局	○	○

3 実施内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 危険物施設

(ア) 規制

市町村(消防機関)は、消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- 危険物施設の位置、構造及び設備
- 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- 予防規程の作成
- その他法令で定められた事項

(イ) 保安指導

市町村(消防機関)は、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- b 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- c 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- d 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(ウ) 保安教育等

- a 事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し講習会、研修会等の保安教育を実施する。
- b 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。

(エ) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- a 防災組織の確立(人員配置・業務分担)
- b 保安検査、定期点検
- c 防災設備の維持管理、整備及び点検
- d 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- e 防災訓練の実施

(オ) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

イ 高圧ガス

(ア) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- a 高圧ガス施設の位置、構造及び設置
- b 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
- c 危害予防規程の作成
- d その他法令で定められた事項

(イ) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- a 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- b 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱及び消費並びに容器の検査及び取扱
- c 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- d 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(ウ) 保安教育等

- a 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して、保安教育を実施する。
- b 県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

c 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した危害予防週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(エ) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- a 防災組織の確立(人員配置・業務分担)
- b 定期自主検査
- c 防災設備の維持管理、整備及び点検
- d 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- e 防災訓練の実施

ウ 火薬類施設

(ア) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- a 火薬類施設の位置、構造及び設備
- b 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- c 危害予防規程の作成
- d その他法令で定められた事項

(イ) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- a 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- b 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取り扱いの方法
- c 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- d 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(ウ) 保安教育等

- a 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して、保安教育を実施する。
- b 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(エ) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- a 防災組織の確立(人員配置・業務分担)
- b 定期自主検査
- c 防災設備の維持管理、整備及び点検
- d 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- e 防災訓練の実施

エ 毒物・劇物施設

(ア) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- a 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- b 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- c 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- d その他法令で定められた事項

(イ) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- a 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱の方法
- b 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- c 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(ウ) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(エ) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- a 防災組織の確立(人員配置・業務分担)
- b 防災設備の維持管理、整備及び点検
- c 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- d 防災訓練の実施

オ 放射性同位元素使用施設

放射性同位元素使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県、市町村及び放射性同位元素使用施設の管理者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

- ア 危険物施設等の所有者等(以下、本節において「事業者」という。)、県、市町村等関係機関は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- イ 関係機関は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。
- ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

- ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- ア 事業者は、医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- イ 事業者及び市町村(消防機関)は、災害時の救助・救急、消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。
- ウ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

県、市町村等防災関係機関は危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた必要な防除資機材等の整備を行う。

(6) 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第 10 節「避難対策」により実施する。

(7) 施設・設備の応急復旧活動体制の整備

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材の整備を行う。

(8) 防災訓練の実施

事業者、県、市町村及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 防災知識の普及

防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

2 応急対策

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質)の漏えい等が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

1 実施責任者

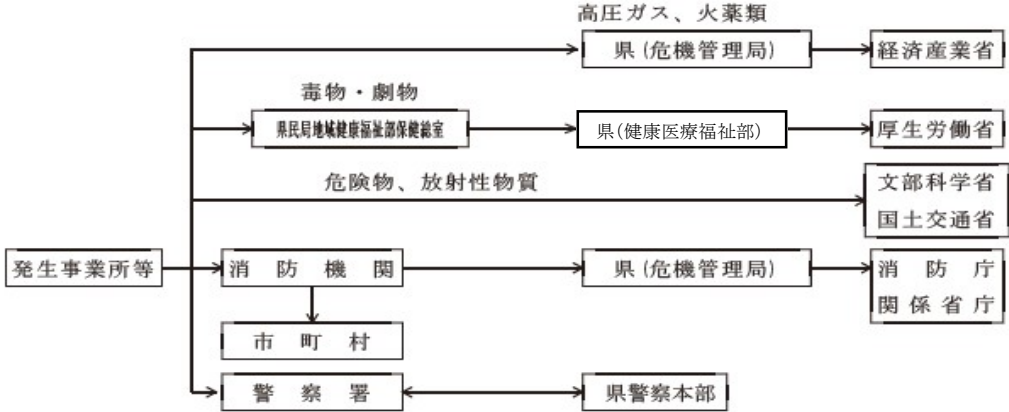
実施機関は危険物等の種別ごとに下表に示すとおりとする。

実施機関 危険物等	所有者 占有者	管理者	営業者	関東東北産業 保安監督部 東北支部	青森県	県警察	市町村
危険物	○	○	—	—	危機管理局	○	○
高圧ガス	○	—	—	○	危機管理局	○	○
火薬類	○	—	—	○	危機管理局	○	○
毒物・劇物	—	—	○	—	健康医療福祉部	○	○
放射性物質	—	○	—	—	危機管理局	○	○

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



(2) 活動体制の確立

- ア 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じる。
- イ 関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

ア 危険物施設

(ア) 危険物施設の所有者、管理者、占有者

- a 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。
- b 市町村(消防機関)及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するように警告する。
- c 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- d 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(イ) 県警察

- a 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- b 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に急を要する場合は、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置を講じる。また、市町村(消防機関)職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。
なお、この場合は、その旨市町村(消防機関)へ通知する。

(ウ) 県(危機管理局)

- a 消火活動等について、特に必要があるときは、当該市町村(消防機関)からの要請により他市町村(消防機関)に応援するよう指示する。
- b 市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

(エ) 市町村(消防機関)

- a 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- b 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命じる。
また、公共の安全の維持、又は、災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
- c 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- d 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

- e 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村(消防機関)に対して応援を要請する。
- f さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

イ 高圧ガス施設

(ア) 高圧ガス施設の所有者、占有者

- a 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水(地)中に埋めるなどの安全措置を講じる。
- b 県、県警察及び市町村(消防機関)へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(イ) 県警察

危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

(ウ) 県(危機管理局)

- a 製造業者、販売業者、貯蔵所の所有者若しくは占有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- b 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者、占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。
- c 自衛隊の災害派遣要請、他市町村からの応援要請については、危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

(エ) 市町村(消防機関)

危険物施設の場合に準じた措置(ただしbを除く。)を講じる。

ウ 火薬類施設

(ア) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者

- a 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講じるなどの安全措置を講じる。
- b 県、県警察及び市町村(消防機関)へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(イ) 県警察

危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

(ウ) 県(危機管理局)

- a 製造業者、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- b 火薬類の所有者、占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
- c 上記a、bの措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察へ通報する。

(エ) 市町村(消防機関)

危険物施設の場合に準じた措置(ただしbを除く。)を講じる。

エ 毒物・劇物施設

(ア) 毒物・劇物営業者

- a 毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じる。
- b 県、県警察及び市町村(消防機関)へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(イ) 県警察

危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

(ウ) 県(健康医療福祉部)

- a 毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定し、県警察、消防機関と連携をとり、交通遮断、緊急避難、広報活動等必要な措置を講じる。
- b 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて早急に復旧する。
- c 危険区域への立入禁止の解除に当たっては、関係機関と連絡を密にし、混乱のないよう措置する。

(エ) 市町村

- a 火災に際しては、施設の防火管理者との連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。
- b 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

オ 放射性同位元素使用施設

(ア) 放射性同位元素使用施設の管理者

- a 災害の発生について速やかに原子力規制委員会、警察署、及び火災の場合は市町村(消防機関)に連絡する。
- b 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。
- c 被害拡大防止措置を講じる。
- d 放射線治療中の被災者から他の者が被ばくしないよう必要な措置を講じる。

(イ) 県警察

県、市町村と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等の措置を講じる。

(ウ) 県(危機管理局)

災害の発生について市町村からの連絡を受け、消防庁等関係省庁に連絡する。

(エ) 市町村

放射線源の露出(密封線源)、流出(非密封線源)等について速やかに県に報告するものとし、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講じる。

(4) 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」によるほか次により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密

接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」によるほか次により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(6) 危険物等の大量流出に対する応急対策

ア 大量の原油等の油が海上に排出された場合は、事故の原因者等は防除措置を講じる。

イ 消防機関は、危険物等が海上に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

ウ 県警察は、大量流出した危険物が、沿岸区域に達するなど、地域住民に危険を及ぼす可能性がある場合は、立入禁止区域の設定や避難誘導等の活動を行う。

エ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、危険物等が海上に流出した場合は第3節「海上災害対策」により対策を実施する。

(7) 施設・設備の応急復旧活動

関係機関は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

(8) 災害広報

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(9) 災害復旧

関係機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。

また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明示するよう努める。

3 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。

(3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

(4) 防災関係機関は、市町村、県からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資料)

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 石油コンビナート等防災資機材の保有状況 | (資料編3-3-8) |
| ○ 化学消火薬剤の保有状況 | (資料編3-3-9) |
| ○ 流出油防除資機材の保有状況 | (資料編5-2-1) |
| ○ 災害時における応援協力に関する協定 | (資料編5-7-1) |

第 7 節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

1 方 針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

2 実施機関

事業者等

県(県土整備部、危機管理局)

市町村

3 実施内容

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

ア 県及び市町村は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 県、市町村及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入れ等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

市町村(消防機関)は、多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 県、市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

イ 県、市町村、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

(4) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 県、市町村等関係機関は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 関係機関は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(5) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(6) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 関係機関は、医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

イ 関係機関は、災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

ウ 市町村(消防機関)は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

エ 市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

(7) 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

(8) 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

県、市町村、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(9) 防災知識の普及

ア 県、市町村等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

イ 県、市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(10) 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

2 応急対策

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

1 実施責任者

事業者等

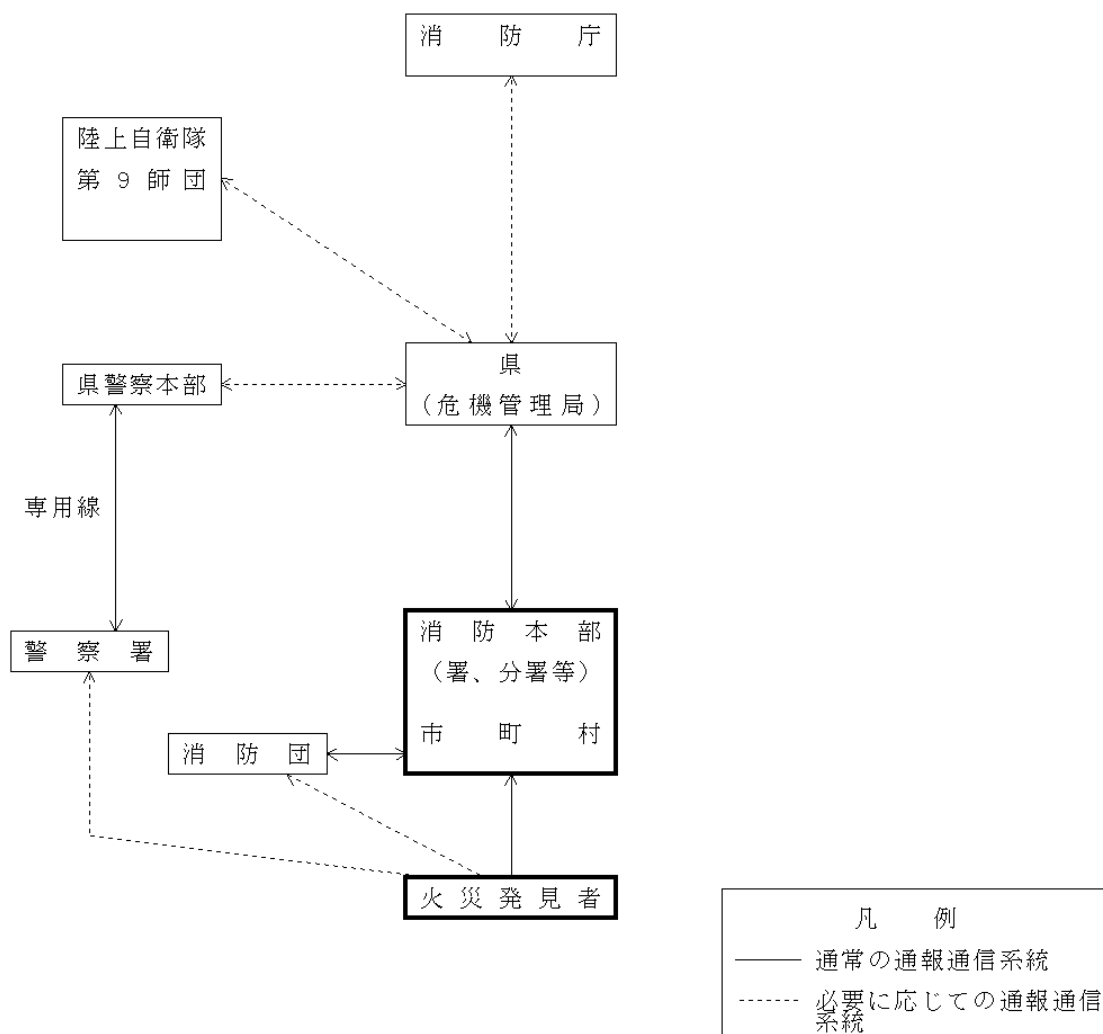
県(危機管理局)

市町村

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



(2) 活動体制の確立

ア 事業所等は、発災後、速やかに火災拡大防止のため、必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第11節「救出」により実施する。

(4) 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

(5) 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」により実施する。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

(7) 避難対策

避難対策については、第4章第8節「避難」により実施する。

(8) 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

(9) 災害広報

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(10) 災害復旧

市町村等は、大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

3 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (4) 防災関係機関は、市町村、県からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資 料)

- | | |
|---------------------|------------|
| ○ 青森県消防相互応援協定書 | (資料編4-6-3) |
| ○ 消防相互応援協定(一覧表) | (資料編4-6-4) |
| ○ 災害時における応援協力に関する協定 | (資料編5-7-1) |

第8節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

1 方針

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、林野火災を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 実施機関

東北森林管理局

県(農林水産部、危機管理局)

市町村

防災関係機関

3 実施内容

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 市町村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

イ 関係機関は、施設、設備の整備にあたり、第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

(ア) 予防施設の整備

各関係機関は、林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水等予防施設を整備する。

また、他の林野所有者等が行う予防措置に積極的に協力する。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

- a 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。
- b 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰提等を利用し貯水施設を設ける。
- c 防火線の設置・整備とともに防火樹の植栽に努める。

(イ) 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災特別地域として決定された地域については、林野火災特別地域対策事業を積極的に推進し、消防施設等の整備を図る。

林野火災特別地域の要件を満たしているが、地域決定に至らない市町村については、特別地域に決定するなど林野火災対策を計画的に充実強化する。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

ア 県、市町村等関係機関は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 関係機関は、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

ウ 関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(3) 災害応急体制の整備

ア 関係機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

イ 関係機関は、災害時における応急活動に関し、平時から相互の連携体制の強化を図る。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

ア 関係機関は、医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

イ 関係機関は、災害時の救助・救急に備え、資機材等の整備促進に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備促進する。

(ア) 空中消火用施設の整備

空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。

(イ) 消火資機材の整備

消防機関はもとより、市町村等においても、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備促進する。

(ウ) 空中消火用資機材の整備

県は、空中消火用資機材を整備促進する。

(5) 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第10節「避難対策」により実施する。

(6) 施設・設備の応急復旧活動

県、市町村、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第9節「防災訓練」により実施する。

(8) 出火防止対策の充実

ア 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、関係機関は火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

(ア) 山火事防止運動強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間(4月1日～6月10日)として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

(イ) 山火事防止対策協議会の設置

県その他関係機関は、山火事防止運動を強力に推進するため、山火事防止対策協議会を設置、開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を総合的に調整する。

(ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、

テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

(エ) ポスター、看板の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を示したポスター、看板を設置し、又は横断幕等を掲げ注意を喚起する。

(オ) チラシ、パンフレット等の作成、配付

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、住民に配付する。

(カ) 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透も併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター等の募集を行う。

(キ) 広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間の期間中は、広報車等により巡回宣伝、パレードを実施し、山火事防止を呼びかける。

(ク) 火入れに関する条例の遵守

農林業従事者に対し、市町村火入れに関する条例を遵守させるとともに、作業火、たき火及びたばこ火等についての注意を促す。なお、林業機械による林野火災の発生も懸念されることから、その使用についても十分指導する。

イ 巡視、監視の徹底

東北森林管理局及び県は、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には、巡視員等を配置し、また、ヘリコプターによる監視など警戒体制を強化し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者に対し、火気の取扱について指導する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における監視指導を徹底する。

2 応急対策

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、以下のとおり応急対策を講じるものとする。

1 実施責任者

東北森林管理局

県(農林水産部、危機管理局)

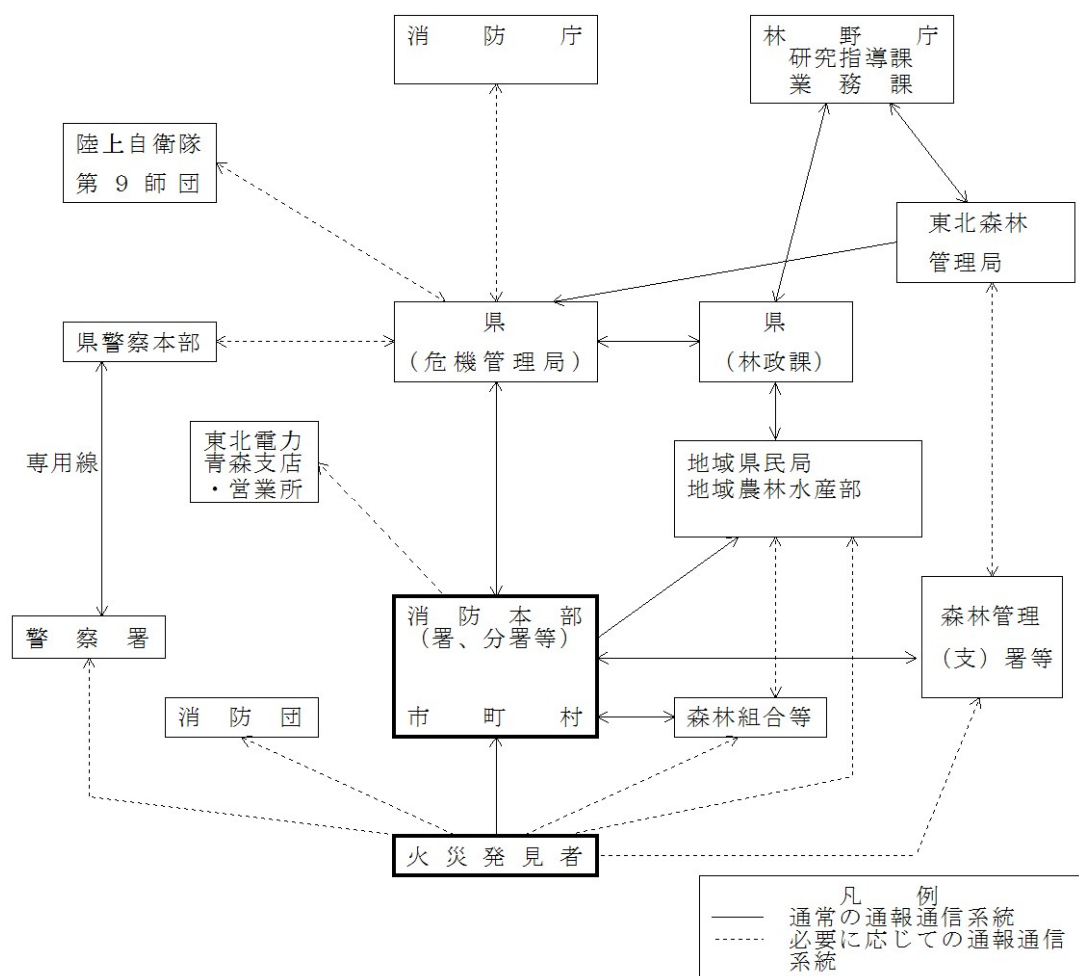
市町村

防災関係機関

2 実施内容

(1) 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



(2) 活動体制の確立

ア 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動は、市町村消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材を補給する。

イ 現場指揮本部の設置等

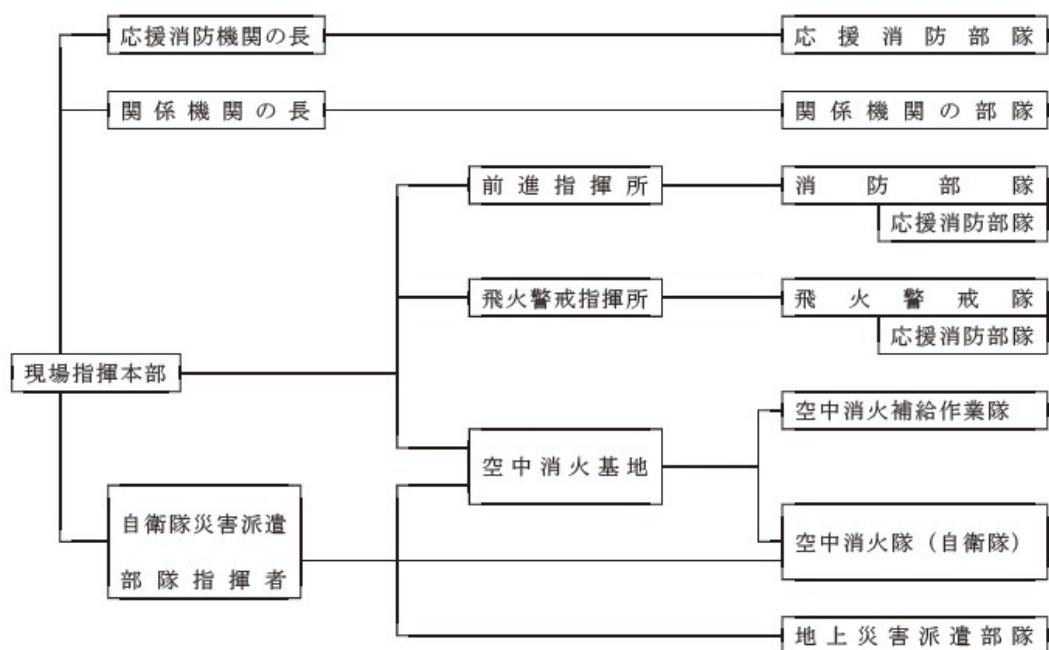
(ア) 現場指揮本部の設置

- 火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現場指揮本部を設置する。
- 現場指揮本部には、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設ける。
- 消防長は現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を実施する。
- 火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して決定する。

(イ) 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

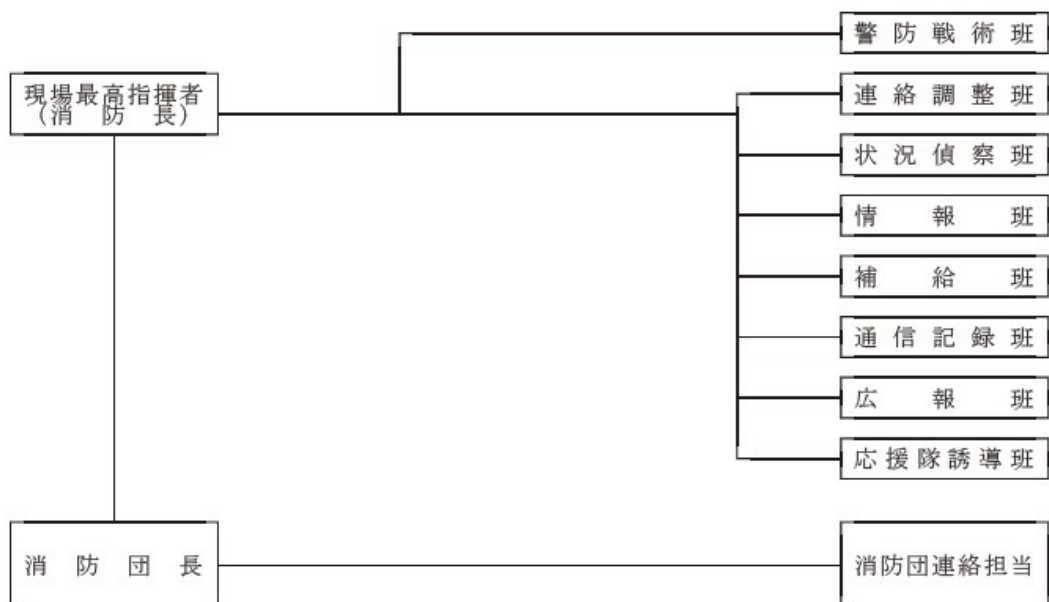


(ウ) 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により標示する。

(エ) 現場指揮本部の編成及び任務

a 現場指揮本部は、概ね次のとおり編成する。



b 任務

(a) 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- i 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- ii 交替要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- iii 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- iv 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

(b) 連絡調整班

市町村は、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡する。

(c) 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察、収集する。

(d) 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集、整理する。

(e) 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

(f) 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図る。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

(g) 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の状況、消防部隊の活動情報、今後の見通し等について、巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、住民に的確な情報を提供する。

(h) 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊を部署位置まで誘導する。

(3) 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第11節「救出」により実施する。

(4) 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」によるほか次により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(5) 消火活動

消火活動については第4章第9節「消防」によるほか次により実施する。

ア 地上消火の方法

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施する。

イ 空中消火の方法

空中消火は、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮した上で、次の場合に状況にあった最適な消火法を選定し、県防災ヘリコプターにより又は自衛隊の災害派遣を要請して実施する。

(ア) 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

(イ) 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

(ウ) 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断されるとき

ウ 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

エ 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。

なお、県は市町村から貸し出しの申し出があったときは、積極的に貸し出しを行う。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第 20 節「輸送対策」及び同章第 28 節「交通対策」により実施する。

(7) 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を図る。

ア 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

イ 林野内の住家又は山麓周辺の集落等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。

ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該住民に避難の指示をする。

避難の方法等は、第4章第8節「避難」による。

(8) 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

(9) 災害広報

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

(10) 二次災害の防止活動

県、市町村及び東北森林管理局は、林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

(11) 災害復旧

市町村等は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

3 応援協力関係

- (1) 市町村長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は、自らの応援措置の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県、自衛隊又は防災関係機関等に応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。
- (4) 防災関係機関は、市町村、県からの応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

(資 料)

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○ 林野火災用消防資機材の保有状況 | (資料編3-3-10) |
| ○ 林野火災用空中消火資機材の保有状況 | (資料編3-3-11) |
| ○ 防災ヘリコプター場外離着陸場 | (資料編4-20-12) |
| ○ 青森県消防相互応援協定 | (資料編4-6-3) |
| ○ 消防相互応援協定(一覧表) | (資料編4-6-4) |
| ○ 災害時における応援協力に関する協定 | (資料編5-7-1) |
| ○ 青森県防災資機材管理運用要綱 | (資料編5-8-1) |

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、県及び防災関係機関が講じるべき措置は以下のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、以下のとおり災害復旧体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1 災害復旧体制の確立

- (1) 県は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって国の関係課等に報告するとともに、次の体制を確立しておくものとする。
 - ア 本庁、出先機関、市町村との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
 - イ 災害が発生した場合、本庁、出先機関又は市町村の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
 - ウ 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと
 - エ 査定を受けるための体制を確立しておくこと
 - オ 被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止等のため国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の受入体制
 - カ TEC-FORCEが出動した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、(公社)全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請および受入体制
- (2) 市町村長は、上記(1)に準じた体制を整備するとともに、県と十分打合せ協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。
- (3) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンとは、相互に連携し活動するものとする。

2 大規模災害における対応

- (1) 国は、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害においては、激甚災害指定の早期化や災害復旧等の技術支援として、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)や水土里災害派遣隊等を派遣し、積極的に被災状況調査の支援を行うとともに、調査結果を取りまとめ、災害終息後、最短で1週間程度経った時点から「指定見込み」を公表するとともに、激甚災害に指定又は指定の事前公表がされた災害について、机上査定限度額の引き上げ、採択保留額の引き上げ、設計図書の簡素化等の手続きの効率化を実施する。
- (2) 県は、激甚災害の指定見込みが公表され、手続きの効率化が実施される場合において、効率化に

対応した査定計画等を立案する。

- (3) 国〔国土交通省〕及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- (4) 県又は市町村は、工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の県道、市町村道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。
- (5) 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (6) 県は、指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、必要に応じて国による権限代行に基づく支援を要請する。

3 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

ア 災害の程度により緊急の度合いに応じて、国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

イ 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ 緊急査定の場合は国から事前に、復旧計画指導のため現地指導官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

エ 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。

カ 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて、計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

公共施設災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧(県農林水産部、県県土整備部)

(ア) 河川災害復旧事業

(イ) 海岸災害復旧事業

(ウ) 砂防設備災害復旧事業

- (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (キ) 道路災害復旧事業
- (ク) 港湾災害復旧事業
- (ケ) 漁港災害復旧事業
- (コ) 下水道災害復旧事業
- (サ) 公園災害復旧事業
- イ 農林水産施設災害復旧(県農林水産部)
- ウ 文教施設等災害復旧(県教育委員会)
- エ 厚生施設等災害復旧(県健康医療福祉部)
- オ その他の公共的施設災害復旧(県関係部局、関係機関)

4 災害復旧資金の確保(県財務部、東北財務局)

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を構じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を図る。

(1) 県の措置

- ア 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

- ア 必要資金の調査及び指導
関係機関と緊密に連絡の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
- イ 金融機関の融資の指導
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。
- ウ 災害つなぎ資金の融通
県、市町村に対し、災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

5 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて以下のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

- ア 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画

を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、市町村、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

(資 料)

- | | |
|------------------------------------|------------|
| ○ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 | (資料編6-1-1) |
| ○ 災害時における応急対策業務に関する協定(県測量設計業協会) | (資料編6-1-2) |
| ○ 災害時における応急対策業務に関する協定(東北6県他) | (資料編6-1-3) |
| ○ 災害時における応急対策業務に関する協定(建設コンサルタンツ協会) | (資料編6-1-4) |
| ○ 東北地方における災害等の相互応援に関する協定(東北6県他) | (資料編6-1-5) |
| ○ 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定 | (資料編6-1-6) |

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、以下のとおり金融措置を講じるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び株式会社日本政策金融公庫法に基づく円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用（県経済産業部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

（資 料）

○ 災害復旧対策融資関係

（資料編6－2－1）

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

国、県及び市町村は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続きのほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続きが円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

1 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

災害のため、勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により職業を失った者に対し、以下のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2 租税の徴収猶予、減免（県財務部等）

国、県及び市町村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

4 生業資金の確保（県健康医療福祉部、市町村、県・市町村社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：市町村社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県、中核市

申込先:地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室、中核市の福祉事務所

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関:市町村

申込先:市町村

5 生活再建の支援（国、県、市町村）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

6 義援物資、義援金の受入れ（市町村）

(1) 義援物資の受入れ（県、市町村）

県民、企業等からの義援物資について、被災市町村で受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表する。

(2) 義援金の受入れ、配分（県健康医療福祉部、県出納局、市町村）

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受入れたものについては、県が配分委員会を組織し、協議の上、市町村を通じて被災者に配分する。また、市町村で受け入れた義援金は市町村が適切に保管し、各市町村が配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7 住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、市町村）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び市町村は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

市町村は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込希望者に対して借入れの指導を行う。

(3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

8 生活必需品、復旧用資機材の確保（県各部局）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9 農業災害補償（県農林水産部）

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

10 漁業災害補償（県農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11 罹災証明の交付体制の確立（県財務部、県危機管理局、市町村）

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

12 被災者台帳の作成（県関係部局、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、市町村）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定

入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14 援助、助成措置の広報等（県関係部局、市町村）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

（資 料）

- 災害復旧対策生活保障関係 (資料編6-3-1)
- 被災者生活再建支援制度 (資料編6-3-2)
- 災害により被災した県民の住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書 (資料編6-3-3)